



資 料 7
品川区基本構想等策定委員会
平成19年6月8日

基本構想改定の課題

品川区企画部





目次

1. 一般的な動向	1
1 - . 人口減少社会の到来	1
1 - . ライフスタイルの多様化	3
1 - . 情報化・知的価値重視の時代	6
2. 教育・子育て関係等に関する動向	9
2 - . 多様化・充実を目指す子育て環境	9
2 - . 学力向上と個性ある教育をめざす教育環境	11
3. 健康・福祉等に関する動向	14
4. 産業・環境・コミュニティ等に関する動向	18
4 - . 経済のグローバル化	18
4 - . 文化の魅力・国際交流の必要性	22
4 - . 持続可能な都市への要請	26
5. まちづくりに関する動向	29
5 - . 安全・安心社会への要請	29
5 - . 大都市における都市政策の動向	31
6. 行財政運営・地方分権等に関する動向	34
6 - . 行財政改革、地方分権の動向	34
6 - . 「新しい公共」への取組	37



近年の社会動向

平成17(2005)年、我が国は、出生数よりも死亡数が上回る人口減少社会に突入し、出生数は、106万人、合計特殊出生率は1.25まで低下した。

この少子化傾向が続くと、人口減少は加速度的に進行し、21世紀中ばには、総人口は1億人を割り込み、平成112(2100)年には、現在の半分以下になると見込まれている。

少子化に伴う年少人口割合の減少は、年少者と高齢者人口のバランスを崩すことになる。既に平成9(1997)年には、高齢者人口が年少人口を逆転し、労働力人口の減少化傾向、高齢化の方向にある。

高齢者人口、とりわけ後期高齢者の増大は、社会保障給付費の拡大をもたらし、そのうち特に、年金や高齢者医療費が拡大していく。これは翻って、個人の社会保障負担の増大を招くことになり、現役世代の収入に占める負担が過重なものとなっていくことが懸念される。

まちづくりへの影響と課題

少子化により、子どものいる世帯が減少することは、子ども自身の自立心や他者への思いやり、社会性を育み、成長することを困難にすることが指摘されている。

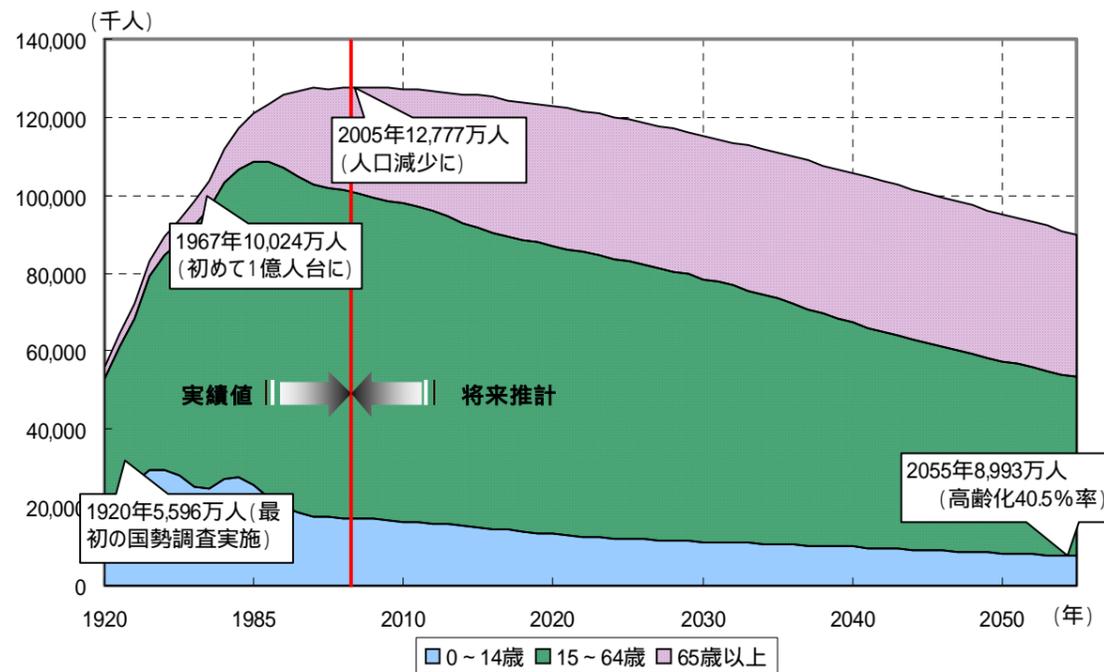
また、親世代にも、親としての資質が十分に備わっていないことが懸念され、家庭の子育て・教育力の育成、地域社会の子育てへの支援がさらに求められる。

少子化によってもたらされる、労働力人口の減少と高齢化は、企業活動にも多大な影響を与えることになる。子どもを産み・育てやすい社会づくりに向けて、働きやすい雇用環境づくりも重要となる。

年金受給者の増大、老人医療費・介護医療費の増大により、これを支える若い世代の負担が大きくなることが確実である。加えて、特に、子育て世代は子育ての経済負担も重いことから、子育て世代への経済的支援も視野に入れていくことが必要である。

平成17(2005)年の我が国の総人口は、1億2,776万8千人で、前年の推計人口を2万2千人下回り、「人口減少社会」に突入した。

図表1-1 我が国の人口構造の推移

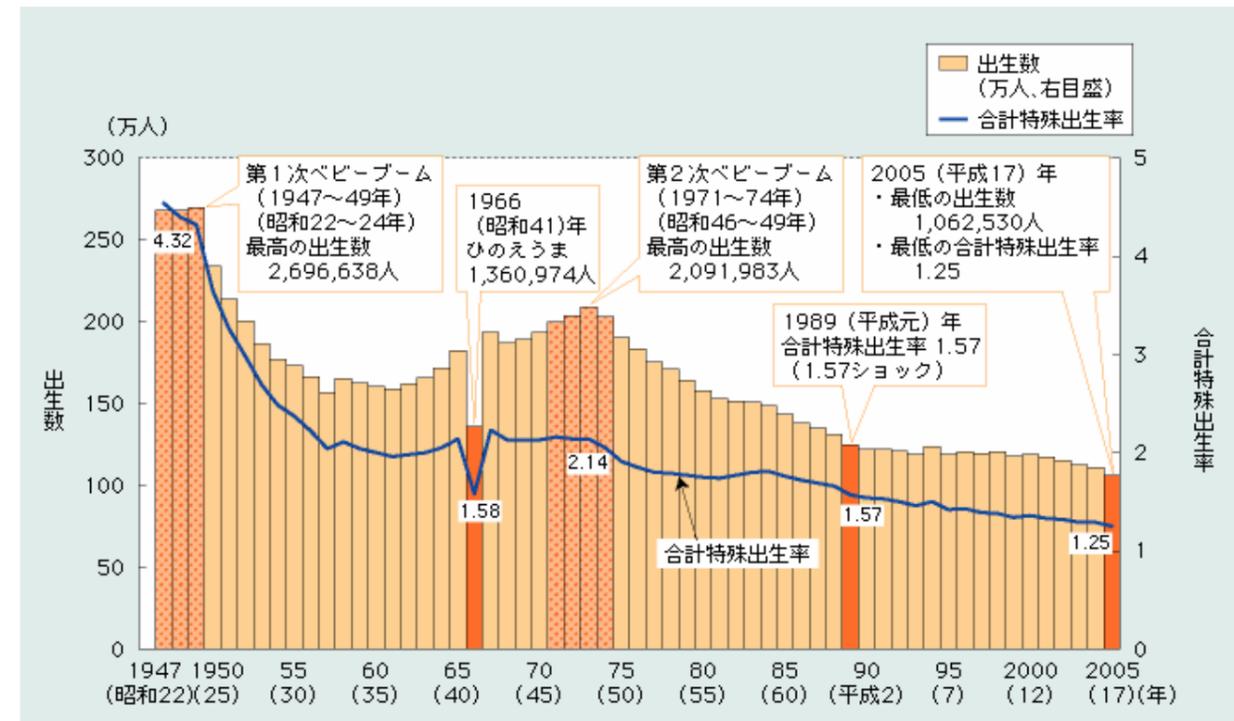


資料) 2005年までは総務省統計局「国勢調査」、「10月1日現在推計人口」、2006年以降国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)-平成18(2006)年~平成67(2055)年」(出生中位(死亡中位)推計)

注) 2000年前については、各年となっていない。したがって、グラフ軌跡のような人口増加を遂げたことを示すものではない。

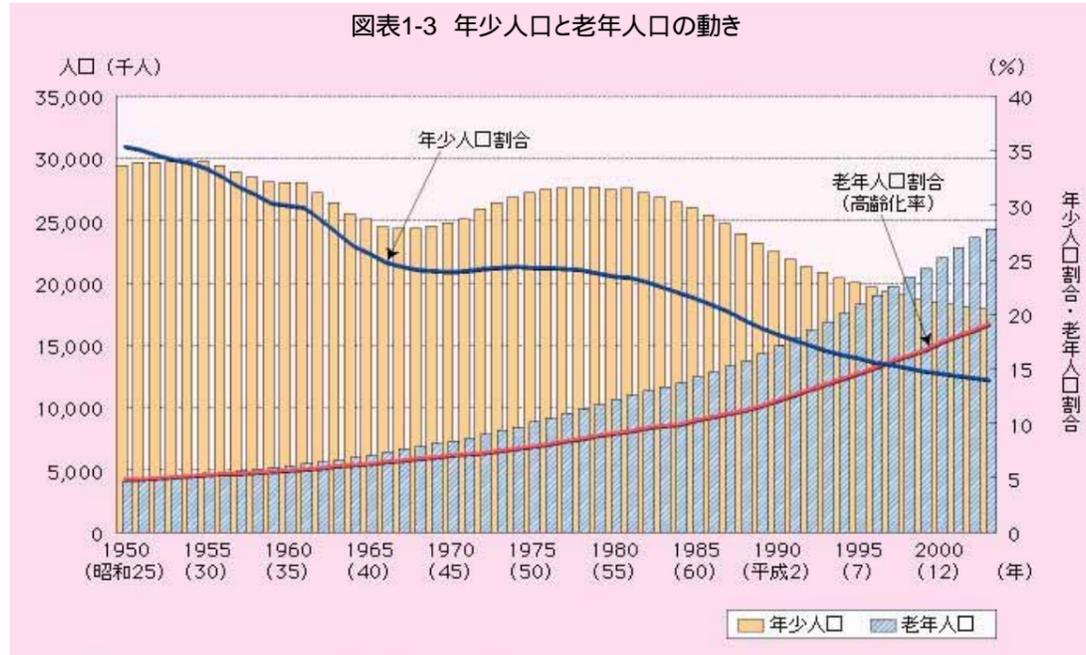
出生数は、昭和50(1975)年に200万人を割り込んで以降減少を続け、平成17(2005)年には106万人、合計特殊出生率は、1.25を記録した。しかし、平成18(2006)年には若干持ち直し、出生数112万2,278人、合計特殊出生率1.32となった。

図表1-2 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



資料) 厚生労働省「人口動態統計」
注) 1947年~1972年は沖縄県を含まない。

少子化に伴う年少人口割合の減少傾向が続き、平成9(1997)年には、65歳以上人口よりも少なくなった。



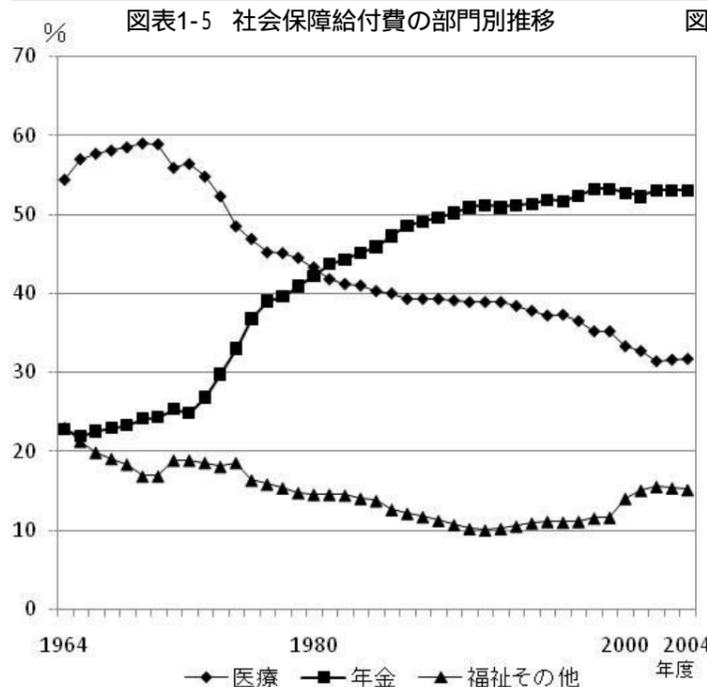
出典)総務省「国勢調査」「10月1日現在推計人口」

労働力人口は、高齢者人口の増加を上回る少子化傾向によって、高齢化しながら、減少していくことが予想されている。

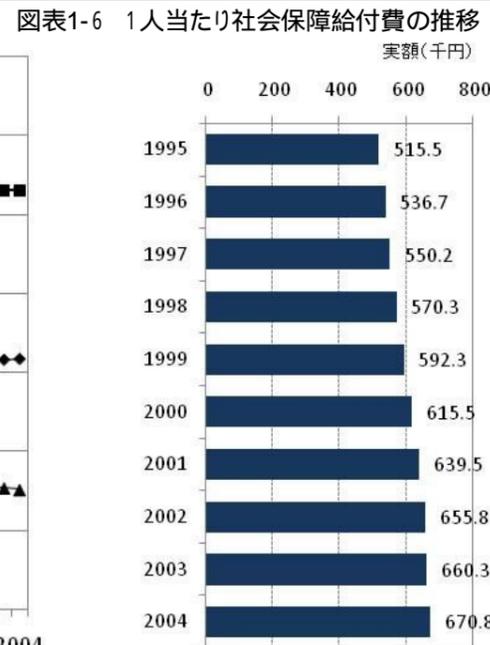


出典)2005年までは総務省「労働力調査」、2015年以降は厚生労働省推計(2005年)における「労働市場への参加が進むケース」の値。

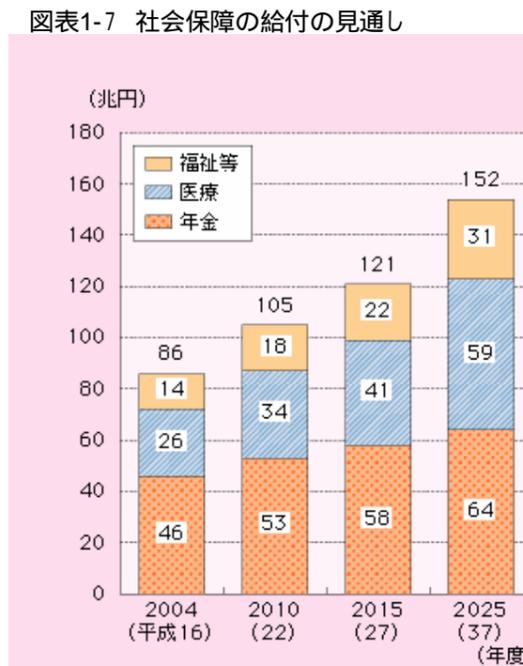
社会保障給付費は、年々増大しており、そのうち年金の占める割合が増大している。



資料)国立社会保障・人口問題研究所「社会保障研究資料集」平成16年度社会保障給付費、注)「福祉その他」は、生活保護、児童手当、失業給付、社会福祉費等



社会保障給付費は、平成37(2025)年には152兆円に増大し、社会保障負担分の労働力人口1人あたり負担額は152万円と予想されている。



出典)厚生労働省「社会保障の給付と負担の将来見通し(平成16年5月推計)」



近年の社会動向

長寿命化は戦後一貫して継続しており、人生の可処分時間が増加している。家族構造の変化により、単独世帯が増加するなど、個々人の意思・スタイルに基づいた生活を行う世帯の比率が高まっている。

就労状況に関しては女性の労働力率が高まりを見せており、女性のライフスタイルが多様化をみせているほか、非正規雇用労働者の比率が高まっている。フリーターや卒業後無業者数は1990年代以降急速に増加してきたが、ここ数年は景気回復の影響などもあり、減少傾向に転じている。

複数の仕事（ボランティア・NPO活動等も含む）を掛けもつ「多業人口」は1割強存在している。

まちづくりへの影響と課題

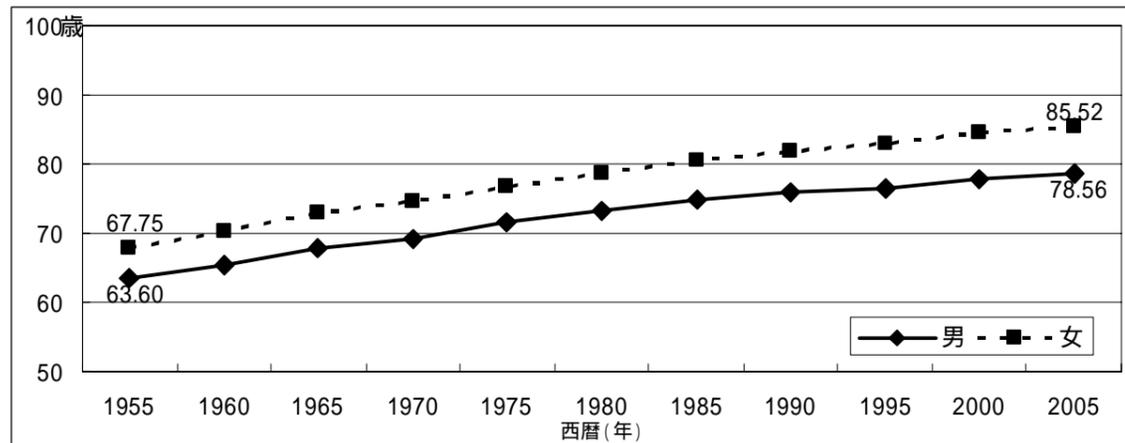
各人が自由に使える時間が拡大することや社会貢献活動に対する意識が高まることで、これまで行政が担ってきた公共サービスを新たに担う多様な地域活動の展開等が期待できる。

一方で、生活スタイルの多様化は、行政サービスニーズの多様化ももたらすことが想定され、地域社会において行政が担うべき役割が変化してくる。

就労の場は労務の提供とその対価を得るという機能だけでなく、各種社会保障等や健康・福祉施策も担っており、就労形態が変化・多様化することで、従来の社会保障・健康・福祉施策が機能しにくくなる面も懸念される。

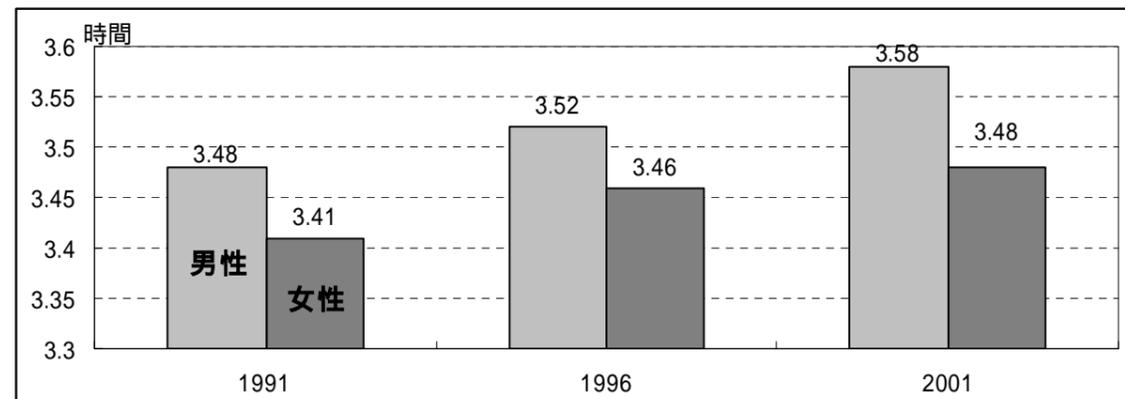
中長期的にわが国の平均寿命は伸びており、人生80年時代を迎えている

図表1-9 平均寿命(0歳の平均余命)の推移



資料)厚生労働省「完全生命表(1955~2005)」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表1-10 3次活動時間の推移

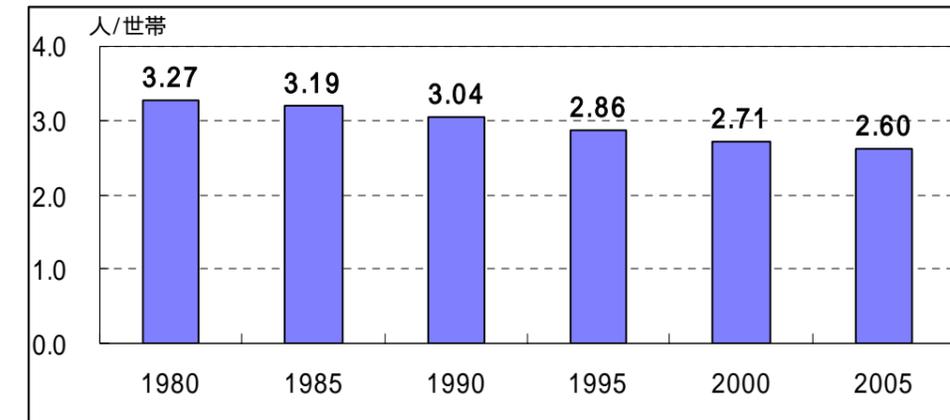
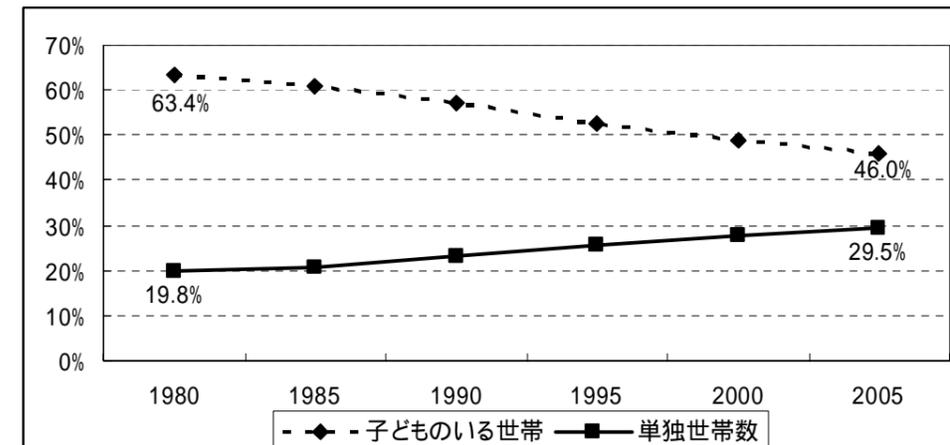


注) 3次活動とは、「1次活動(睡眠、食事のように生理的に必要な活動)」、「2次活動(仕事、家事のように社会生活を行う上で義務的な性格の強い活動)を除いた各人が自由に使える時間における活動をいう。

資料)総務省「社会生活基本調査(1991~2001)」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

単身世帯の増加や少子化等により世帯規模は縮小傾向が続いている。

図表1-11 一般世帯総数に対する子どものいる世帯・単身世帯比率(上図)及び平均世帯人員(下図)の推移



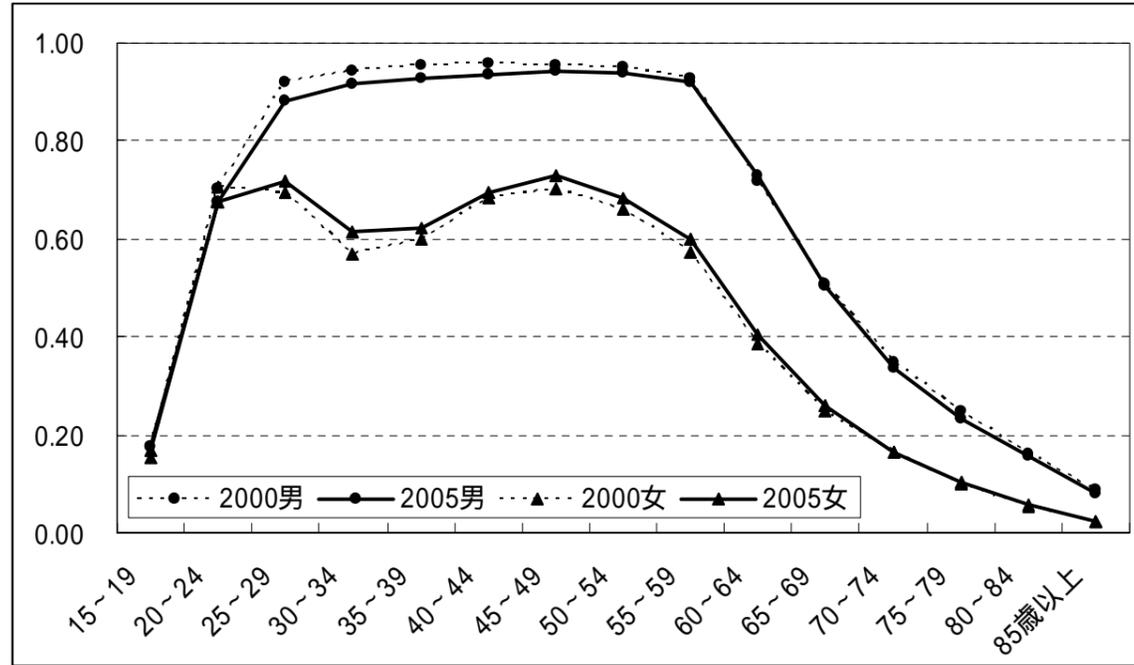
注) 平均世帯人員は総人口/一般世帯数で算出

資料)総務省「国勢調査(1980~2005)」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

1 - ライフスタイルの多様化

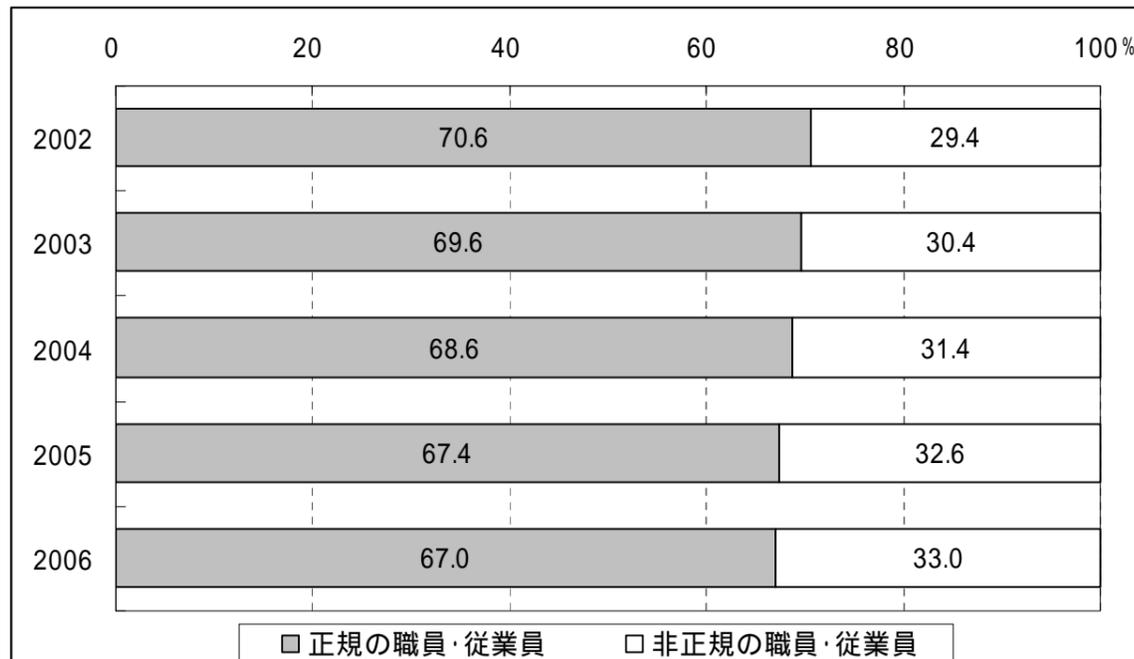
20歳代～50歳代において男性では労働力率の低下、女性では上昇の傾向がみられる。また、雇用形態については非正規雇用労働者の増加傾向が続いている。

図表1-12 性別年齢階級別労働力率の推移



資料)総務省「国勢調査(2000～2005)」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表1-13 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の比率の推移

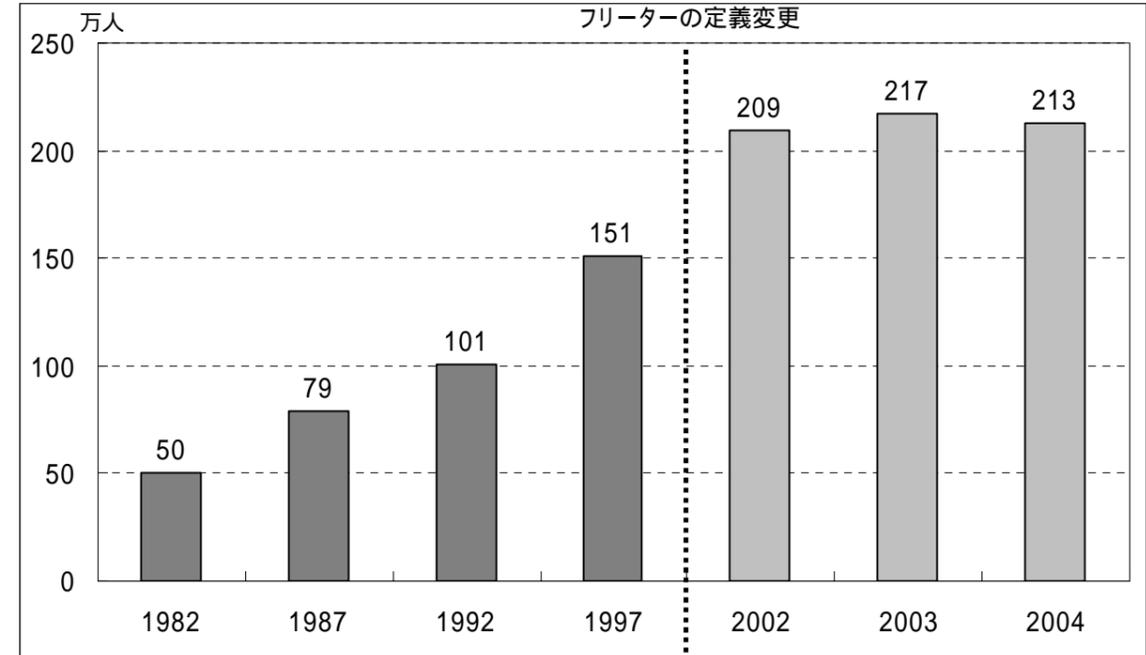


資料)総務省「労働力調査(2002～2006)」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

1 . 一般的な動向

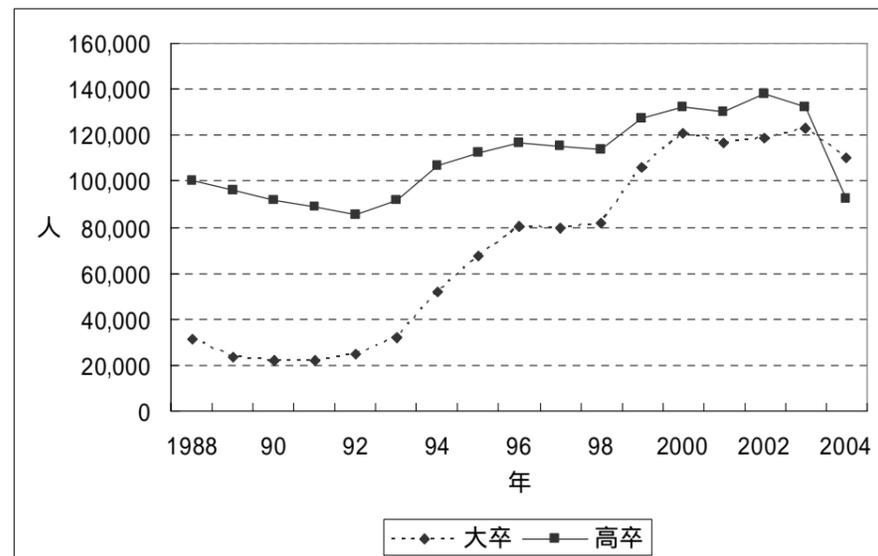
フリーター数、卒業後無業者数ともに1990年代には急増傾向にあったが、平成15(2003)年から平成16(2004)年にかけては減少傾向に転じている。

図表1-14 フリーター数の推移



注釈1)1982～2003については厚生労働省「平成16年版労働経済の分析」より転記。2004年については総務省統計局「労働力調査(詳細結果)」を厚生労働省労働政策担当参事官室にて特別集計。
 注釈2)1997年以前と2002年以降ではフリーターの定義が異なる(男性の継続就業年数5年未満の条件削除、学校卒業者に限定する条件の追加等)ため、この区間のデータは接続しない点に留意が必要である。
 出典)国土審議会「ライフスタイル・生活専門委員会資料(2006年)」

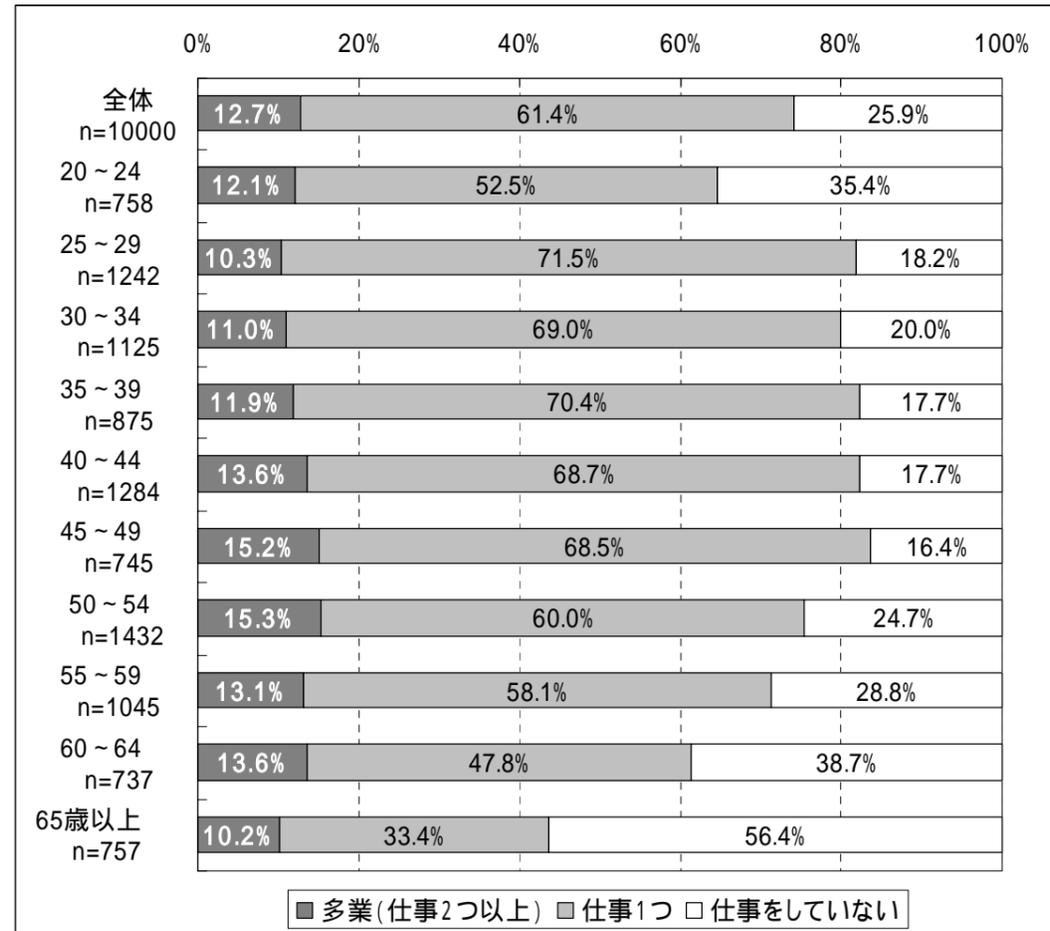
図表1-15 卒業後務業者数の推移



注)高卒の「無業者」とは、進路が未定であることがあきらかな人で、「大学進学者」、「専修学校進学者」及び「就職者」などのいずれにも該当しない人。大卒の「無業者」とは、進路が未定であることがあきらかな人で、「臨時的な収入を目的とする仕事に就いた人」、「就職者」及び「進学者」などのいずれにも該当しない人。
 資料)「国民生活白書」(2005年)内閣府より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

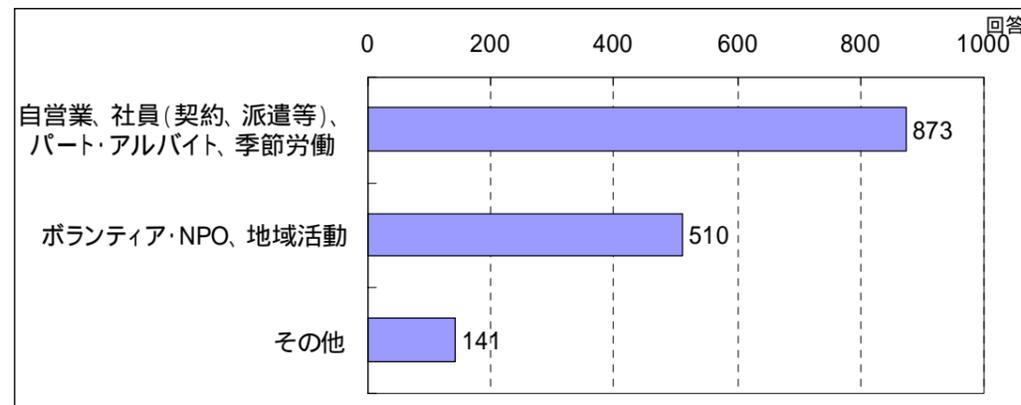
多業人口は12.7%存在しており、40歳代～50歳代でその比率がやや高い。

図表1-16 多業人口の推計



注)「多業」とは1つの仕事のみに従事するのではなく、同時に複数の仕事に携わる働き方を指すものとし、収入を得ることを目的として働いているものだけでなく、収入をとまなわないボランティアやNPO活動も仕事と含める
資料)国土審議会「ライフスタイル・生活専門委員会資料(2006年)」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表1-17 副業の内容(上記 多業者1,269人が1,524回答)



資料)国土審議会「ライフスタイル・生活専門委員会資料(2006年)」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

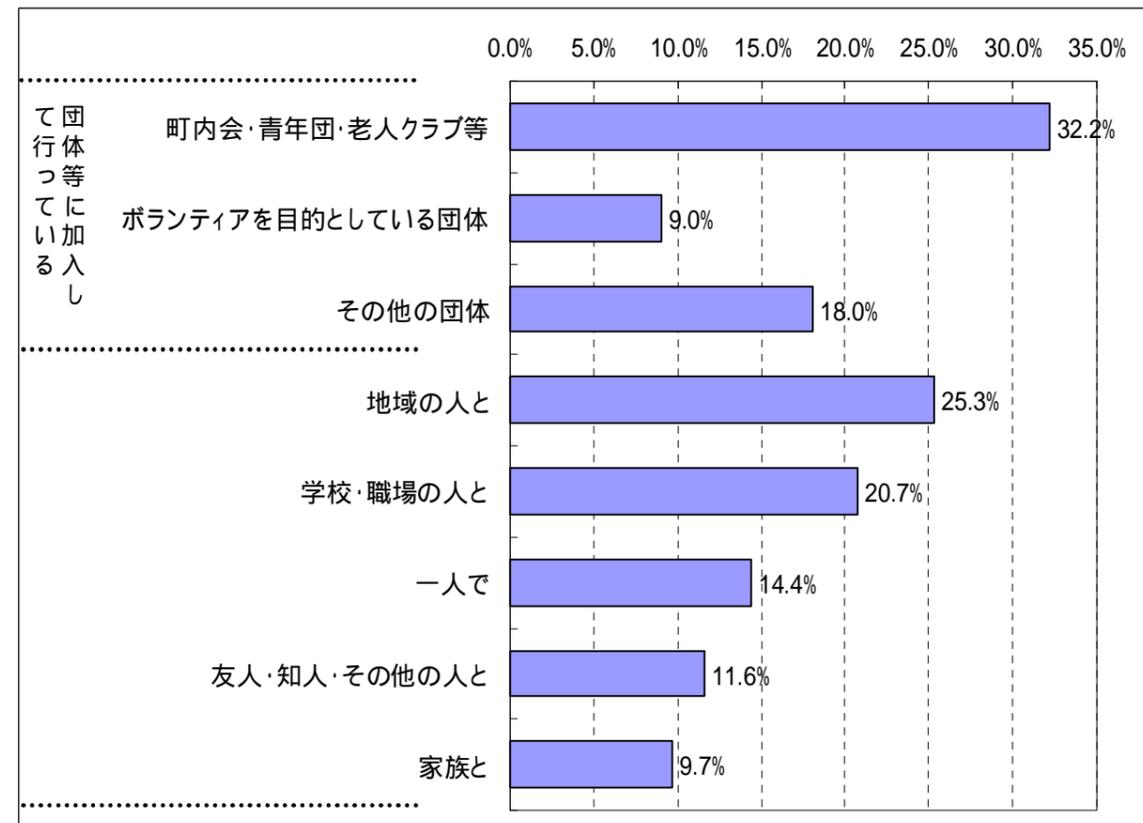
ボランティアを行っている人の割合は近年増加傾向にあり、おおむね4人に1人である。ボランティアの実施形態は、町内会・青年団・老人クラブなどの団体に加入するほか地域の人と行う場合と、学校・職場の人と行う場合が多い

図表1-18 10歳以上人口におけるボランティア活動行動者率



資料)総務省「社会生活基本調査(1996、2001)」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表1-19 ボランティアの実施形態



資料)総務省「社会生活基本調査(2001)」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

近年の社会動向

情報通信産業の実質GDP(注)やインターネットの普及率、ブロードバンドの契約数は、年々増加している。

わが国では、米国に比べ企業間の電子商取引が進んでいるものの、消費者向けの取引では、米国に遅れを取っている。しかし、近年、家庭におけるインターネットの普及率は増加傾向にあり、また、インターネットを通じた国民の情報獲得の傾向は強まっている。

わが国では、携帯電話・PHS等を利用してインターネットを利用する者が多く、ほとんどの年齢階層で携帯電話の利用率がパソコンを上回っている。

ITの利活用による各種課題の解決を図るため、国を挙げてIT戦略が進められている。

近年、コンテンツ産業の可能性が注目されており、わが国では、コンテンツ産業の振興に向けた取り組みが進められている。

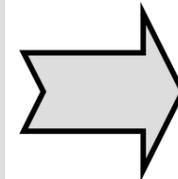
注) GDP(国内総生産)とは、一定期間において国内で生み出された付加価値の総額を指す。また、実質GDPとは、ある期間内に生み出された財の量と価格を乗じ算出した総付加価値額(名目GDP)とは異なり、物価の変動の影響を除いた実質的な付加価値の総額を指すものである。

まちづくりへの影響と課題

インターネットの普及により、地域住民のライフスタイル、人と人のつながりのあり方等に大きな変化が生じることが想定されることから、今後の行政サービスや政策の検討過程のあり方について、こうした変化を踏まえることが必要である。

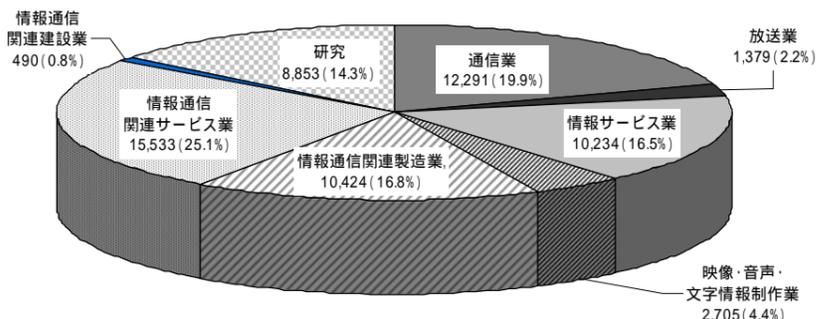
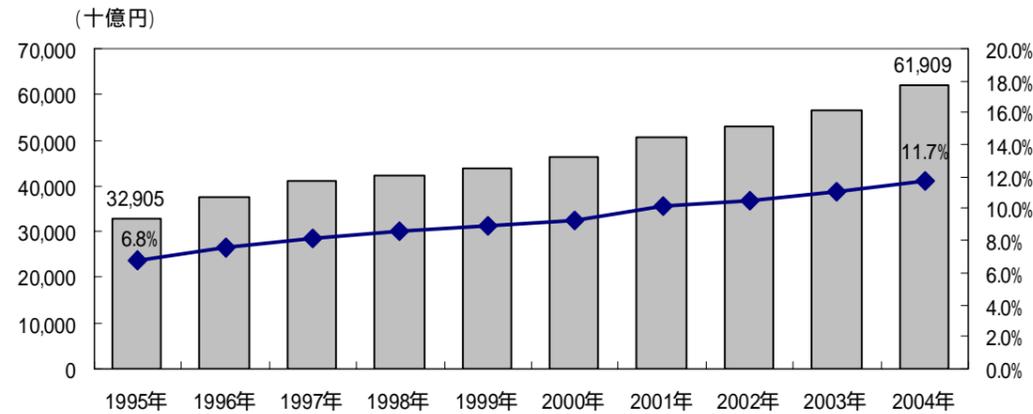
インターネットの利用はパソコンに限るものではなく、行政サービスの展開においては、携帯電話・PHS等、住民に身近な情報端末を活用することも重要である。

産業振興の一環として、知的価値や各種のコンテンツを生み出すための基盤となる人材育成に力を入れる必要がある。また、コンテンツサービスやその提供媒体等の融合による新たな付加価値の創出に向け、一層の産学公の連携や交流が求められる。



1990年代後半以降、情報通信産業の実質GDPは増額傾向にある。

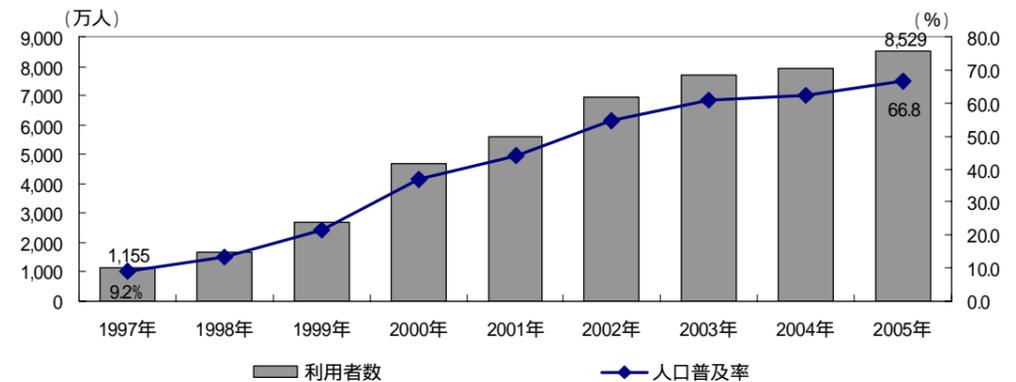
図表1-20 情報通信産業の実質GDP額と構成比率の推移、部門別構成比(2004年)



注) GDPは平成12年基準
資料)総務省「平成18年版情報通信白書」(2006年)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

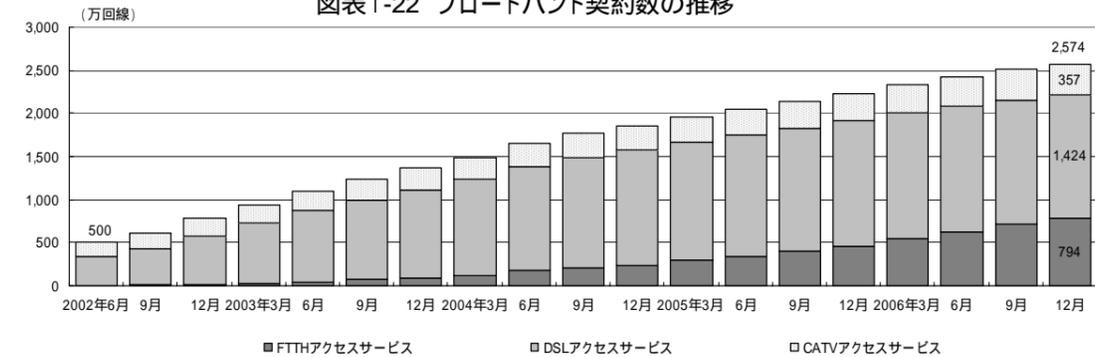
インターネットの人口普及率は約7割に及び、ブロードバンドの契約数も年々増加している。

図表1-21 インターネットの普及率及び人口普及率の推移(世帯構成員)



注)各年末時点
資料)総務省「平成17年通信利用動向調査」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

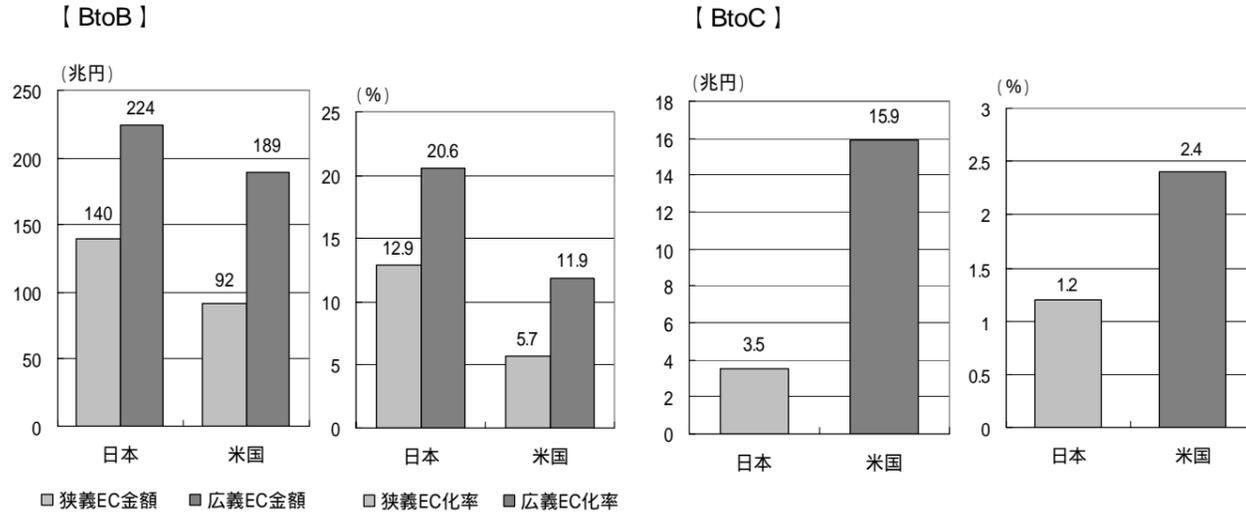
図表1-22 ブロードバンド契約数の推移



資料)総務省資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

わが国では、企業間商取引の電子化が進んでいる反面、消費者向けの取引では、米国に遅れを取っている。ただし、平成12(2000)年以前はインターネットの普及率の低かった家庭や小規模事業者においても、普及率が約9割に至る。インターネットの利用端末別にみると、わが国では携帯電話・PHS等によるインターネット利用者が最も多く、全体の約8割を占めている。

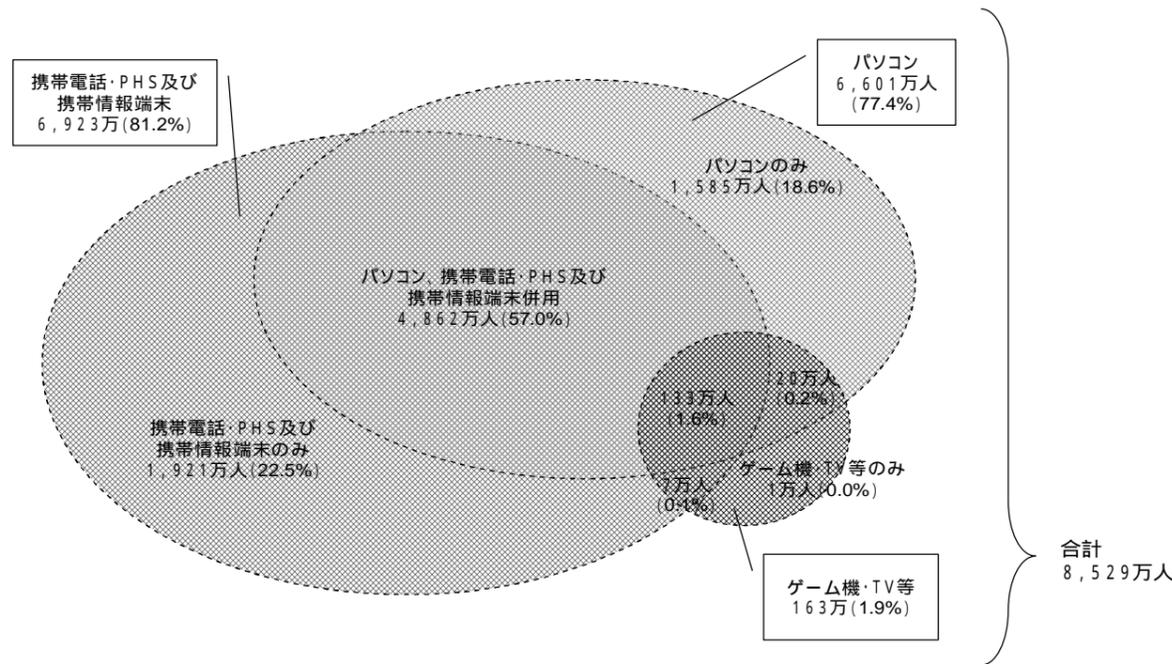
図表1-23 企業間電子商取引(BtoB)、消費者向け電子商取引(BtoC)の市場規模と電子商取引化率



注) 狭義EC: インターネットによる商取引を計上。広義EC: インターネットによる商取引に加えて、インターネット以外のVANや専用線等によるコンピュータを介した商取引も計上。
BtoB、BtoCそれぞれ左図は市場規模、右図は両国の経済規模を踏まえた電子商取引率を示す。

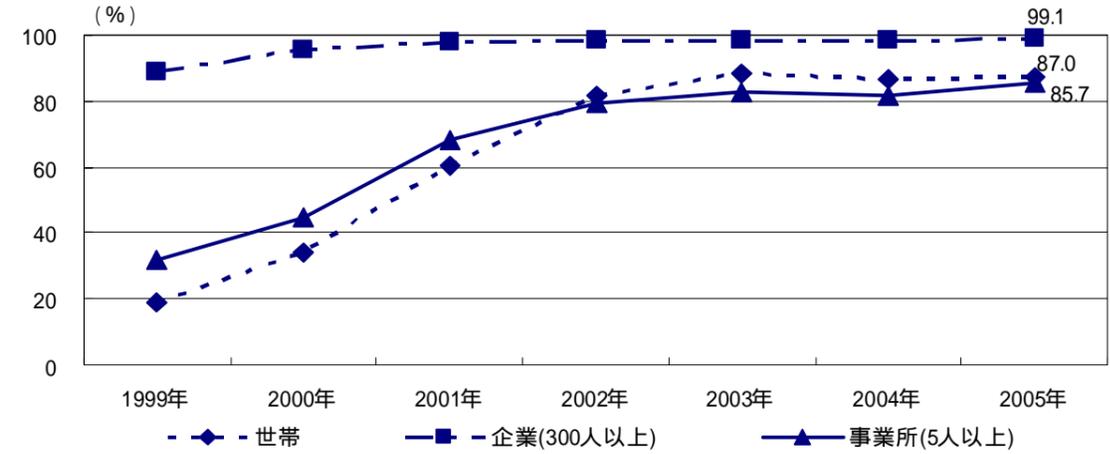
資料) 経済産業省「平成17年度電子商取引に関する市場調査」(2005年)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表1-25 インターネット利用端末の種類



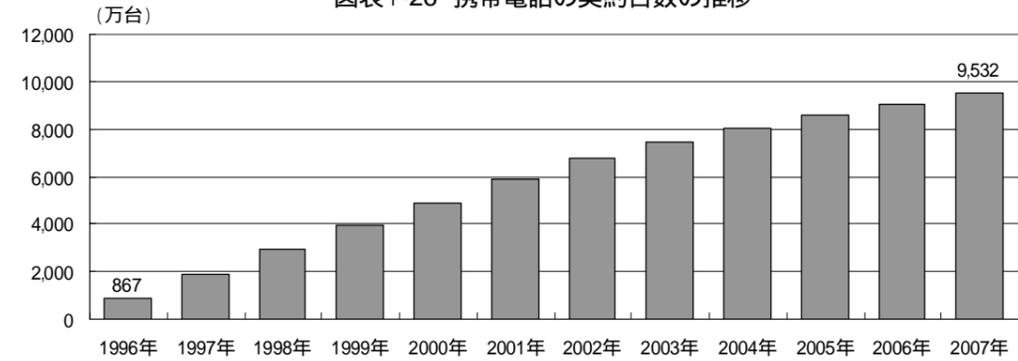
注) 比率は6歳以上のインターネット利用者に占める割合を示す。四捨五入のため、必ずしも小計が合計と一致しない。
資料) 総務省「平成17年度通信利用動向調査」(2005年)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表1-24 世帯、企業及び事業所におけるインターネット普及率の推移



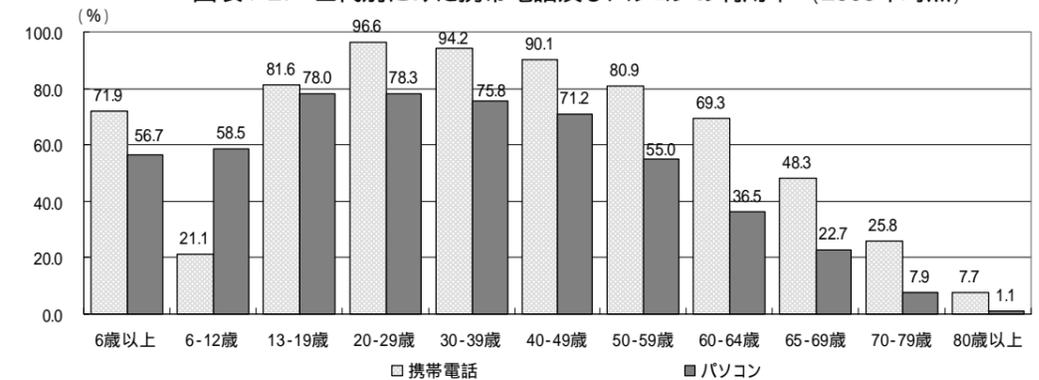
注) 各年末時点
資料) 総務省「平成17年通信利用動向調査」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表1-26 携帯電話の契約台数の推移



注) 各年1月末時点の累積契約数を示す。なお、契約数は千台未満を四捨五入している。
資料) (社)電気通信事業者協会ホームページ資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表1-27 世代別にみた携帯電話及びパソコンの利用率 (2005年時点)



資料) 総務省「平成17年通信利用動向調査」(2005年)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

近年の社会動向

国の「待機児童ゼロ作戦」を目指した取り組みによって、保育所数、定員数ともに伸びを示しているが、保育所待機児童数は解消されていない。とりわけ、首都圏、1～2歳の低年齢児童の待機児童割合が高い。

子育て支援環境の充実のために、保育サービスを中心に、地域における各種子育てサービスの充実が図られ、サービス内容の多様化、サービス量の拡充が進められてきた。

また、母子保健、学校保健、労働の場での子育て支援、地域の子育て支援サービス、経済的支援策に至るまで、多岐にわたって支援策が講じられている。

さらに、現在の社会保障給付費の多くは、高齢者関係が占め、児童・家族関係は4%を下回ることから、財源の確保を図るうえで、高齢者関係給付費と児童・家族関係給付費の比率の見直しを行うことも考えられている。

まちづくりへの影響と課題

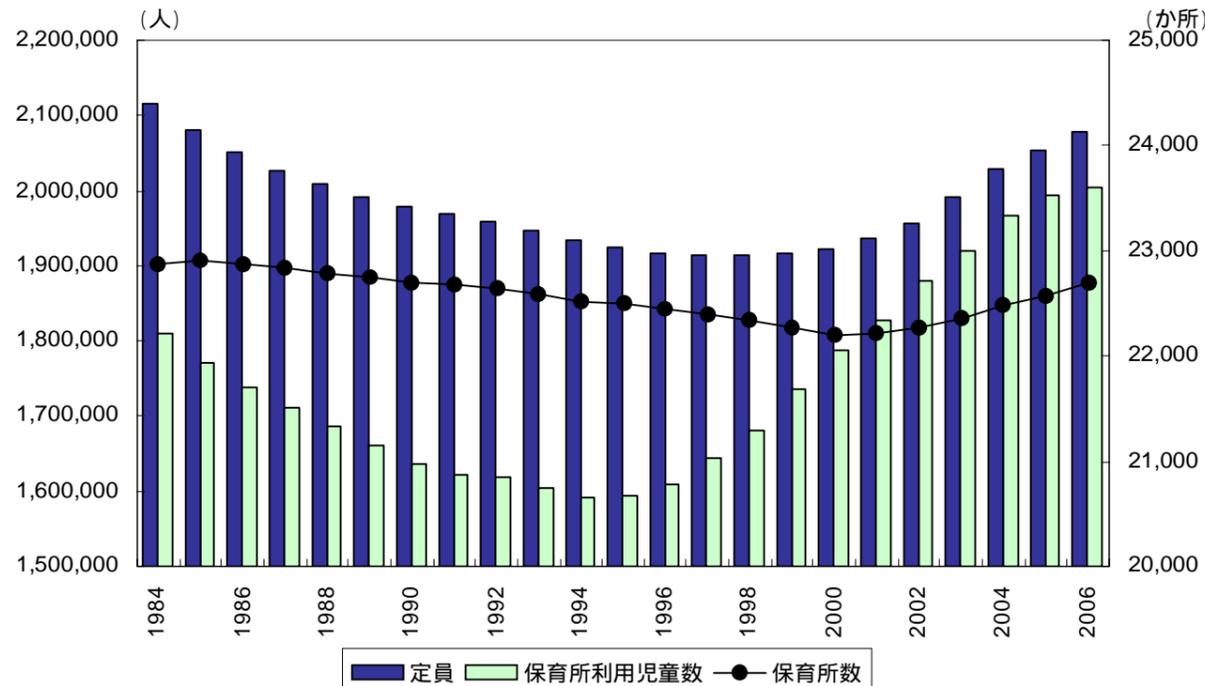
保育所待機児童が解消されていないなかで、地域の実情に合わせた保育サービスの充実が求められている。

就労者のための支援と併せ、在宅の子育て支援の充実が求められており、地域子育てセンターやつどいの広場、既存の保育所や空き教室の活用などにより、身近な子育て支援拠点の拡充が必要である。

子どもを生き育てることについての経済的支援や、すべての親子を対象とした子育て支援サービスなど、子ども・子育て家庭に対する支援を大幅に強化することが必要となっている。

2006年4月現在の保育所数は、約2万3千か所、定員は約207万9千人で、施設数、利用者児童数ともに伸びを示している。

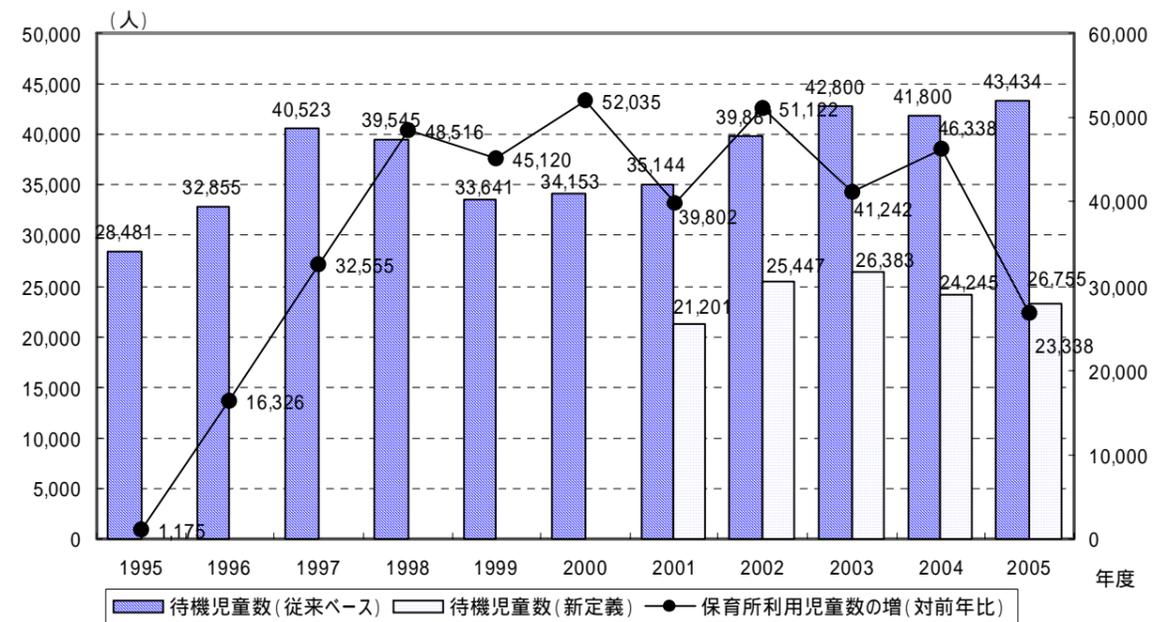
図表2-1 保育所と利用児童数の推移



資料)厚生労働省「保育所の状況」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

保育所待機児童数(新定義)は、約2万4千人となっている。ただし、希望する保育園に入れずに空を待っている待機児童数は微増している。

図表2-2 待機児童数の推移

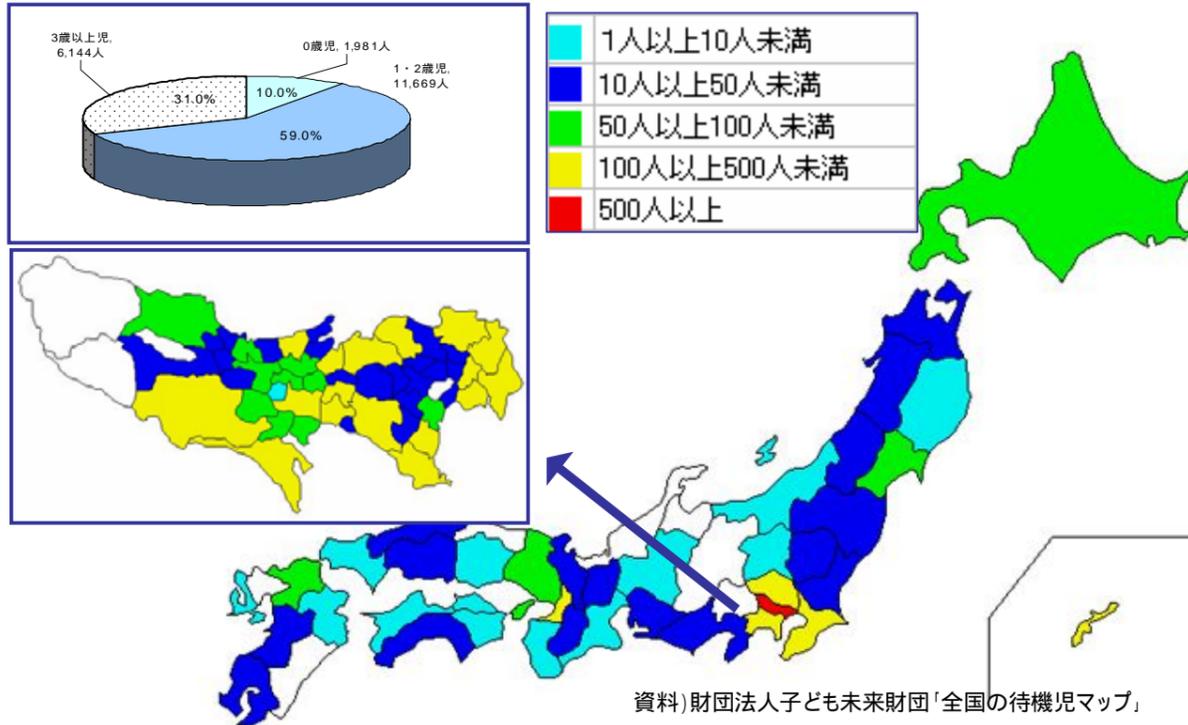


資料)全国保育団体連合会・保育研究所「2006保育白書」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

注)待機児童数新定義:ほかに入所可能保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望して待機している場合、認可保育所へ入所希望していても、自治体の単独施策によって対応している場合を、従来の待機児童数から除く

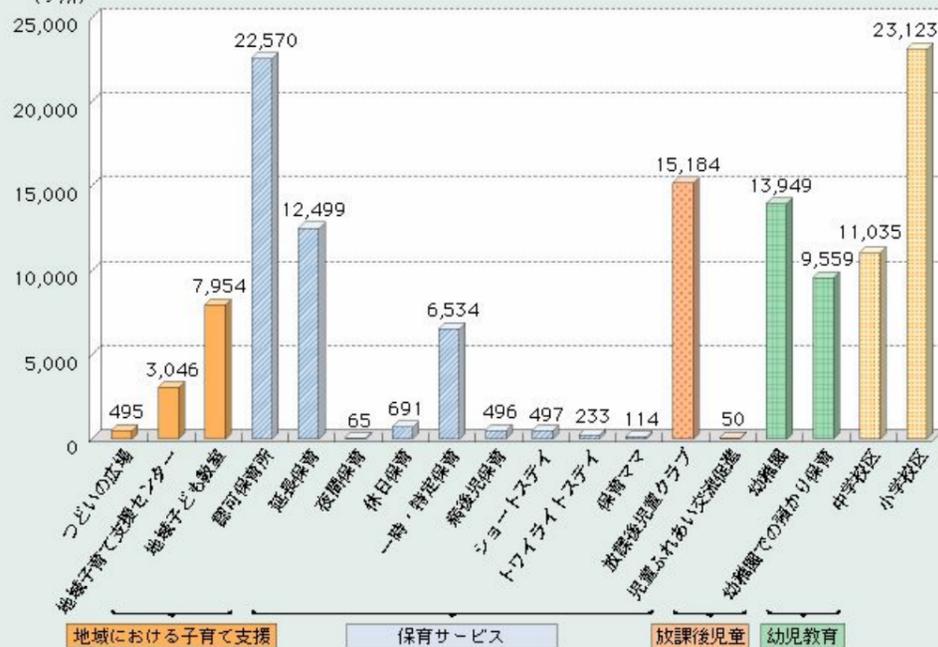
保育所待機児童数は、首都圏に多く、1～2歳児が59%と半数以上を占めている。

図表2-3 保育所待機児童の全国的な状況



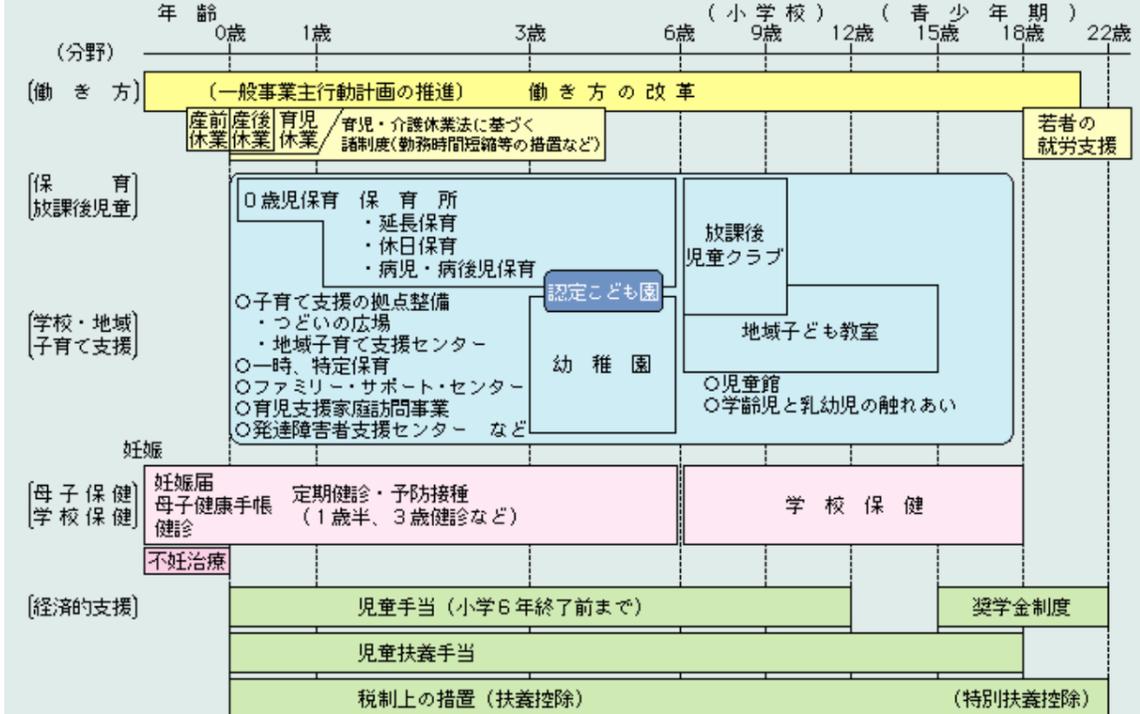
待機児童ゼロ作戦に基づき保育サービスを中心とした支援事業が図られているが、在宅育児支援環境は、不十分である。

図表2-4 市町村における各種子育て支援事業の現状



子育て支援策は、母子保健から経済的支援策等まで多岐にわたる。

図表2-5 子どもの年齢からみた子育て支援策



わが国の社会保障給付費は、高齢者関係給付費に比べて児童・家族関係給付費が相対的に小さい。

図表2-6 高齢者関係給付費と児童・家族関係給付費の推移



近年の社会動向

小学校・中学校の在学者数は、少子化の影響によって減少が続いているが、教員一人あたり在学者数が減少したことから、目の届く教育環境に向かっている。

私立の在籍者数は、小学校では少ないものの、幼稚園では80%、中学校では7%である。私立の学習費用は公立の2倍におよぶ。

ゆとり教育をはじめとした教育改革によって、学力低下が懸念されたが、いくつかの点での低下傾向はみられるものの、国際的には高い学力水準である。一方で、学習意欲や家庭学習の習慣化が身に付いていないことが指摘されている。

学校選択制、一貫教育校、あるいは時代のニーズに応じた情報化教育や英語学習の充実にも取り組み、自立的に生きることができる資質をもった子どもの教育が進められている。

一方で、学校内外での暴力行為やいじめ、不登校などの問題が顕在化し、スクールカウンセラーの配置も進んでいる。

まちづくりへの影響と課題

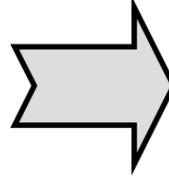
児童・生徒数の減少による小規模校は、目の届く教育環境をもたらすものである一方、子ども同士の協調性や社会性、競争心を醸成するために望ましい環境であるのか検討する必要がある。

私立幼稚園へ入園は、公立園が少ないことに起因する面もあることから、公私立での経済的負担・幼児教育内容の著しい格差などを生まない取り組みが求められる。

学校教育においては、学力向上に向けた取り組みに加えて、学習意欲や学ぶことへの興味、姿勢を醸成することが求められている。

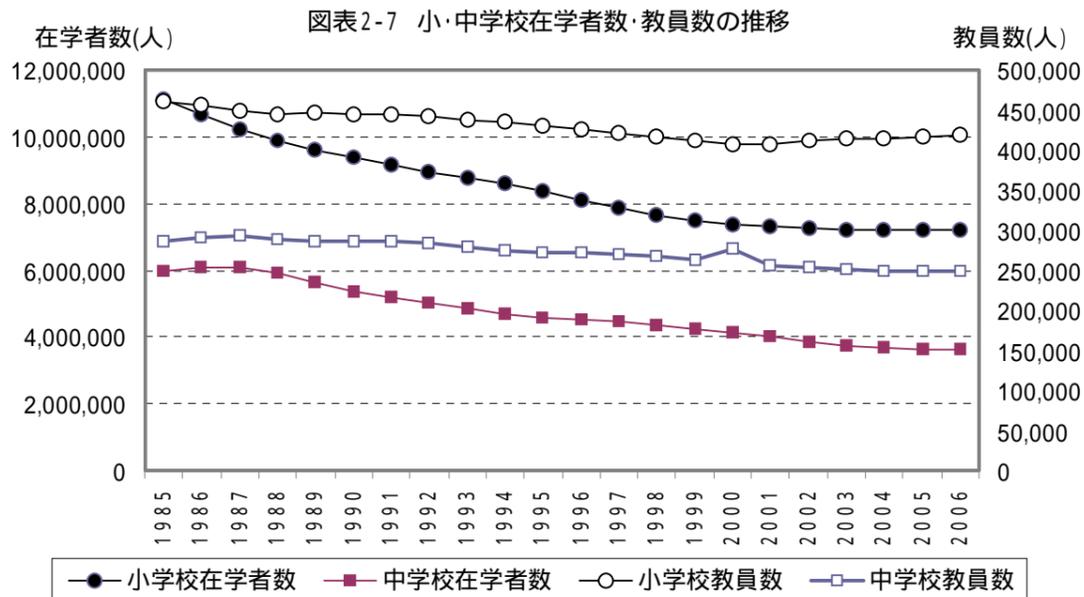
学校選択制や一貫教育校などの取り組みは、学校選択の自由度を高め、一貫教育による体系的な学習を与えることを目指している。

いじめなどの問題行動の解消、社会のストレスをうける子どもの救済などについても取り組みが求められている。



小中学校在学者数・教員数ともに減少傾向が続いている。教員あたり在学者数は減少している。

幼稚園での私立在学者は80%、小学校では少ないが、中学校で7%である。また、学習費は、私立は公立の2倍超となっている。



図表2-8 教員1人あたりの在学者数

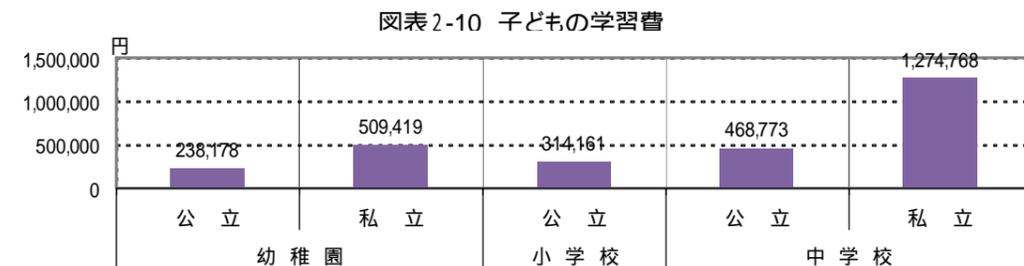
		1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2006年
教員1人あたり 在学者数	小学校	24.1	21.1	19.4	18.1	17.3	17.2
	中学校	21.0	18.8	16.9	14.9	17.2	14.5

資料) 文部科学省「学校基本調査報告書」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成
注) 1 国・公・私立の合計数である。

図表2-9 公私立別在学者数 (2006年5月1日現在)

区分	学校数(校)					
	国立	公立	私立(A)	計(B)	私立の割合(A/B)	
高等教育機関	大学	87	89	568	744	76.3%
	短期大学	8	40	420	468	89.7%
	高等専門学校	55	6	3	64	4.7%
	小計	150	135	991	1,276	77.7%
高等専門学校	55	6	3	64	4.7%	
高等学校	15	4,045	1,325	5,385	24.6%	
中等教育学校	2	15	10	27	37.0%	
中学校	76	10,190	726	10,992	6.6%	
小学校	73	22,607	198	22,878	0.9%	
特殊教育諸学校	45	947	14	1,006	1.4%	
幼稚園	49	5,469	8,317	13,835	60.1%	
計	410	43,408	11,581	55,399	20.9%	

資料) 文部科学省「学校基本調査報告書」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成



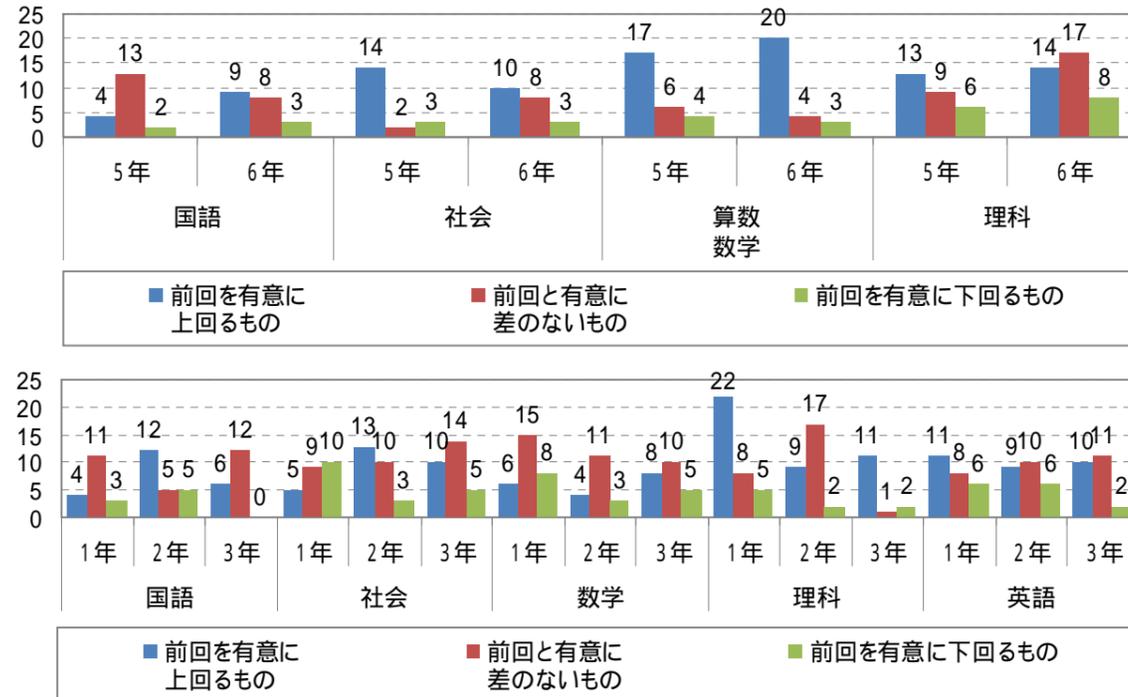
資料) 文部科学省「平成16年度子どもの学習費調査」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

2 - 学力向上と個性ある教育をめざす教育環境

2 . 教育・子育て関係等に関する動向

2001年度、03年度の学力調査結果を比較すると、顕著な学力低下はみられない。

図表2-11 平成15年度小・中学校教育課程実施状況調査結果



注) 小学校 3,554校 (15%) 約21万1千人 (8%)、中学校 2,584校 (23%) 約24万人 (8%)
資料) 2003年度 小・中学校教育課程実施状況調査

学力調査の国際比較の結果では、上位～平均レベルである。ただし、読解力などは低下傾向にあり、トップレベルといえないものもある。

図表2-12 OECD生徒との学習到達度調査(PISA)による15歳児の学力比較

< 2003年調査における読解力、科学的リテラシー及び問題解決能力の平均得点の国際比較 >

読解力順位	国名	得点	科学的リテラシー順位	国名	得点	問題解決能力順位	国名	得点
1	フィンランド	543	1	フィンランド	548	1	韓国	550
14	日本	498	1	日本	548	3	日本	547

< 2000年調査における読解力、数学的リテラシー及び科学的リテラシーの平均得点の国際比較 >

総合読解力順位	国名	得点	数学的リテラシー順位	国名	得点	科学的リテラシー順位	国名	得点
1	フィンランド	546	1	日本	557	1	韓国	552
8	日本	522	2	韓国	547	2	日本	550

資料) 国立教育政策研究所「生きるための知識と技能2 - OECD生徒の習熟度調査2003年調査国際結果報告書」

学習意欲、家庭学習の習慣化が十分身に付いていない。

図表2-13 数学・理科に対する意識(中学2年生)

	勉強は楽しいと思う		得意な教科である	
	数学	理科	数学	理科
中学校	39%	59%	39%	49%
国際比較	65%	77%	54%	54%

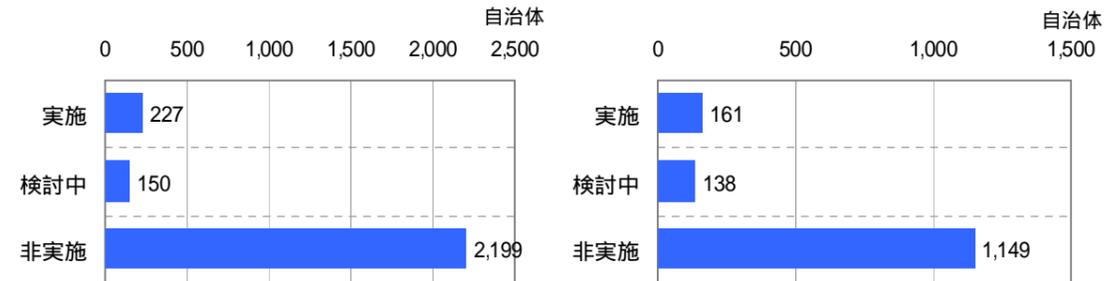
図表2-14 学校外での時間の過ごし方

	勉強をする	テレビやビデオを見る	家の手伝いをする
	中学校	1.0時間/日	2.7時間/日
国際比較	1.7時間/日	1.9時間/日	1.3時間/日

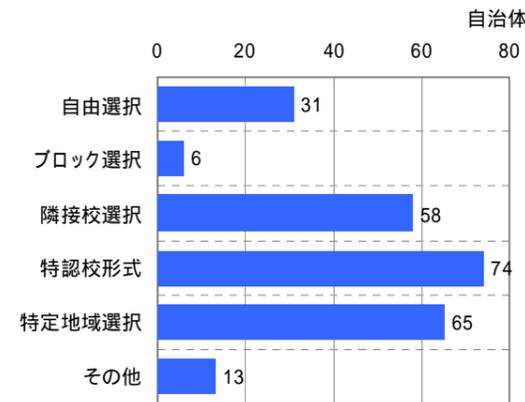
資料) IEA「国際数学・理科教育動向調査2003年」

小学校・中学校の学校選択制実施校が増加している。

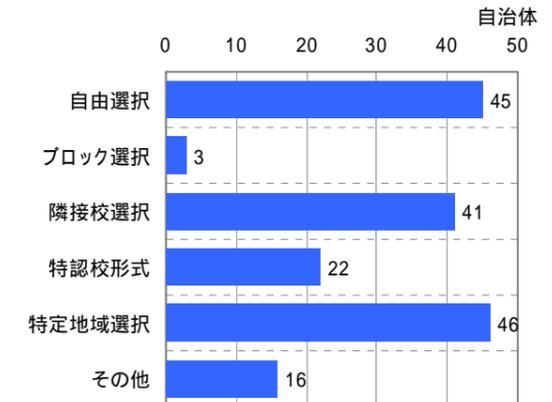
図表2-15 小学校中学校入学時の学校選択制



図表2-16 小学校の学校選択制の形式



図表2-17 中学校の学校選択制の形式

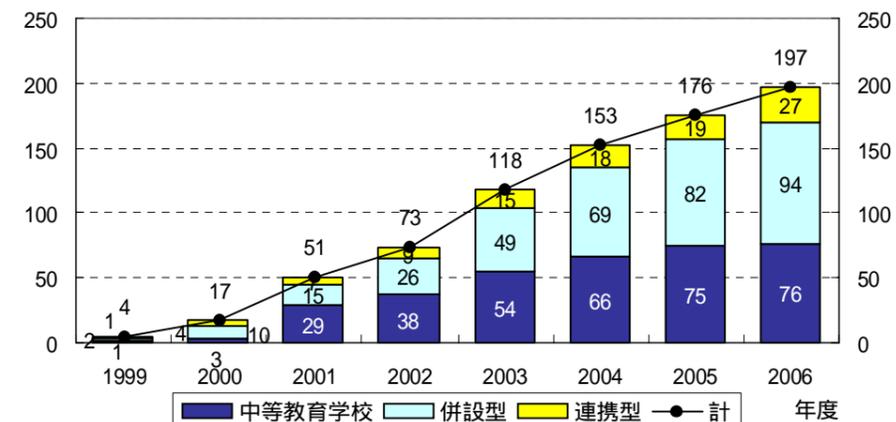


- A) 自由選択制: 当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
- B) ブロック選択制: 当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
- C) 隣接区域選択制: 従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
- D) 特認校制: 従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
- E) 特定地域選択制: 従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの
- F) その他

資料) 文部科学省「小・中学校における学校選択制等の実施状況について」2005年3月

中高一貫教育校は増加しており、2006(平成18)年には197校となっている。

図表2-18 中高一貫教育校の推移



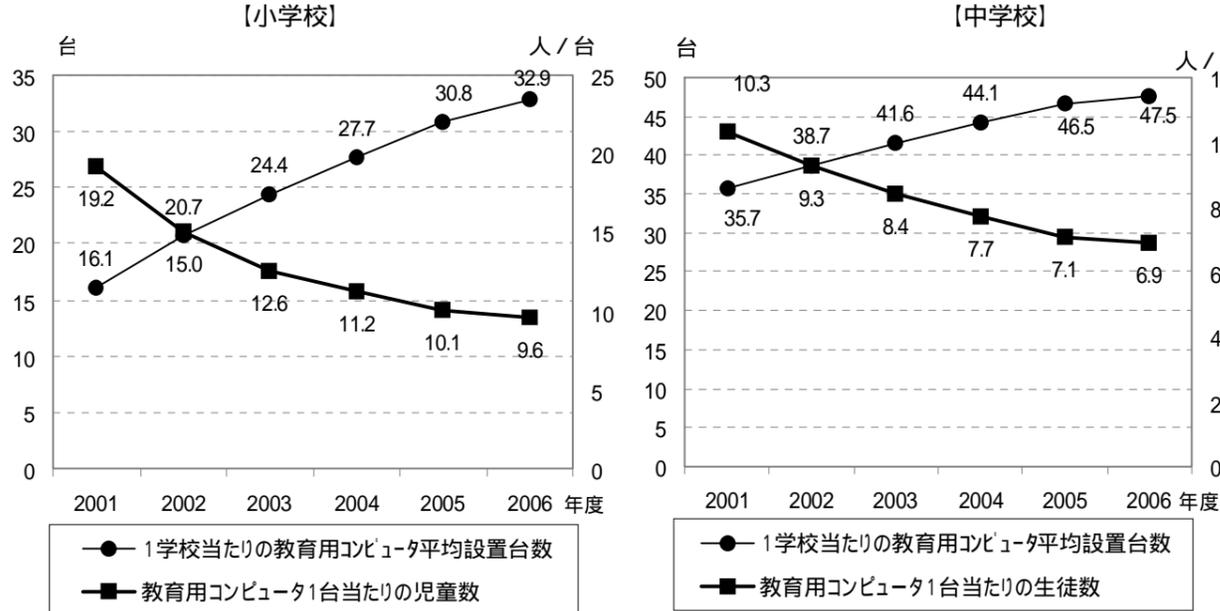
資料) 文部科学省「各都道府県等における中高一貫教育校の設置・検討状況について」2006年4月
注) 学校数は、公立、私立、国立合計の一貫教育校である。

2 - 学力向上と個性ある教育をめざす教育環境

2 . 教育・子育て関係等に関する動向

小学校・中学校ともにコンピューター設置が進み、小学校で9.6人/台、中学校で6.9人/台である。

図表2-19 コンピューターの設置状況



資料) 文部科学省「学校における情報教育の実態等に関する調査」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

『英語が使える日本人』の育成をめざし、中学校では英語時間の拡大、習熟度別・少人数指導、外国語指導助手の活用などが進められている。

図表2-20 英語担当教員数

	教員数	うちネイティブ教員数
教諭	24,744人	40人
助教諭	97人	24人
講師	4,597人	252人
計	29,438人	316人

調査対象学校数: 10,118校
各都道府県・指定都市教育委員会及び管下の公立中学校
2005年11月調査実施、2006年2月回収

図表2-21 総授業時数別学校数

	104時間以下		105～120時間		121～140時間		141時間以上	
	(校)	(%)	(校)	(%)	(校)	(%)	(校)	(%)
第1学年	1,242	12.3	8,533	84.7	261	2.6	42	0.4
第2学年	1,241	12.3	8,555	84.8	246	2.4	41	0.4
第3学年	1,800	17.9	8,017	79.5	230	2.3	36	0.4

図表2-22 授業における英語の使用状況

	英語の使用はほとんどあるいは全くない		英語を用いることはあるが半分またはそれ以下である		半分以上は英語を用いている		大半は英語を用いて行っている	
	(校)	(%)	(校)	(%)	(校)	(%)	(校)	(%)
第1学年	41	0.4	6,484	64.3	3,171	31.5	382	3.8
第2学年	62	0.6	6,528	64.7	3,132	31.1	361	3.6
第3学年	86	0.9	6,601	65.5	2,999	29.7	397	3.9

図表2-23 少人数指導、習熟度別指導の実施状況

	少人数または習熟度別指導を実施した
	(校) (%)
第1学年	3,499 34.7
第2学年	3,740 37.1
第3学年	3,767 37.4

図表2-24 外国語指導助手や地域人材の活用

	外国語指導助手(ALT)		地域人材	
	(校)	(%)	(校)	(%)
第1学年	274,226	25.5	7,524	0.7
第2学年	267,131	24.8	7,877	0.7
第3学年	246,234	23.3	7,357	0.7

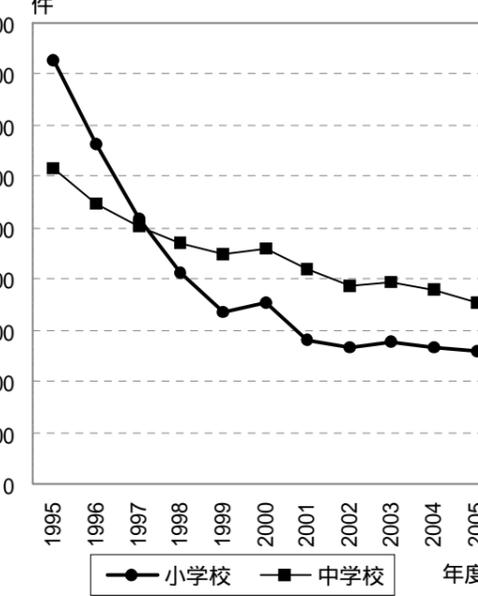
資料) 文部科学省「英語教育改善実施状況調査」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

学校外での暴力行為は減少したが校内での発生件数は微増である。把握されているいじめは減少傾向にあるが、不登校児童・生徒は横ばいで推移している。

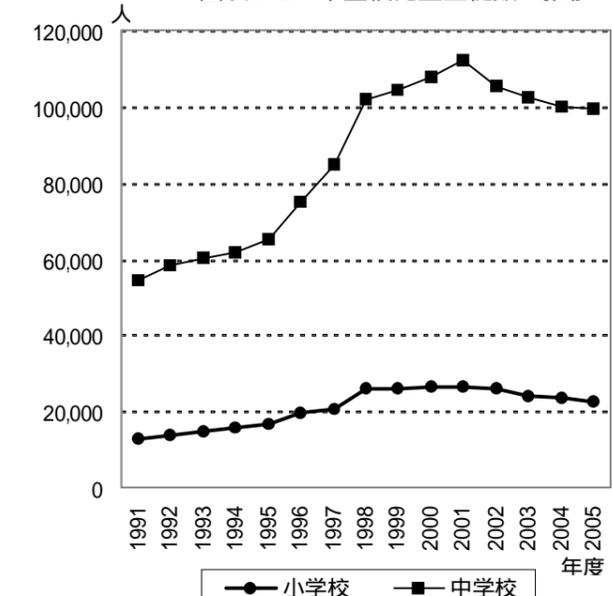
図表2-25 暴力行為の発生状況

区分	年度	公立学校総数(校)	学校内				学校外				合計	
			発生学校数(校)	発生学校数の割合	発生件数(件)	発生件数の増減率	発生学校数(校)	発生学校数の割合	発生件数(件)	発生件数の増減率	発生件数(件)	発生件数の増減率(%)
小学校	2004	23,160	665	2.9	1,890	-	166	0.7	210	-	2,100	-
	2005	22,856	725	3.2	2,018	6.8	127	0.6	158	24.8	2,176	3.6
中学校	2004	10,317	3,366	32.6	23,110	-	1,643	15.9	2,874	-	25,984	-
	2005	10,238	3,294	32.2	23,115	0.0	1,527	14.9	2,681	6.7	25,796	0.7
計	2004	33,477	4,031	12.0	25,000	-	1,809	5.4	3,084	-	28,084	-
	2005	33,094	4,019	12.1	25,133	0.0	1,654	5.0	2,839	0.1	27,972	0.0

図表2-26 いじめの発生件数の推移



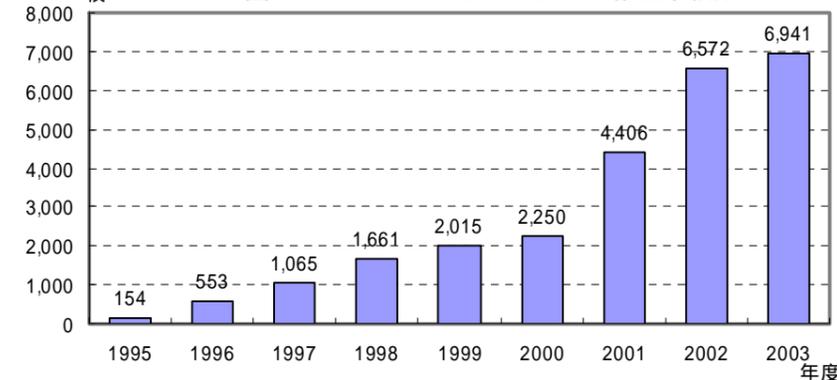
図表2-27 不登校児童生徒数の推移



資料) 上図表いずれも厚生労働省「生徒指導上の諸問題の現状について」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

生徒の悩みや不安を受け止め、心のケアにあたるスクールカウンセラー等の配置が進んでいる。

図表2-28 スクールカウンセラーの配置学校数



資料) 文部科学省「データからみる日本の教育(2006年)」

注) スクールカウンセラー活動調査研究委託事業及び同事業補助として派遣している学校数

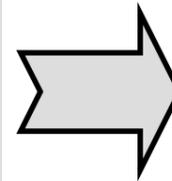
近年の社会動向

我が国の総人口はすでにピークアウトを迎えているが、高齢者人口については今後も一貫して増加し、平成62(2050)年には総人口の約4割が高齢者となることを見込まれている。

超高齢化社会の到来は、高齢者関係の社会保障給付費の増大をもたらしており、高齢者福祉のあり方が問われている。

超高齢化社会に対応するため、介護保険制度導入をはじめ、医療、就労など各方面で新たな制度の導入が相次いでいる。

長引く不況の影響や就労環境の不安定化等により、平均所得金額の低下、被生活保護世帯の増加、自殺者数の増加などの動向がみられる。



まちづくりへの影響と課題

総人口減少下での少子高齢化は、生産年齢人口の減少(労働力率の減少)をもたらし、地域経済の縮小が懸念される。より多くの高齢者層が働き続けられる環境を整えていくことが求められる。

高齢者の増加は社会保障費の増大をもたらす一方、新たな地域活動の担い手になりうる人の増加という面もあり、こうした担い手を活かした新たな公共サービスのあり方が求められる。

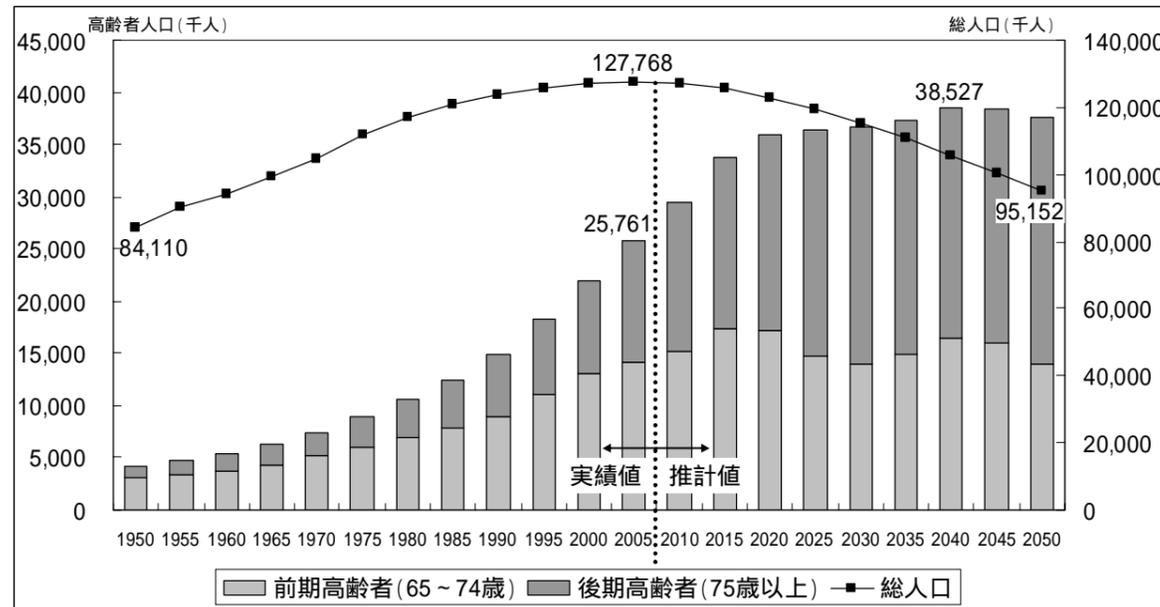
高齢者数が拡大、高齢者期が長期化する中で、高齢者のライフスタイルも多様化しており、求められる高齢者施策も複雑・多様化することが想定される。

高齢者の増加に加え、平均所得金額の低下等による被生活保護世帯数の増加はさらなる福祉関連予算の増大をもたらすことが懸念される。

今後、総人口は緩やかに減少していくのに対し、高齢者比率、特に後期高齢者比率は急激に上昇していく。

高齢者関係の社会保障給付費の増加が、社会保障給付総額を年々増大させている。

図表3-1 わが国の総人口と高齢者数の推移



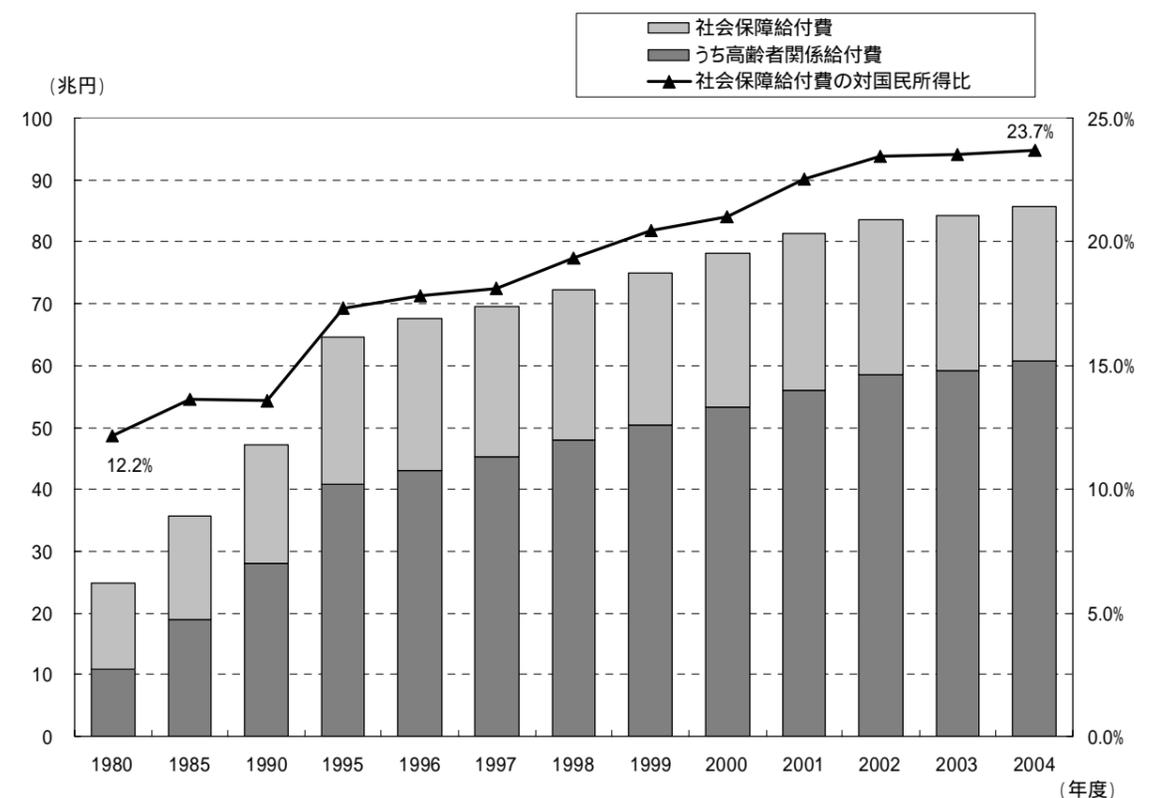
資料)総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2006年12月推計、中位推計)」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表3-2 高齢者率の推移

	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050
総人口	127768	127176	125430	122735	119270	115224	110679	105695	100443	95152
高齢者人口	25761	29412	33781	35899	36354	36670	37249	38527	38407	37641
高齢者人口比率	20.2%	23.1%	26.9%	29.2%	30.5%	31.8%	33.7%	36.5%	38.2%	39.6%
前期高齢者人口比率	11.1%	11.9%	13.8%	14.0%	12.3%	12.2%	13.5%	15.5%	15.9%	14.6%
後期高齢者人口比率	9.1%	11.2%	13.1%	15.3%	18.2%	19.7%	20.2%	21.0%	22.4%	24.9%

資料)総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2006年12月推計、中位推計)」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

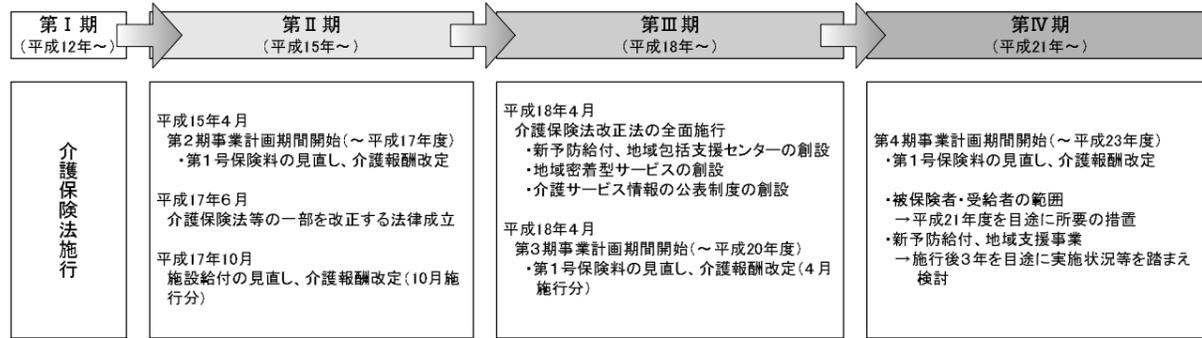
図表3-3 社会保障給付費の推移



資料)国立社会保障・人口問題研究所「平成16年度社会保障給付費(概要)」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成
*高齢者関係給付費は、年金保険給付費、老人保健(医療分)給付費、老人福祉サービス給付費、高齢雇用継続給付費の合計値である。

介護保険制度に関しては、3年ごとの段階的な見直しが行われており、平成18(2006)年には改正法の全面施行が行われた。

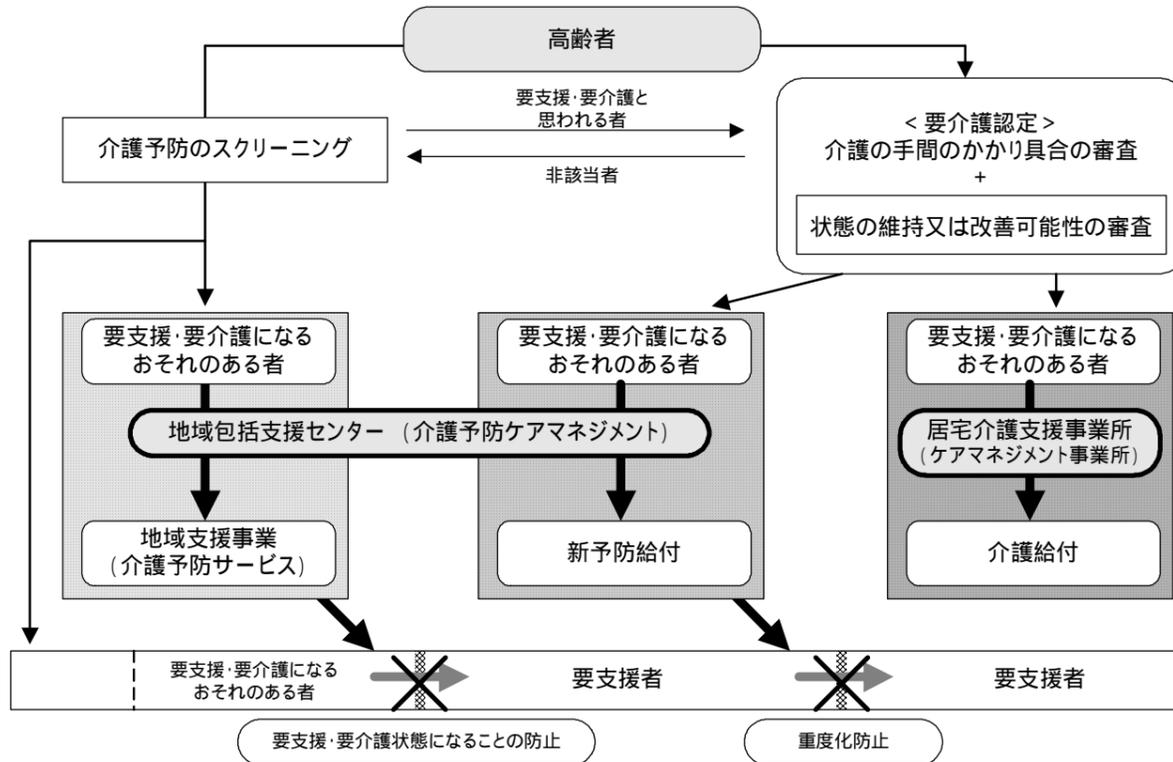
図表3-4 介護保険制度改革の流れ



資料)厚生労働省「介護保険制度改革の概要」(2006年3月)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

超高齢化社会を迎える中で、平成18(2006)年度の法改正では自立支援の理念に基づき、介護予防システムが重視されるようになった。

図表3-5 介護予防重視型システムの概念



資料)厚生労働省「介護保険制度改革の概要」(2006年3月)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

超高齢化社会の到来に対応するため、医療、介護、就労など各方面で新たな施策・制度の導入が相次いでいる。

図表3-6 平成18年度の高齢社会対策に関する主な動向と概要

2006年 4月	介護保険法等の一部を改正する法律の施行 ・予防給付内容の見直し、食費及び居住費に係る保険給付見直し等保険給付の効率化・重点化 ・地域密着型サービスの創設等新たなサービスの類型の創設 ・事業者及び施設の指定等に係る更新制の導入等サービスの質の確保及び向上 ・障害年金及び遺族年金を特別徴収の対象とする等負担の在り方及び制度運営の見直し 等
2006年 4月	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行 虐待を受けた高齢者に対する保護と、養護者に対する支援のために必要な措置を定める。 ・養護者による高齢者虐待の防止 養護者による高齢者虐待を発見した場合の市町村への通報努力義務(生命又は身体に重大な危険が生じている場合は義務 罰則はなし)が設けられたほか、市町村長は高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあるときは、当該高齢者の住居又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。 ・養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止 養介護施設従事者等には、高齢者虐待を発見した場合は通報義務が課される。
2006年 4月	高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律施行 ・65歳までの定年の引き上げ、継続雇用制度の導入用の義務化 65歳未満の定年の定めをしている事業主は、その雇用する高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、「定年の引き上げ」「継続雇用制度の導入」「定年の定め廃止」のいずれかの措置を講じなければならない。
2006年 6月	健康保険法等の一部を改正する法律の成立(10月より段階的施行) ・医療費適正化の総合的な推進 生活習慣病対策など中長期的な医療費適正化計画の策定【平成20年4月～】 保険給付の内容・範囲の見直し等 現役並みの所得がある高齢者の患者負担(2割 3割)、療養病床の高齢者の食費・居住費の見直し【平成18年10月～】 70～74歳の高齢者の患者負担の見直し(1割 2割)、乳幼児の患者負担軽減(2割)措置の拡大(3歳未満 義務教育就学前)【平成20年4月～】 介護療養型医療施設の廃止【～平成24年4月】 ・新たな高齢者医療制度の創設【平成20年4月～】 後期高齢者(75歳以上)を対象とした後期高齢者医療制度の創設 前期高齢者(65歳～74歳)の医療費に係る財政調整制度の創設
2007年 1月	バリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)施行 従来の、建築物に関するハートビル法、公共交通機関に関する交通バリアフリー法が一本化され、地域の総合的なバリアフリーを推進する。 ・移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置 旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物について、新設又は改良時の基本方針の基準への適合義務、既存のこれらのものについての基準適合の努力義務 ・重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施 市町村は、旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障害者等が生活上利用すると認められる施設を含む地区(重点整備地区)について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本構想を作成することができる。 ・移動等円滑化経路協定 基本構想に位置付けられた重点整備地区内の土地の所有者等は、当該地区における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定を締結し、市町村長の認可を受けることができることとする(協定の承継効の適用)。

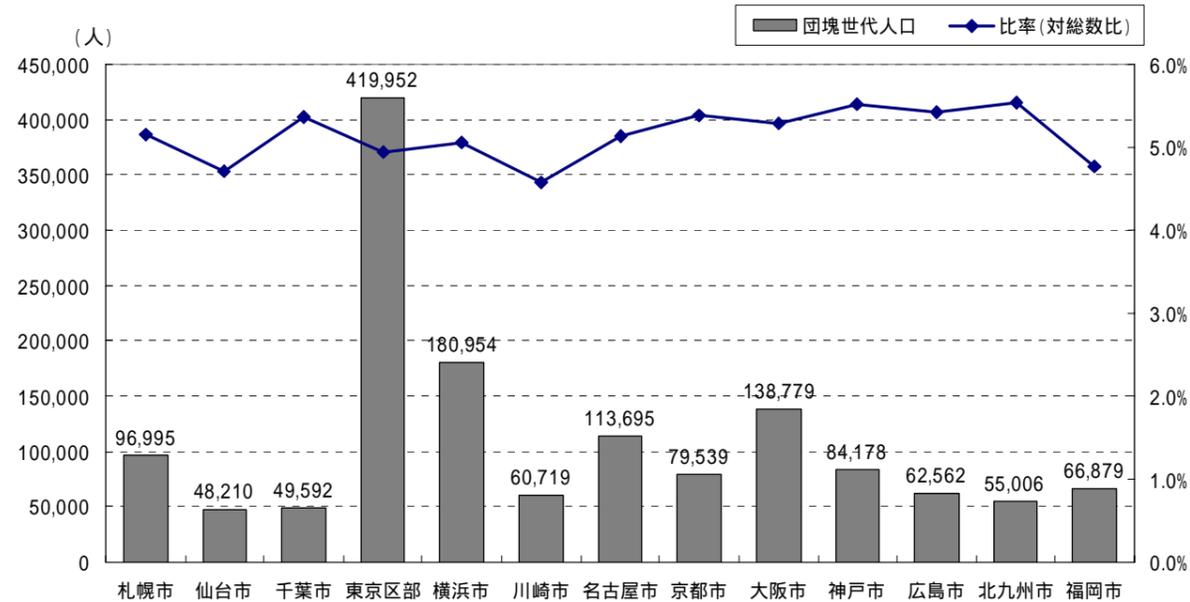
資料)厚生労働省各種資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

3 健康・福祉等に関する動向

3 . 健康・福祉等に関する動向

東京都区部における人口規模に対する団塊世代の割合は他の大都市と変わらないが、その数は約40万人にのぼり、規模の点で極めて大きい

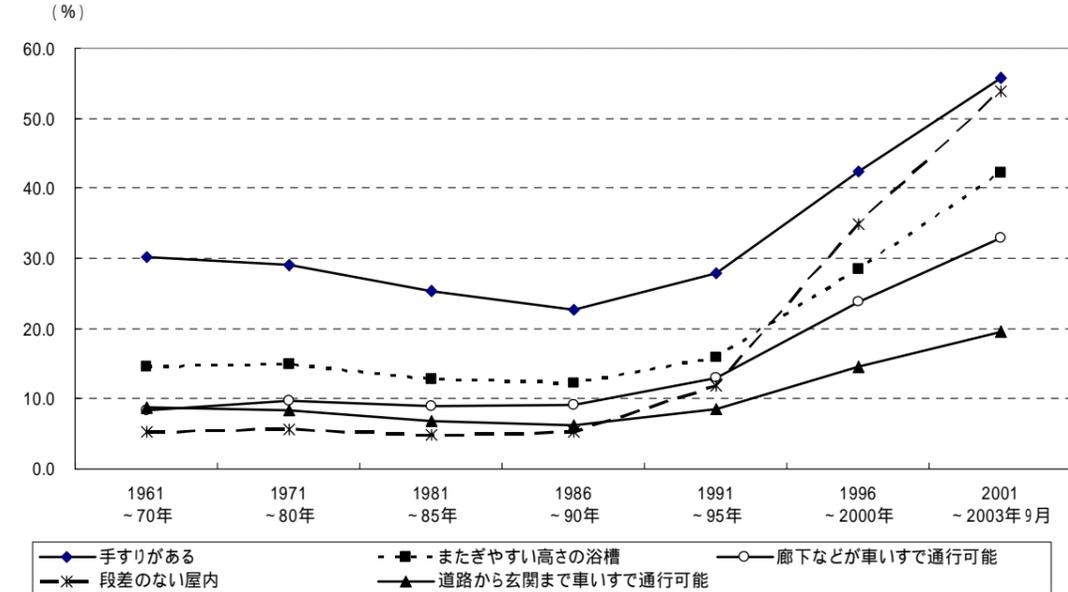
図表3-7 13大都市における団塊世代の人口と人口比率



資料)総務省統計局「国勢調査」(2005年)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成
*国勢調査時点において「56歳～58歳」のものを団塊世代として計上した。

高齢化にしたいがい、近年建築された住宅における高齢者対応設備を有する住宅の比率が高まっている。

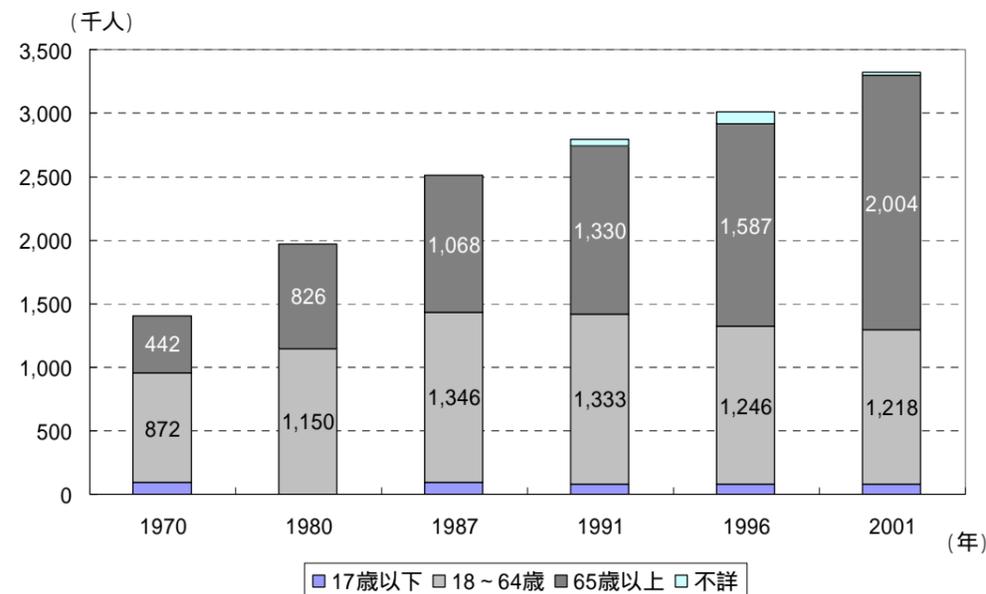
図表3-9 建築時期別の高齢者対応の設備を有する住宅比率



資料)国土・交通省「住宅・土地統計調査」(1998年、2003年)
参照)全国社会福祉協議会「図説高齢者白書」(2005年)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

高齢化の進展に伴い、身体障害者についても高齢化が年々進んでいる。

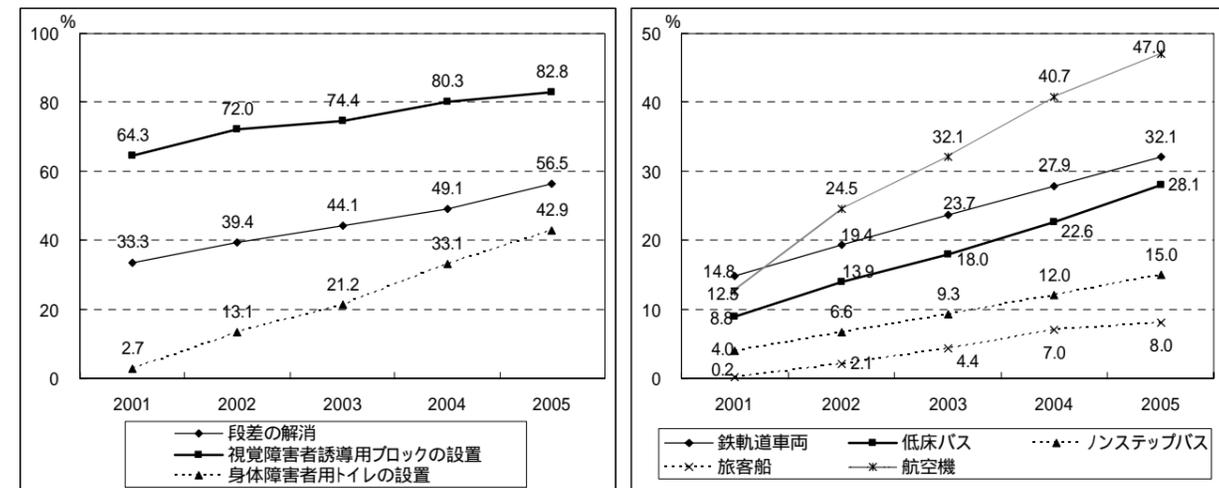
図表3-8 年齢階層別障害者数の推移(身体障害者・在宅)



資料)厚生労働省「身体障害児・者実態調査」
参照)厚生労働省「障害者白書」(平成18年)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成
*1980年は、身体障害児(0-17歳)に係る調査は行われていない。

公共交通機関におけるバリアフリー化は着実に進んでいる。

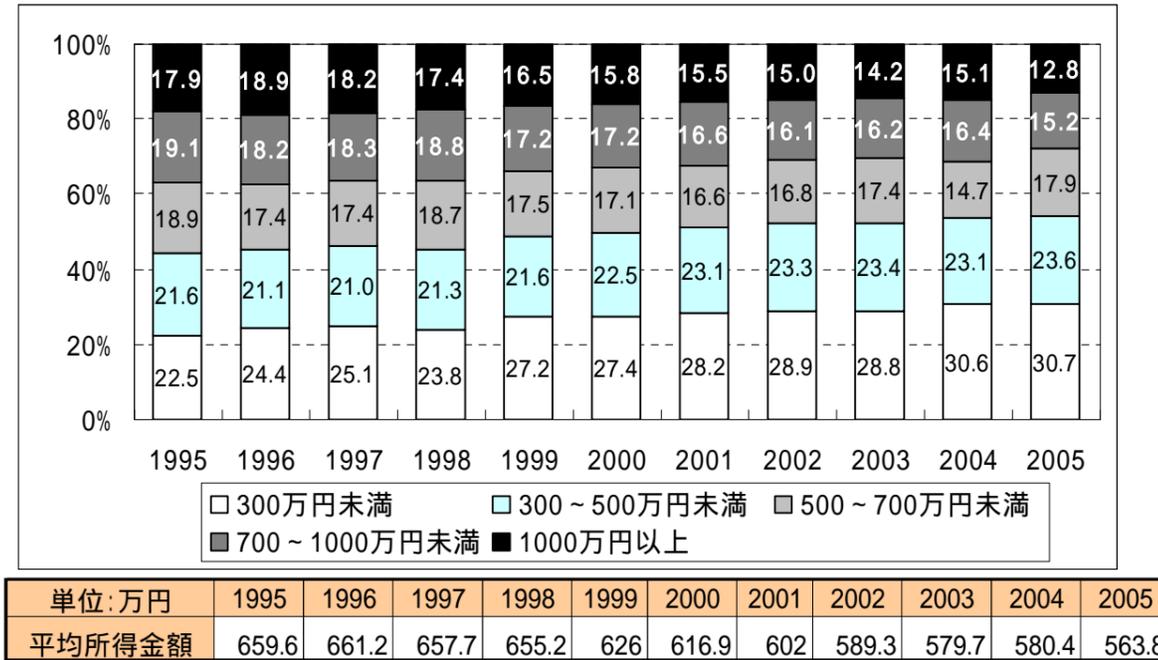
図表3-10 公共交通におけるバリアフリー化の進捗状況



資料)国土交通省「公共交通事業者等からの移動円滑化実績等報告書の集計結果概要」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成
注釈)それぞれのシェアは総施設数及び車両等の総数に対する移動円滑化基準に適合している旅客施設数及び車両等の割合である。

長引く不況の影響や就労環境の不安定化等により、世帯当たり平均所得金額の減少が続いているほか、低所得者層の比率が高まっている。

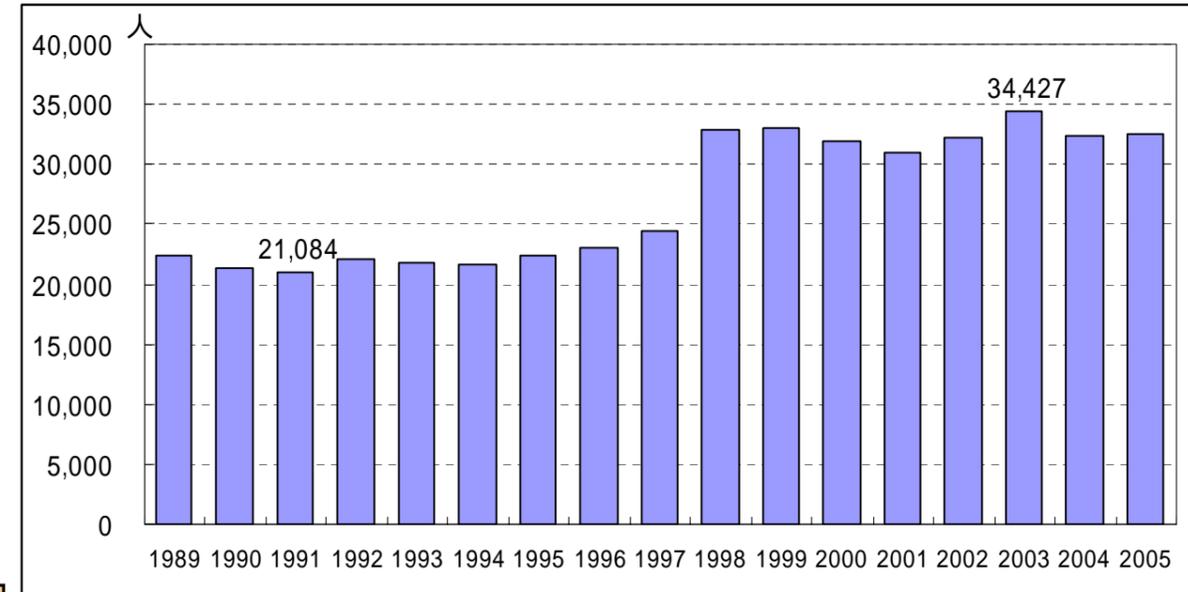
図表3-11 世帯当たりの所得金額別世帯比率及び平均所得金額の推移



資料)厚生労働省「国民生活基礎調査」(1996~2006年)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

平成10(1998)年以降、年間の自殺者数は3万人台で推移している。

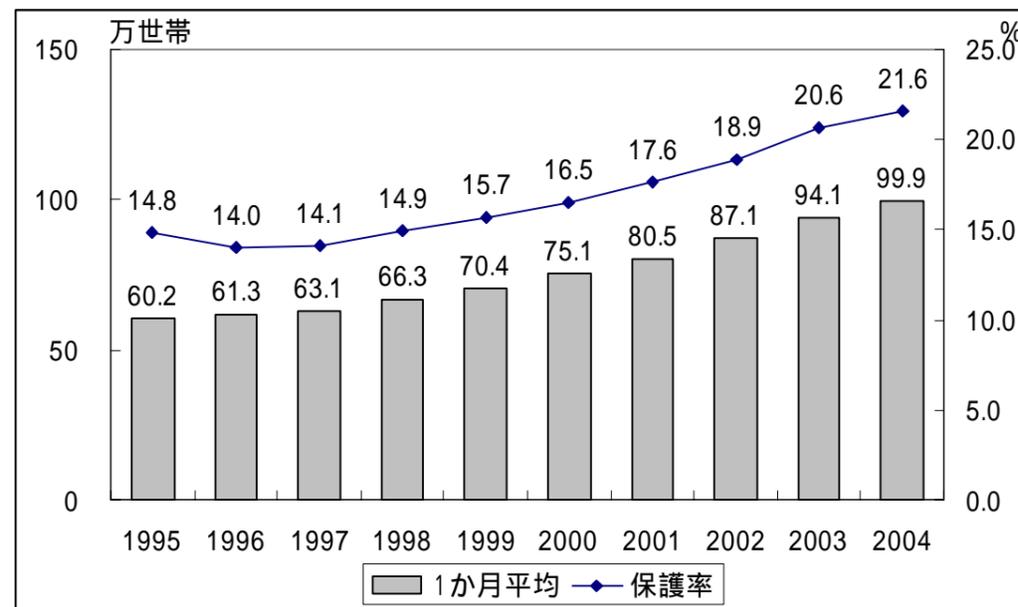
図表3-13 自殺者数の推移



資料)警察庁生活安全局「平成17年中における自殺の概要資料」(2006年6月)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

被生活保護世帯数は過去10年増加基調にあり、保護率は21.6まで上昇している。

図表3-12 生活保護世帯数及び保護率の推移



注釈)保護率は千世帯に対する被保護世帯数の割合
資料)厚生労働省資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

男性では20歳代~40歳代前半、女性では10歳代後半~30歳代前半において最も多い死因は自殺となっている。

図表3-14 性・年齢階級別にみた死因順位

	男性	女性
10歳未満	-	-
10~14	3位	4位
15~19	2位	1位
20~24	1位	1位
25~29	1位	1位
30~34	1位	1位
35~39	1位	2位
40~44	1位	2位
45~49	2位	2位
50~54	3位	4位
55~59	3位	4位
60~64	4位	4位
65歳以上	-	-

注釈)「-」については5位までにランクインしていないことを示す
資料)厚生労働省統計情報部「平成17年人口動態統計」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

近年の社会動向

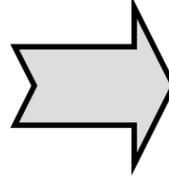
1990年代以降、わが国の実質GDPの成長率は低下しており、マイナス成長も記録しているが近年プラス成長を続けており、緩やかな回復基調にある。一方で、中小企業の業況判断D.I.は大企業等と比較して低い水準にある。

国民所得でみると地域間格差は増大する傾向にある。

各種将来予測によれば、高齢者などの労働力率の高まりや生産性の向上等により、人口減少・高齢化の影響をカバーし、概ねプラス成長を維持する見通しとなっているが、悲観的なシナリオでは、マイナス成長も予想される。それに対して、アジア各国は高い経済成長を続ける。

産業構造については、今後とも非製造業の割合が増加するものと予想される。製造業についてはロボットや先端医療機器などの先端型産業が、非製造業は、コンテンツ産業や観光・教育、医療等が大きな役割を担うと想定される。

製造業の海外投資は堅調に推移しており、経済のグローバル化が進んでいる。一方で国内生産額も増加しており、業種により国内生産額の増加割合が海外現地法人のそれを上回るものもある。



まちづくりへの影響と課題

今後経済全般がプラス成長を維持することができれば、地域経済の活性化が期待できる。ただし、女性・高齢者の就業環境の改善などに失敗した場合、地域経済が沈下する可能性もある。

構造改革等が進まず有効な地域間格差是正の政策が打ち出さなければ、今後とも所得の地域格差が増大する。この結果、都心部への人口流入や都市機能の集中が加速する可能性も想定される。

今後成長が予想される産業に対応できるよう、地域産業の適切な構造変化を進める事が求められる。

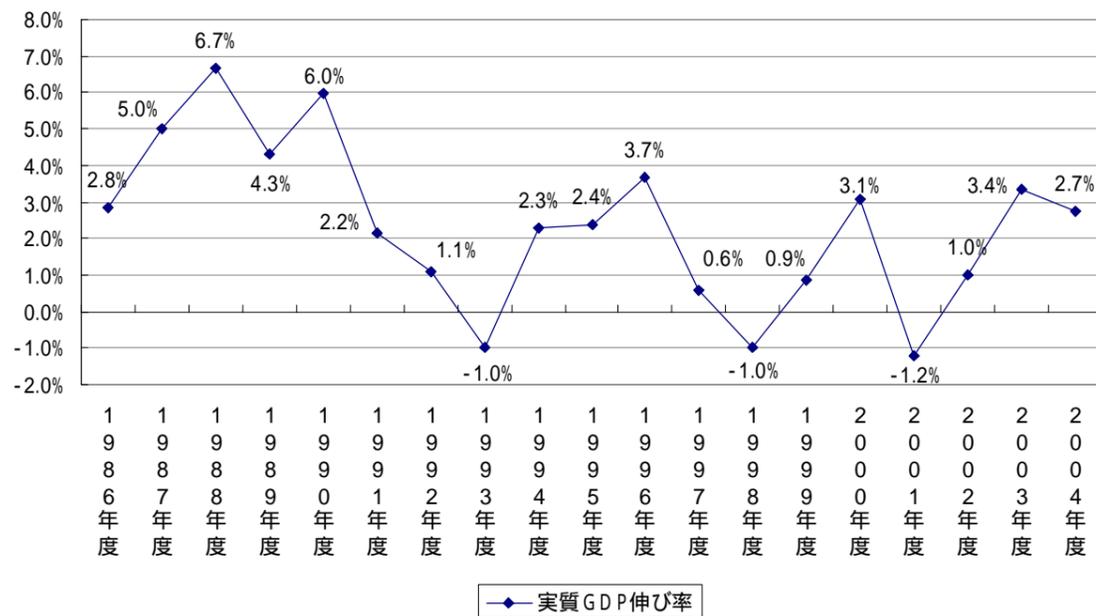
経済のグローバル化に対応するため、各企業の技術力の向上に取り組む必要がある。

経済のグローバル化が進んでも、太宗業種において今後とも国内生産拠点は維持・拡大されていくものと考えられる。

1990年代以降実質GDP成長率は低下しているが、近年回復傾向にある。

業況判断D.I.の推移をみると、中小企業は大企業と比較して低い状態が続いており、2007年(平成19年) 四半期で初めて「0」水準となっている。

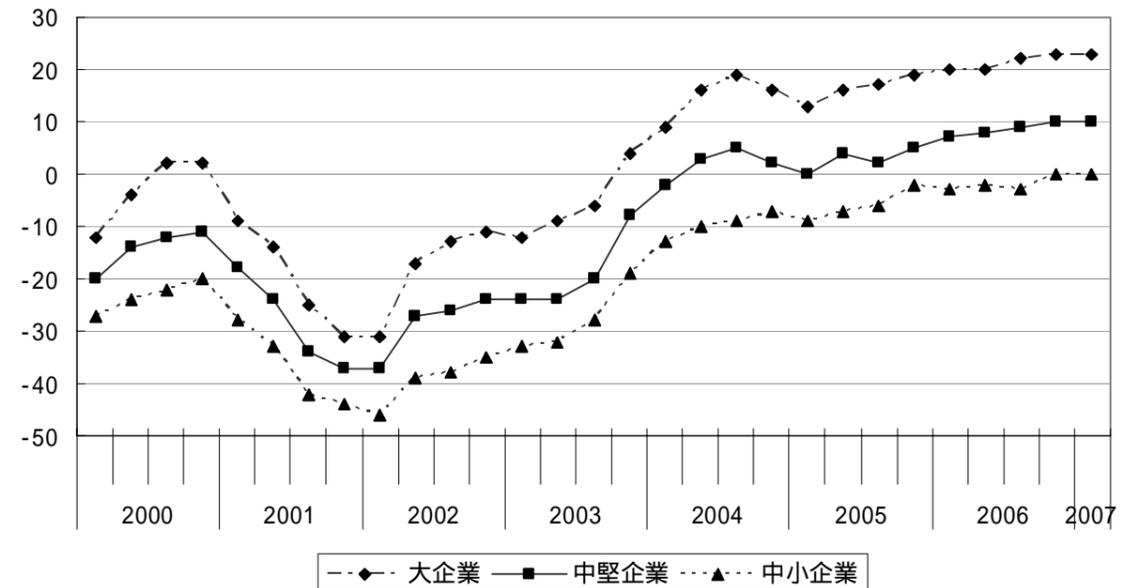
図表4-1 実質GDP(年度)の伸び率の推移



注) 実質GDPとは物価水準の変動を取り除いて計測したGDPである。ここで提示している実質GDPは平成7年度基準(平成7年度の物価水準を活用している)で算出したGDPの伸び率推移を示している。

資料) 内閣府「国民経済計算年報(各年)」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表4-2 規模別の業況判断D.I.の推移



注) 業況判断D.I.とは、企業の景況感を表わす指標で、企業に対するアンケートを実施し、「良い」「さほど良くない」「悪い」をアンケート結果を指数化した上で、「良い」の社数構成比から「悪い」の社数構成比を引いて算出した値。
規模の基準が常用雇用者数から資本金規模別に変化したため、厳密には2003年 四半期前後でデータは不連続である。

資料) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

各種長期予測では、生産性の向上や少子化対応の強化、女性の就労環境の改善、技術革新の推進等が進んだ場合には、今後の生産力人口の減少を生産性の向上等で補うことができ、今後とも堅調な経済成長が見込まれるとしている。しかし、こうした対応が行われない場合には、マイナス成長もあり得るといふ予測も見られる。

国民の所得額でみた場合、すべての地域ブロックで平成7(1995)年度から平成15(2003)年度までの全国平均との乖離は増大傾向にあり、地域間格差が拡大している傾向が見られる。この要因は、地域の労働生産性のばらつきが大きいと分析されており、労働生産性は地域が特化している産業に依拠していることから、特化の度合いの差が広がっていると推測される。

図表4-3 各種長期経済予測における実質GDP成長率の予測

資料名	予測主体	公表年月	ケース	2000-05	2005-10	2010-15	2015-20	2020-25	2025-30
日本21世紀ビジョン	経済財政諮問会議	2005.4	-	1.0%	1%台半ば(2006~12)	2%程度(2013~20)		1%台半ば	
新世紀の日本経済 - 新たな成長ビジョンの構築 -	日本経済研究センター	2002.3	-	1.0%		2.3%		1.4%	-
21世紀・日本経済再生のシナリオ	日本経済研究センター	2001.3	停滞	0.3%	0.1%	-0.1%	-0.1%	0.2%	-
			中間	0.9%	1.0%	0.5%	0.3%	0.3%	-
			積極	1.4%	2.2%	1.0%	0.6%	0.5%	-

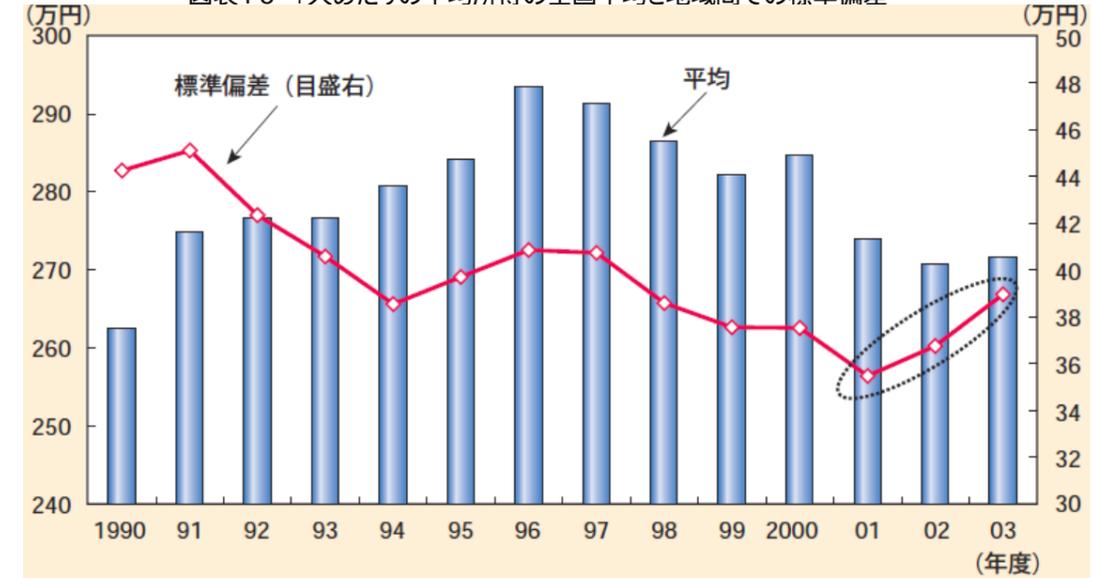
注) 経済財政諮問会議: 同会議に設けられた「日本21世紀ビジョン」に関する専門調査会
資料) 各種資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表4-4 各種長期経済予測の前提条件

日本21世紀ビジョン	生産性の向上、政府の基礎的財政収支の黒字化、少子化対応の強化の取組を推進する
新世紀の日本経済 - 新たな成長ビジョンの構築 -	以下の構造改革の推進。 技術革新的な設備に対する償却の簡素化・通信価格の一層の低下や政府業務のIT化の促進等によるIT投資の推進、大学改革や研究開発資金の重点的投入等を通じた技術知識の蓄積、都市開発優遇税制やプライベート・ファイナンス・イニシアティブ(PFI)の促進による社会資本配分の是正
21世紀・日本経済再生のシナリオ	積極では、民間でも同程度の研究開発支出の増加があるとす。また、現在、パートで働いている女性のかかなりの部分が正規雇用され、より長時間の就業につくとす。財政も支出面の改革のみでは不十分なため、消費税率が2005年に8%へ引き上げられるものと想定する。

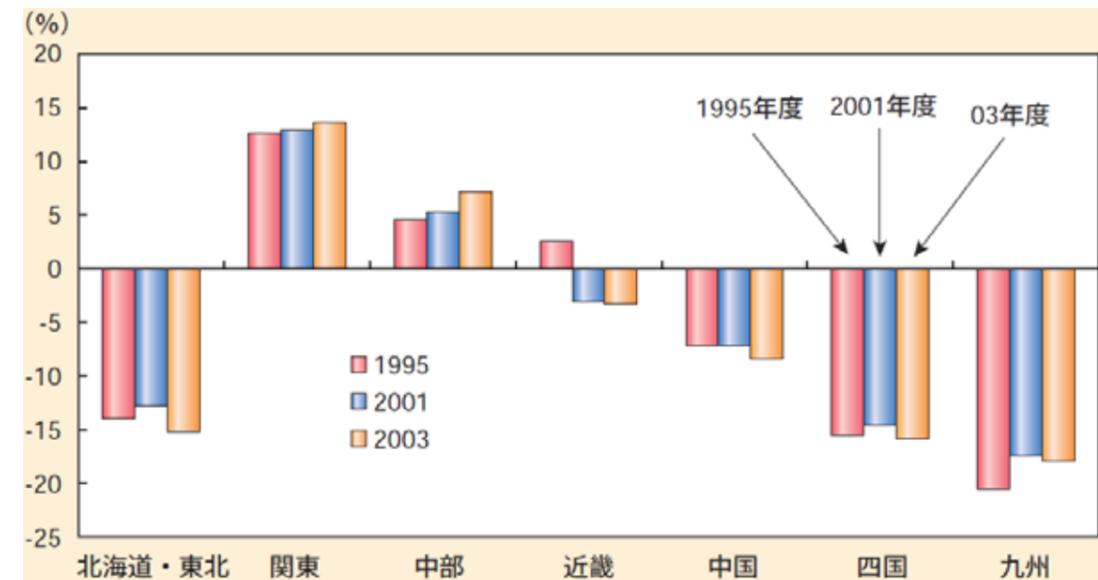
注) 経済財政諮問会議: 同会議に設けられた「日本21世紀ビジョン」に関する専門調査会
資料) 各種資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表4-5 1人あたりの平均所得の全国平均と地域間での標準偏差



注) 標準偏差が大きいほどばらつきが大きい、つまり地域間で差が大きいことを示す
資料) 内閣府「平成18年度年次経済財政報告」

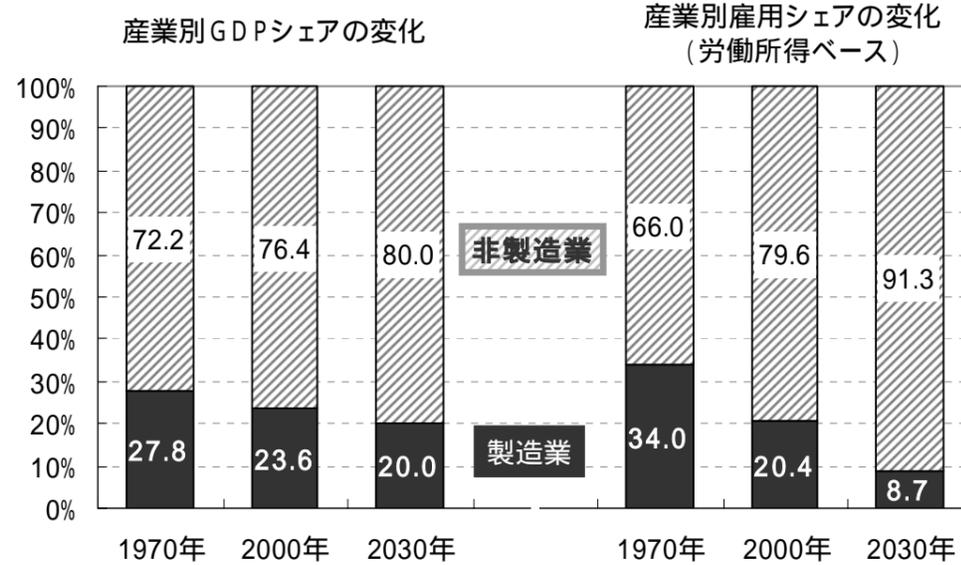
図表4-6 地域ブロック別一人当たり県民所得の全国平均との乖離



資料) 内閣府「平成18年度年次経済財政報告」

わが国の産業構造は、今後非製造業の割合が増加するものと予想される。製造業については燃料電池・ロボット・先端医療機器等のイノベーションによる新たな産業群が、非製造業については、メディアソフト、ファッション、食、国内観光、教育等に加えて医療・介護関連の新サービスが産業として大きな役割を持つとされる。

図表4-7 国内の産業別GDPシェア、雇用シェアの予測



注)・1970年、2000年は国民経済計算の実績値。
 ・2030年の雇用シェアは各部門に支払われた労働所得でみたもの。
 ・産業別シェアには、鉱業、農林水産業を含まない。
 資料)「日本21世紀ビジョン」に関する専門調査会競争力WG「日本21世紀ビジョン 競争力WG報告書」(2005年4月)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表4-8 わが国の今後の成長産業に関する見通し

- ・世界的にはアジアの製造業の生産の伸びが高い(年率6.1%程度)が、日本の製造業も、数多くのフロントランナーがイノベーションを主導する中で高い生産性の伸び(同2.8%程度)を確保することで、アジア諸国に対する競争力を維持し、年率0.8%増加する。
- ・非製造業は、所得の増加がサービス需要を伸ばすことから、製造業を上回り年率1.5%程度で増加する結果、産業別のGDPに占める非製造業の割合が上昇する。
- ・労働所得ベースでみた就業構造は、製造業がイノベーションを反映し、より労働節約的になるため、非製造業の雇用に占める割合が増大する。
- ・2030年のより具体的な産業構造のイメージとして、製造業については、現在のフロントランナー(情報通信機器、半導体製造装置等)に加え、科学技術(燃料電池・ロボット・先端医療機器等)のイノベーションによる新たな産業群が成長を主導する。非製造業については、メディアソフト、ファッション、食、国内観光、教育等に加え、医療・介護関連の新サービスが産業として大きな役割を持つ。
- ・日本のコンテンツ市場(アニメ、映像、音楽、ゲーム、メディア等)は、2030年には国内総生産の5%規模(現在のアメリカ並み)を見込むことができる(年率約6.7%の成長)。

資料)「日本21世紀ビジョン」に関する専門調査会「日本21世紀ビジョン」(2005年4月)

世界の実質GDP成長率を見ると、アジア諸国での伸びが著しく、中でも中国は近年10%以上の経済成長を見せている。また、平成42(2030)年までのGDP成長率の見通しをみても、アジア各国は高い成長が続くことが予想されている。

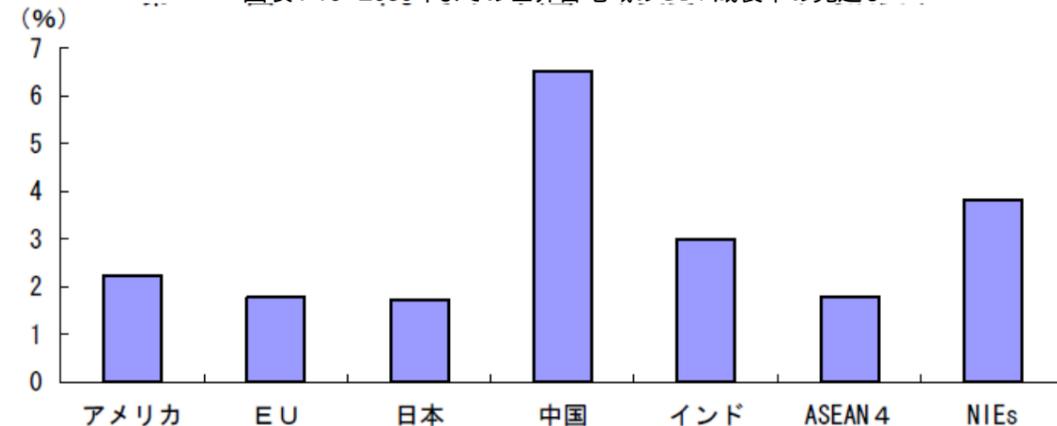
図表4-9 世界各国の実質GDP成長率

	2004年実績	2005年実績	2006年見通し	2007年見通し
世界経済	3.9	3.3	3.8	3.2
アメリカ	3.9	3.2	3.4	2.6
アジア				
北東アジア	8.4	8.1	8.3	7.5
中国	10.1	10.2	10.4	9.3
ASEAN	6.3	5.3	5.3	5.1
ヨーロッパ4	1.9	1.1	2.2	1.8
ユーロ圏(参考)	1.9	1.4	2.4	1.9
日本(参考)	1.7	3.3	2.5	2.0

注)・世界経済はアメリカ、カナダ、中国、韓国、台湾、香港、シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、インド、オーストラリア、ドイツ、フランス、イタリア、英国、ロシア、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、チリ
 ・「北東アジア」は中国、韓国、台湾、香港
 ・「ASEAN」はシンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン
 ・「ヨーロッパ4」はドイツ、フランス、イタリア、英国
 ・「北東アジア」、「ASEAN」、「ヨーロッパ4」の実質GDP成長率は05年の名目GDPで加重平均して算出
 ・日本の実績値は内閣府国民経済計算部推計値、見通し値はESPフォーキャスト調査(社団法人経済規格協会)10月公表値

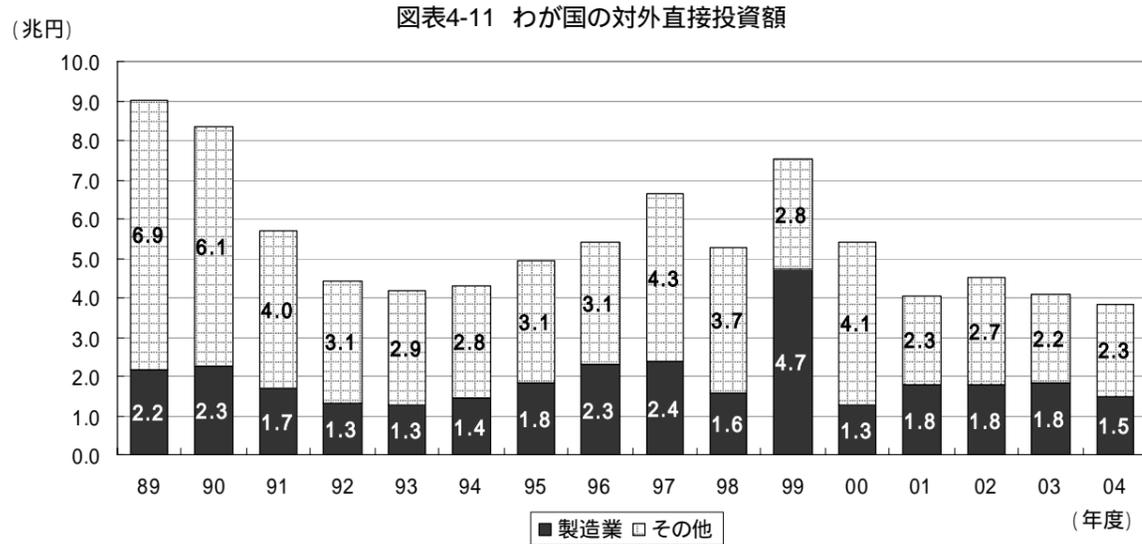
資料)内閣府政策統括官室(経済財政分析担当)「世界経済の潮流 2006年秋」(2006年11月)

図表4-10 2030年までの世界各地域のGDP成長率の見通し

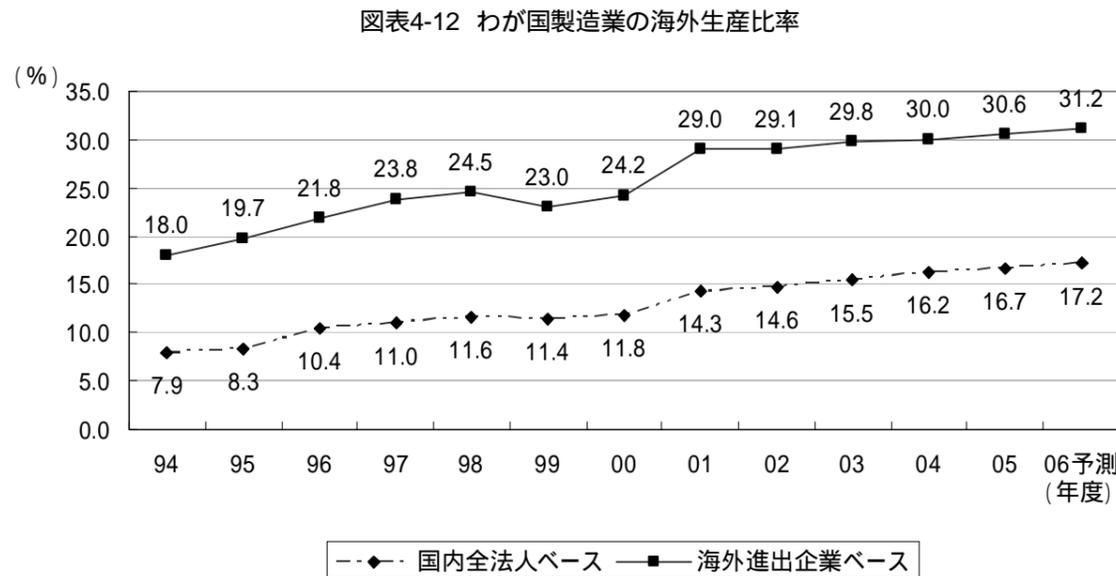


資料)内閣府政策統括官室(経済財政分析担当)「世界経済の潮流 2004年秋」(2006年11月)

わが国の製造業は海外直接投資を継続しており、海外生産比率は堅調に増加している。



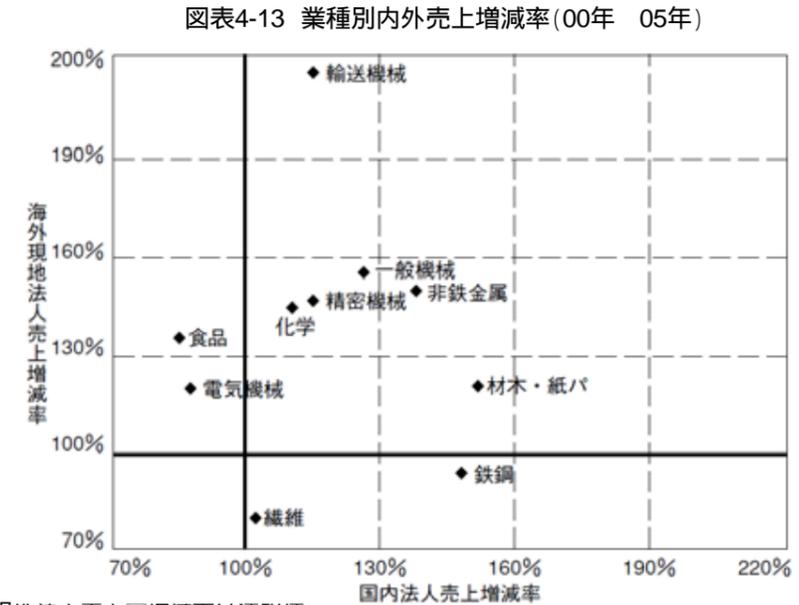
資料)財務省「対外及び対内直接投資状況」(2004年度)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成



注)・国内全法人ベースの海外生産比率 = 海外現地法人(製造業)売上高 / (海外現地法人(製造業)売上高 + 国内法人(製造業)製造業売上高) × 100
 ・海外進出企業ベースの海外生産比率 = 海外現地法人(製造業)売上高 / (海外現地法人(製造業)売上高 + 本社企業(製造業)製造業売上高) × 100
 ・「海外現地法人」とは、「子会社(日本側出資比率が10%以上の海外法人)」と「孫会社(日本側出資比率が50%超の子会社が50%超の出資を行っている海外法人)」を指す。
 ・「海外進出企業」とは、「海外現地法人」を有する我が国企業を指す。
 ・2005年度は見込額として調査したもの。
 ・2001年度に業種分類の見直しを行ったため、2000年度以前の数値とは断層が生じている。

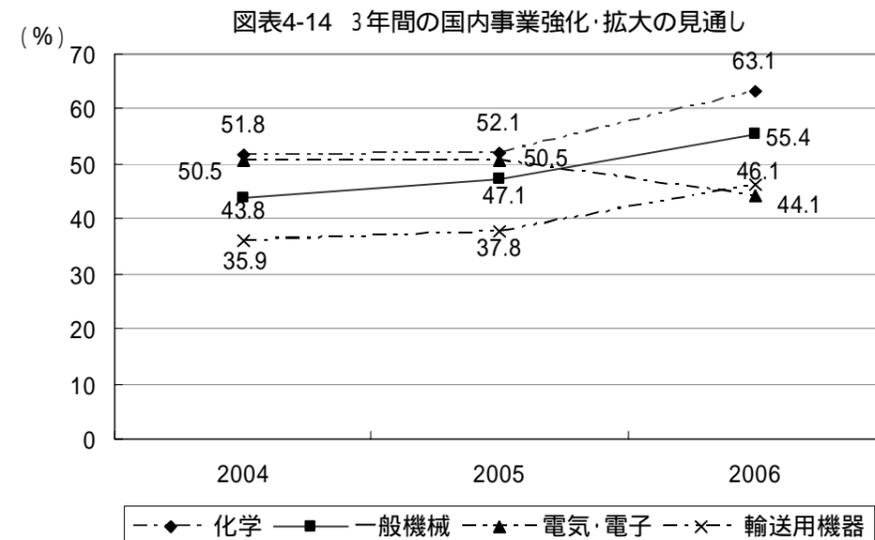
資料)経済産業省、厚生労働省、文部科学省「2007年版ものづくり白書」(2007年6月)

平成12(2000年)から5年間の推移で見ると、繊維・鉄鋼などは国内生産比率が高まり相対的に海外生産比率が減少している。



注)・海外現地法人売上増減率は速報値。
 ・「繊維」は法人企業統計の「繊維工業」、「衣類・その他繊維製品製造業」を含む。電気機械には、海外事業活動基本調査の「電気機械」、「情報通信機械」、法人企業統計の「電気機械器具製造業」、「情報通信機械」を含む。輸送用機械には、法人企業統計の「自動車・同附属品製造業」、「その他の輸送用機械」を含む。
 ・2005年度は速報値。
 資料)経済産業省、厚生労働省、文部科学省「2007年版ものづくり白書」(2007年6月)

化学、一般機械、輸送用機器の各分野では国内事業強化・拡大の見通しを有している企業の割合が増加している。



注)・回答企業数上位4業種のみ時系列調査。
 ・国際協力銀行「わが国製造企業の海外事業展開に関する調査報告」によるデータ
 資料)経済産業省、厚生労働省、文部科学省「2007年版ものづくり白書」(2007年6月)

近年の社会動向

国民の「心の豊かさ」を求める傾向は年々強くなっている。一方で、国民の文化活動への自治体の歳出規模は縮小傾向にある。

国では、地域文化で日本全体を元気にすることを提言するなど文化の魅力を活かした地域の活性化を進めている。

今後の国際競争の中で、規模の競争が望めない日本は、「文化の魅力」による優位性を確保することが必要であり、そのための生活文化創造産業の発展による新しい「ブランド」の構築が求められている。

外国人登録者数は増加傾向にあるとともに、今後も人口減少社会を見据えた外国人労働者の受け入れの促進により増加すると想定される。

訪日外客数は堅調に増加しているが、世界全体では30位と今後の改善が期待される。

旅行・観光産業の経済波及効果が大きいことも受け、国をあげての訪日外客数増加に向けた取り組みが展開されている。

まちづくりへの影響と課題

人口減少社会に入り、規模の競争から、文化の魅力を活かした地域活性化への地域活性化戦略の転換が求められる。

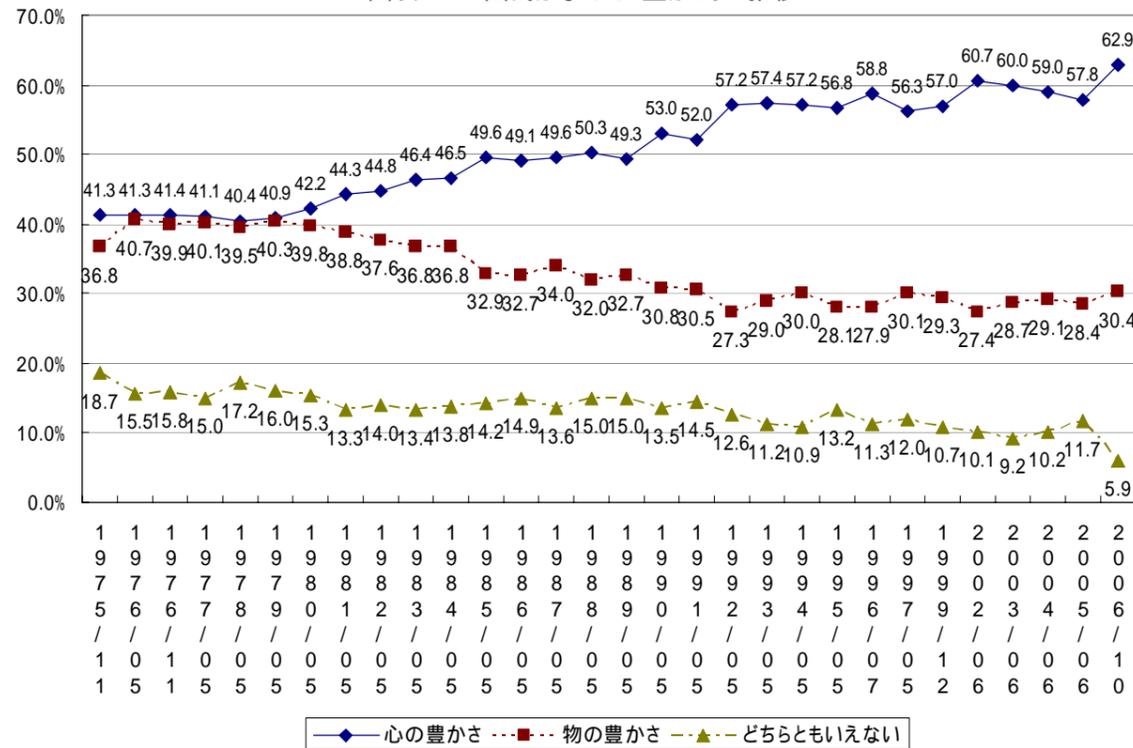
既存のコンテンツ産業などの生活文化創造産業の発展を促すとともに、これらの産業・技術を支える人材育成が求められる。

今後増加すると考えられる外国人居住者（労働者）に対し、地域住民との共生や適切な居住環境の確保等の対応が求められる。

国の取り組みと連携した、訪日外客等の受け入れ体制の構築が求められる。

「物の豊かさ」より「心の豊かさ」を求める割合が、昭和55(1980)年以降増加傾向にある。

図表4-15 国民が求める「豊かさ」の推移

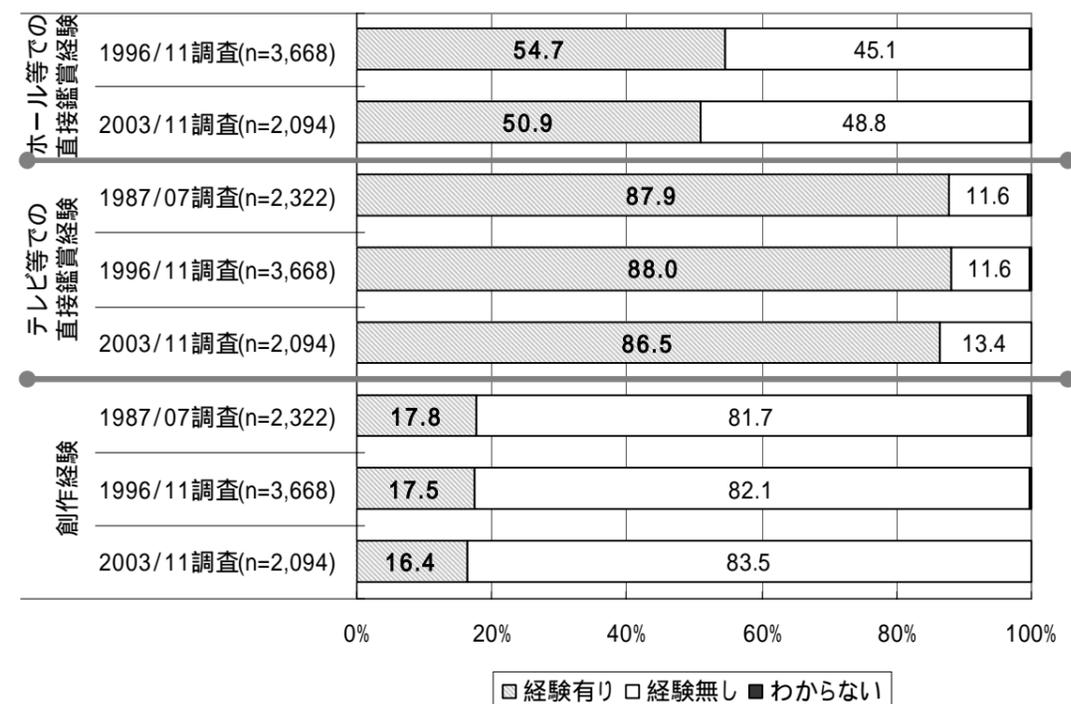


注)「心の豊かさ」:「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活することに重きをおきたい」
「物の豊かさ」:「まだまだ物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたい」

資料)内閣府「国民生活に関する世論調査(各年)」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

国民の文化鑑賞、創作活動についてみると、ホール等での直接鑑賞経験や創作経験のある国民の割合が減少している。

図表4-16 国民の文化活動の状況

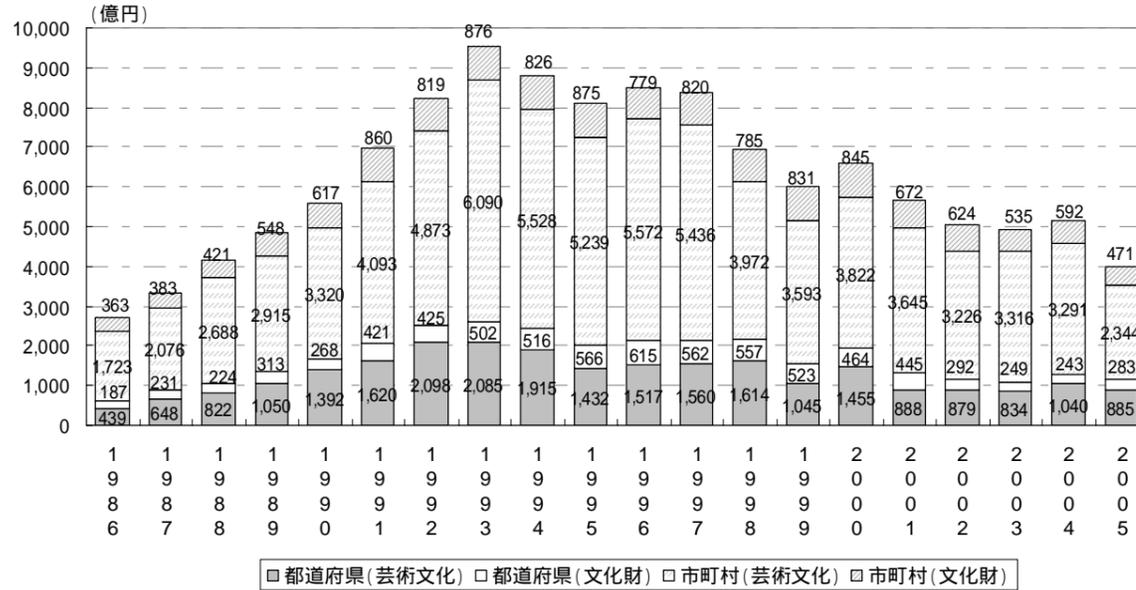


注)ホール等ではプロによる公演などを対象として把握。文化活動としては、音楽、演劇・演芸、舞踊、美術、文芸、映画、生活文化などの具体例をあげて把握している。

資料)内閣府「文化に関する世論調査」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

地方公共団体の文化関係経費は、平成5(1993)年以降減少傾向にある。

図表4-17 地方公共団体の文化関係経費の推移



資料)文化庁ホームページより三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

文化審議会文化政策部会では、地域文化を振興し、日本全体を「文化力」で元気にすることを提言している。

図表4-18 「地域文化で日本を元気にしよう!」の概要

地域文化を振興する意義

人の心の豊かさを創出するなどの本質的な意義に加えて、文化には人々に元気を与え地域社会全体を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力(文化力)がある。

地域における文化の現状

地方公共団体の文化関係経費は財政の厳しさを反映し文化施設建設費を中心に減少しているが、住民の要望の重点もハードからソフトへ質的な充実の方向に移行しつつある。行政主導の文化振興から、住民、文化団体、企業等と行政との連携協力型の展開に変化してきている。

課題と事例・活性化に向けて

7つの課題(文化力の結集・人材育成と登用・子どもたちの文化芸術活動への支援等)27の事例(具体的な団体の活動を紹介・インターネット上で簡単なアクセスが可能)今後関係者に期待される具体的な役割と取組みにつき、住民・文化芸術団体・大学等・企業等・地方公共団体・国の6者について提言。

注)同報告書は、文化審議会文化政策部会が2005年2月2日に公表したもの
資料)文化庁「我が国の文化行政」(2005年)

「文化の魅力」は今後の国際競争の中で重要性を増す。

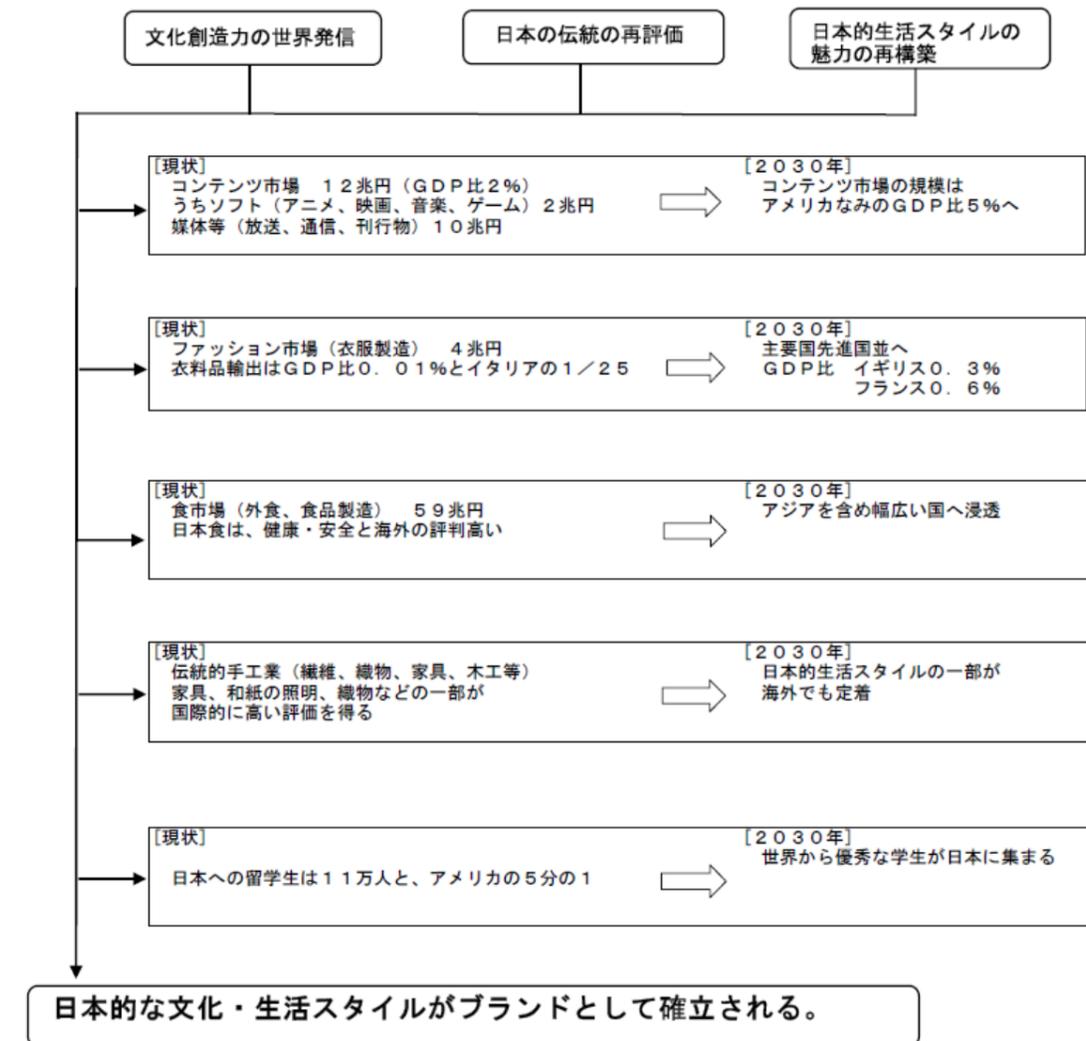
図表4-19 「文化の魅力」の有効性

情報化が進む中では、各国の影響力の源泉は物理的な資源力、技術力、経済力から、次第に知識やエンターテインメントを含む文化に移ってくる。また、アジアの多くの地域で貧困からの脱出が進むにつれ、次第に「豊かさ」の追求から「生活の楽しさ」に重点が置かれるだろう。このように、情報化が進む中で世界的に文化や生活の楽しさの重要性が増大し、「生活・文化の魅力」が重要な競争力の一つとなる。そうすると、必ずしも絶対的な経済規模を持つ国が有利とは限らない。このことは、人口減少によって従来のような「規模の競争」が望めない日本にとって、大きなチャンスである。独自の文化を基礎に、楽しさを実現する本物のコンテンツを持った国が世界の人々を惹きつけ、「文化創造立国」として生活・文化の魅力における優位を築くことができる。

資料)「日本21世紀ビジョン」に関する専門調査会競争力WG「日本21世紀ビジョン 競争力WG報告書」(2005年4月)

日本の生活文化創造産業は今後とも発展を続け、新しい「ブランド」を確立する。

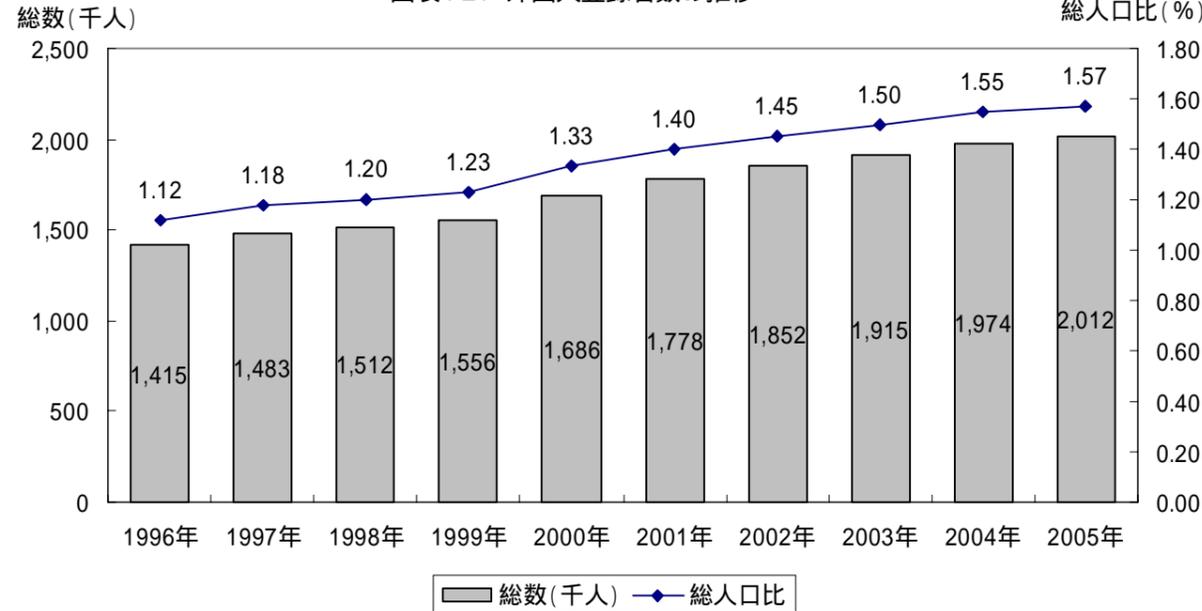
図表4-20 生活文化創造産業の現状と展望



資料)「日本21世紀ビジョン」に関する専門調査会競争力WG「日本21世紀ビジョン 競争力WG報告書」(2005年4月)

外国人登録者数は年々増加傾向にあり、平成17(2005)年末時点で初めて200万人を突破した。

図表4-21 外国人登録者数の推移



資料)法務省「各年版 出入国管理」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

人口減少社会に対応するためには、専門的・技術的分野の外国人労働者の受け入れを進めるとともに、非専門的・技術的分野の労働者の受け入れも検討するとしている。

図表4-22 第3次出入国管理基本計画における、人口減少社会に対する対応方針

少子・高齢化に伴う人口減少社会への対応は、少子化対策、女性・高齢者の労働力率向上対策など様々な他の分野の施策と併せて検討されるべきものであるが、出入国管理行政としても、人口減少時代における外国人労働者受入れの在り方を検討すべき時期に来ていると考えられる。

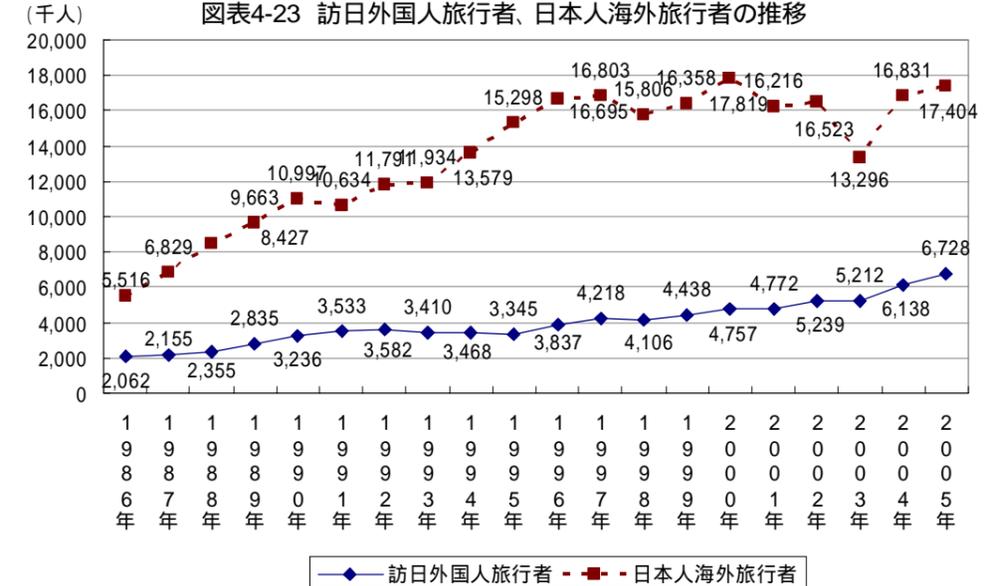
生産年齢人口が大幅に減少していく中においては、まず、専門的、技術的分野における外国人労働者の受入れを一層積極的に推進していくことが重要であり、専門的、技術的と評価できるものについては、経済、社会の状況の変化に応じ、在留資格や上陸許可基準の見直しを行っていく。

さらに、そのような生産年齢人口の減少の中で、我が国経済の活力及び国民生活の水準を維持する必要性、国民の意識及び我が国の経済社会の状況等を勘案しつつ、現在では専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受入れについて着実に検討していく。その際には、新たに受入れを検討すべき産業分野や日本語能力などの受入れ要件を検討するだけでなく、その受入れが我が国の産業及び国民生活に与える正負両面の影響を十分勘案する必要がある。その中には例えば国内の治安に与える影響、国内労働市場に与える影響、産業の発展・構造転換に与える影響、社会的コスト等多様な観点が含まれる。

資料)法務省「第3次出入国管理基本計画」(2005年3月)より抜粋

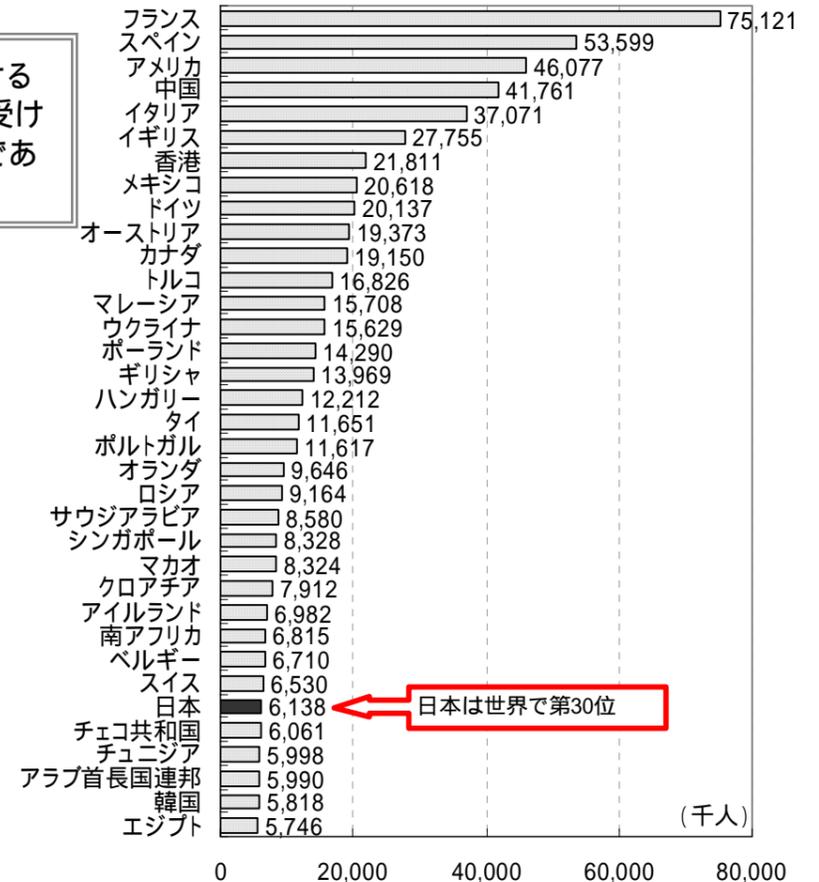
訪日外国人旅行者、日本人海外旅行者ともに増加している。なお平成15(2003)年に日本人海外旅行者が減少している主因は、重症急性呼吸器症候群(新型肺炎SARS。以下、単に「SARS」という)が、特に日本人の出国先として大きなシェアを占めるアジアにおいて流行したことによると考えられる。

図表4-23 訪日外国人旅行者、日本人海外旅行者の推移



資料)国土交通省「平成16年版観光白書」(2004年7月)「平成18年版観光白書」(2006年7月)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

平成16(2004)年における日本の外国人旅行者受け入れ数は世界で30位である。

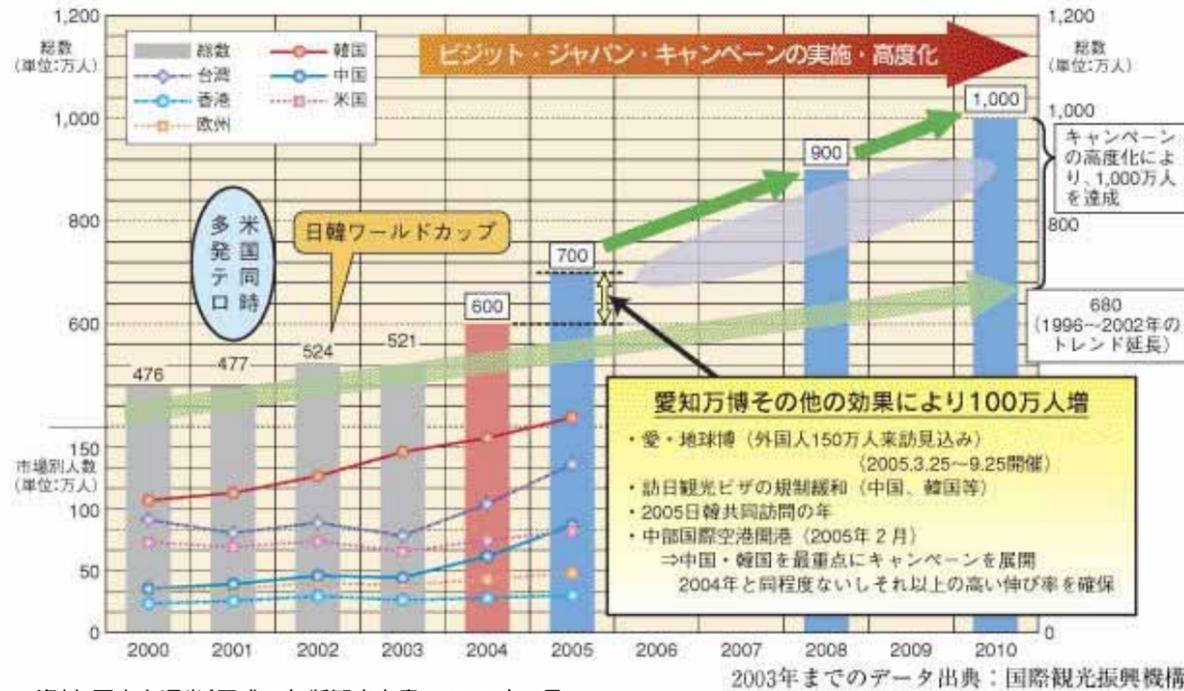


図表4-24 外国人旅行者受入れ数の国際ランキング(2004年)

資料)国土交通省「平成18年版観光白書」(2006年7月)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

国では、平成22(2010)年訪日外客1,000万人を目標としたビジット・ジャパン・キャンペーンを展開している。

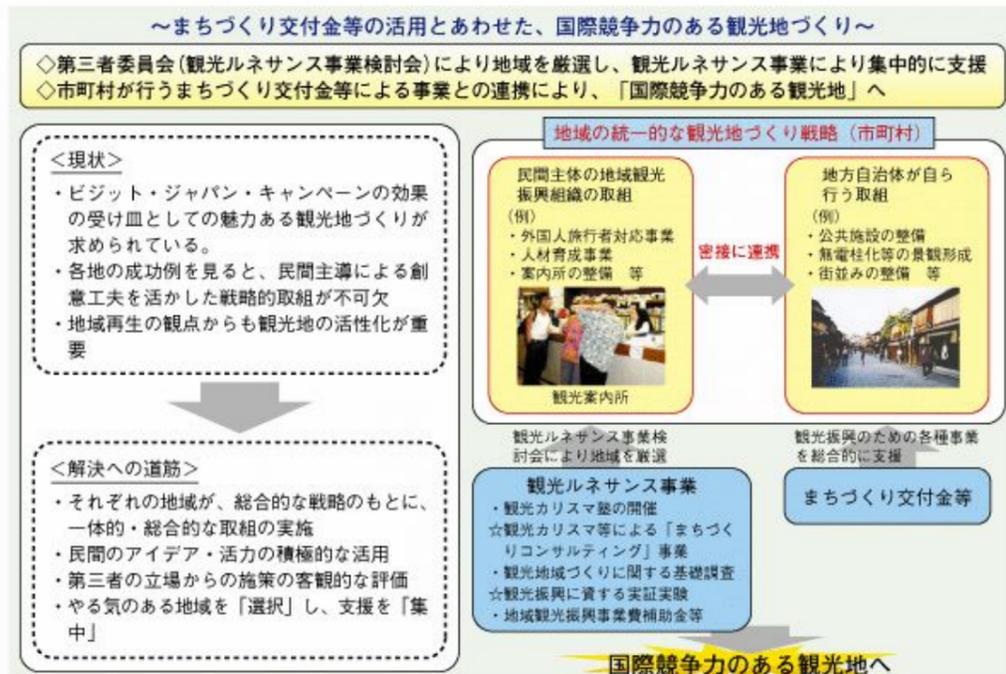
図表4-25 2010年訪日外客1,000万人達成へのロードマップ



資料)国土交通省「平成17年版観光白書」(2005年7月)

国では、まちづくり交付金の活用とあわせた観光ルネサンス事業を展開し、全国13地域を選定してするなど、観光地の魅力向上を図っている。

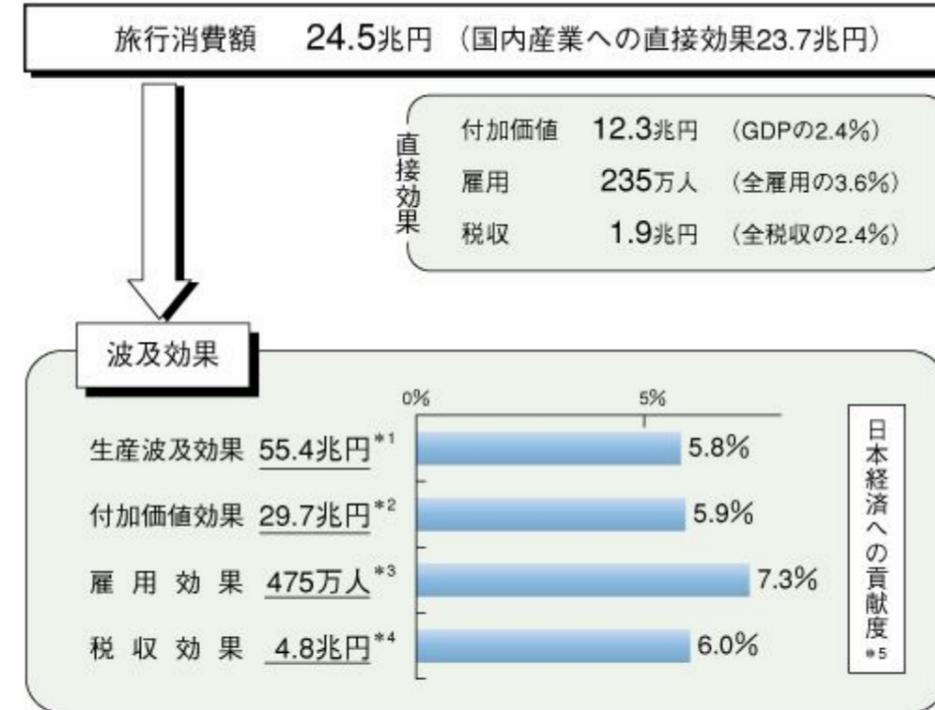
図表4-26 観光ルネサンス事業の概要



資料)国土交通省「平成18年版観光白書」(2006年7月)

旅行・観光産業は経済波及効果が大きく、我が国の有力な成長産業の一つとして期待されている。

図表4-27 旅行・観光産業の経済波及効果



*1 産業連関表国内生産額949.1兆円に対応 (2000年)
 *2 国民経済計算におけるGDP505.5兆円に対応 (2004年度)
 *3 国民経済計算における就業者数6,512万人に対応 (2003年度)
 *4 国税+地方税80.4兆円に対応 (2004年度)
 *5 ここで言う貢献度とは全産業に占める比率

資料)国土交通省「平成18年版観光白書」(2006年7月)

近年の社会動向

平成17(2005)年2月、先進国の温室効果ガスの排出削減目標を定めた「京都議定書」が発効し、平成24(2012)年までに我が国は基準年比6%削減が義務づけられた。しかしながら、現在その排出量は増加傾向にあり、今後、環境負荷の小さな都市づくりなど、温室効果ガス排出量の削減に向けたさらなる取組が求められている。

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動から、資源を最大限有効に活用する循環型社会へ移行するため、国民生活全般や個別産業ごとの取組を義務づける法制度が相次いで整備されている。

まちづくりへの影響と課題

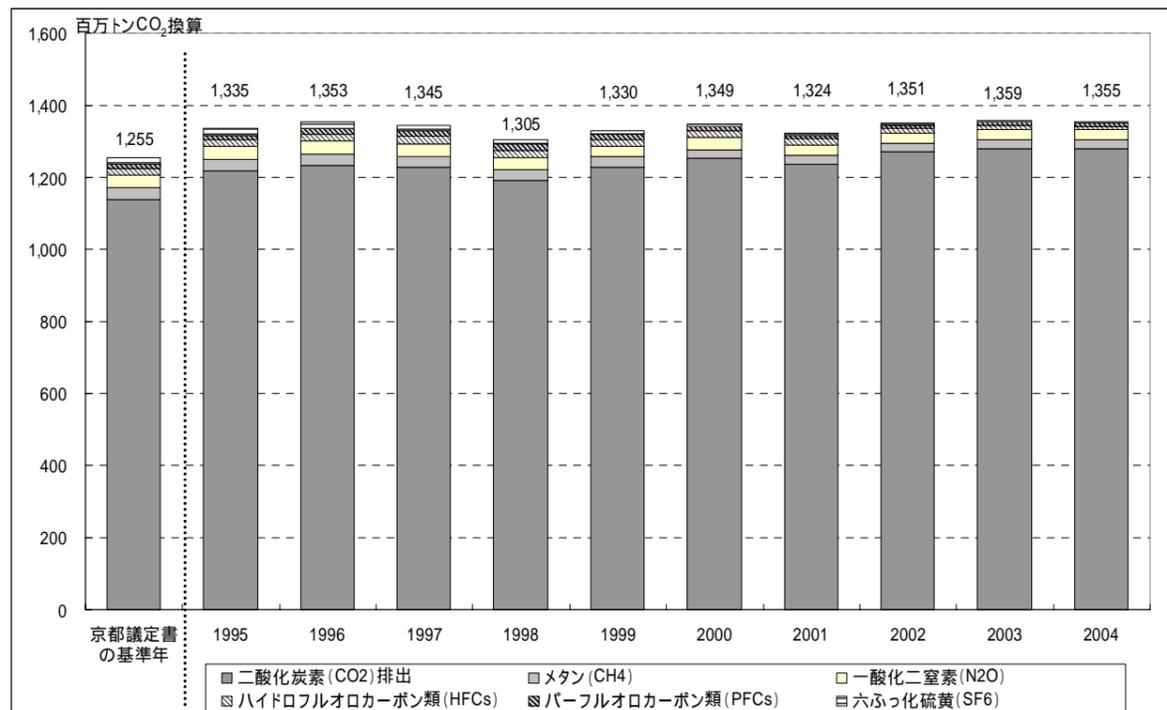
温室効果ガス排出量の削減、ゴミ排出量の削減などに向け、移動時における自動車から公共交通機関への利用転換や、リユースやリサイクル可能な商品の購入促進など、環境負荷低減のための具体的取組の拡充が求められる。

一方で、こうした社会の要請を受け、環境にやさしい生活様式や、企業活動を支える新たな環境ビジネス創出が期待される。

また、日常生活で環境向上に向けた意識を醸成するため、環境分野で活動する市民団体等を中心に、広く住民の環境に対する意識を高めていく活動が求められる。

温室効果ガス総排出量は、近年は横ばいであるが、基準年比8.0%増。

図表4-24 日本の温室効果ガス排出量の推移



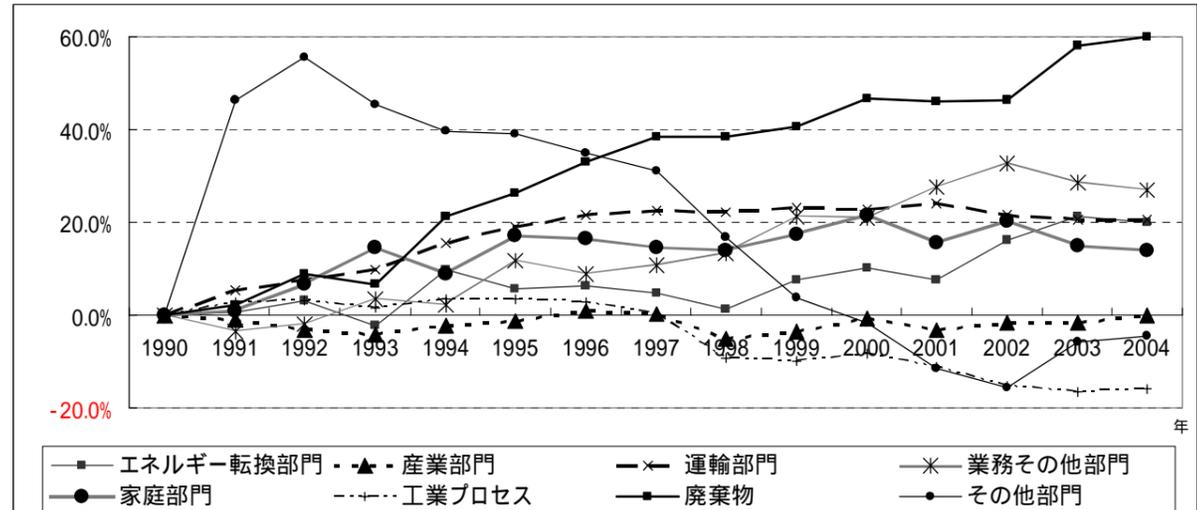
資料)温室効果ガスインベントリオフィス資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成
備考)CO₂、CH₄、N₂Oの基準年は1990年、その他は1995年

備考)下段は各部門の直接の排出量の割合を、また、上段は、電気事業者の発電に伴う排出量及び熱供給事業者の熱発生に伴う排出量を電力消費量及び熱消費量に応じて最終需要部門に配分した後の割合。

資料)環境省「平成18年版環境白書」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

産業部門は減少傾向だが、家庭、運輸、業務その他部門などでは、2~4割程度増。

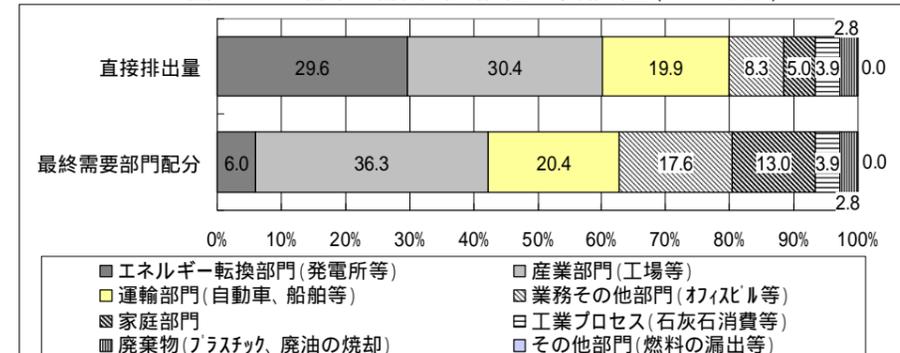
図表4-25 日本の部門別二酸化炭素排出量の増減率



資料)温室効果ガスインベントリオフィス資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成
備考)基準年(1990年)に対する各年の比率

最終需要での排出量は、産業部門4割弱、運輸部門2割、家庭部門2割弱。

図表4-26 日本の部門別二酸化炭素排出量(2004年度)



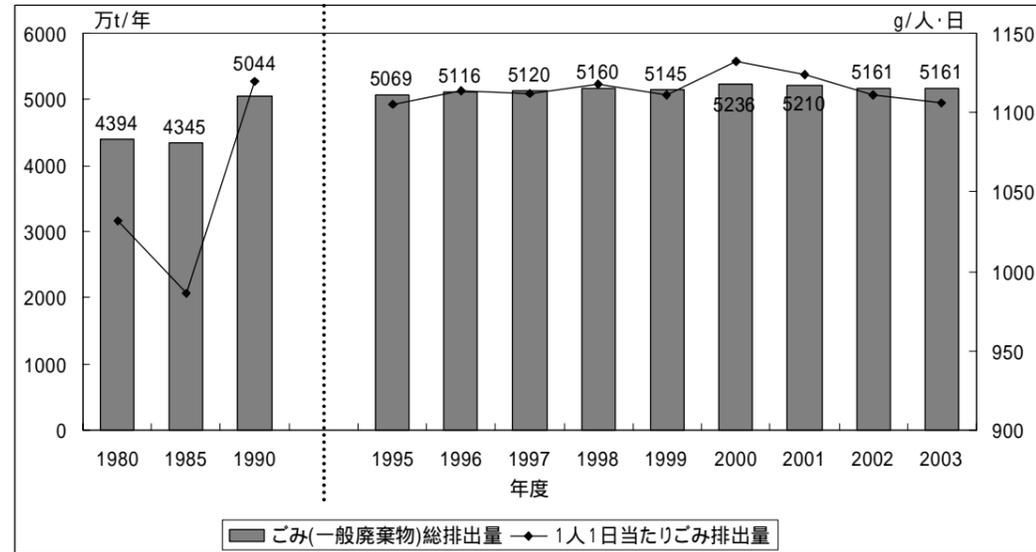
4 - 持続可能な都市への要請

4 . 産業・環境・コミュニティ等に関する動向

ごみ(一般廃棄物)は、横ばいないし微増傾向が続いていたが、2001年度からは3年連続でわずかに減少している。

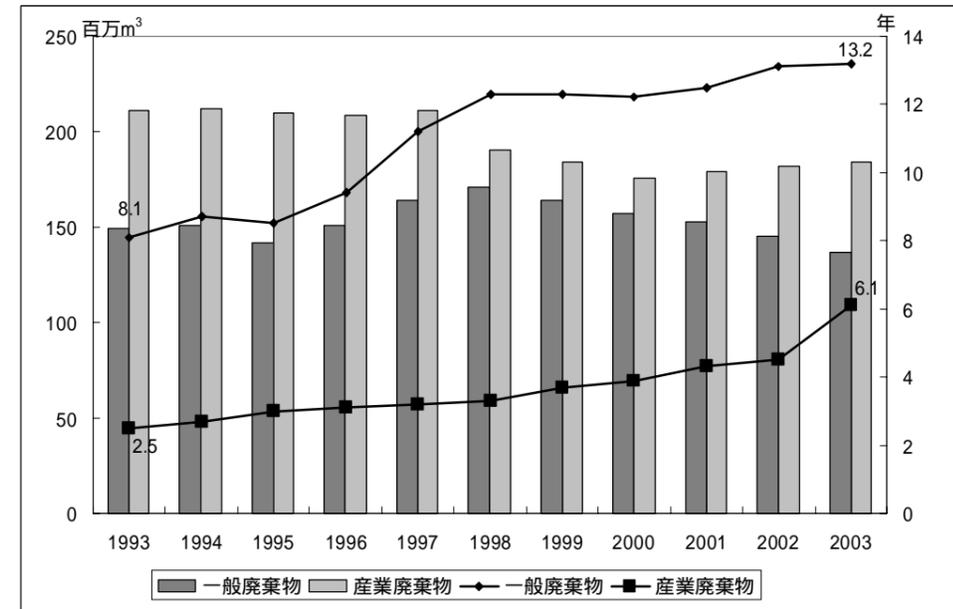
最終処分場の残余年数は増加傾向にあるが、10年前後と依然として厳しい状況にある。

図表4-27 ごみ(一般廃棄物)【上段】・産業廃棄物【下段】排出量の推移



備考)「ごみ総排出量」=「計画収集ごみ量+直接搬入ごみ量+自家処理量」
 グラフ中の値はいずれも排出量
 資料)環境省「平成18年版循環型社会白書」より三菱UFJリサーチ & コンサルティング作成

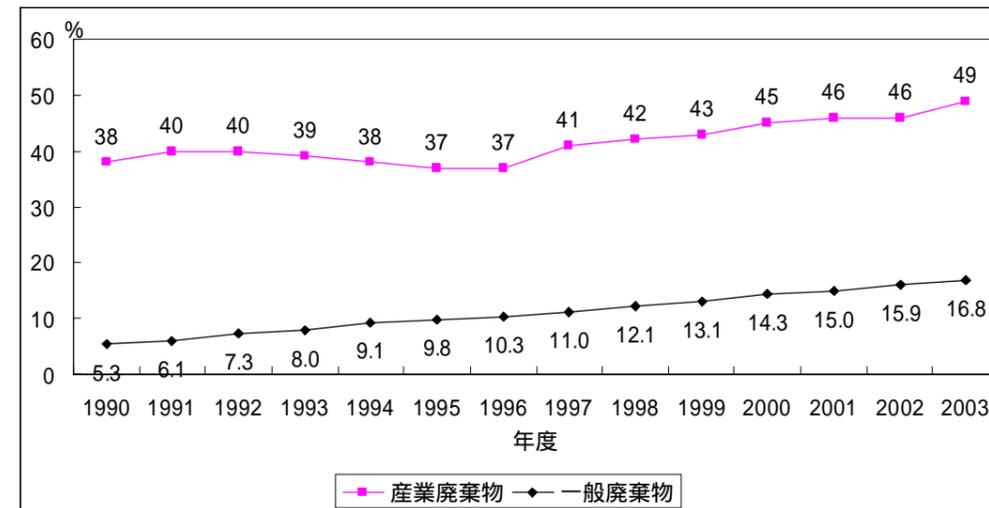
図表4-28 最終処分場の残余容量及び残余年数の推移



備考)左軸:残余容量(棒グラフ)。右軸:残余年数(折線グラフ)
 資料)環境省「平成18年版循環型社会白書」より三菱UFJリサーチ & コンサルティング作成

リサイクル率は、一般廃棄物、産業廃棄物ともに増加傾向にある。

図表4-29 リサイクル率の推移



備考)一般廃棄物リサイクル率(直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量)/(ごみの総処理量+集団回収量)
 産業廃棄物リサイクル率(直接再生利用量+中間処理後再生利用量)/排出量
 資料)環境省「平成18年版循環型社会白書」より三菱UFJリサーチ & コンサルティング作成

4 - 持続可能な都市への要請

4 . 産業・環境・コミュニティ等に関する動向

生活環境や地球環境向上のための取組を義務づける法制度が相次いで整備されている。

環境分野のNPO法人は、大都市圏、地方圏ともに増加傾向。

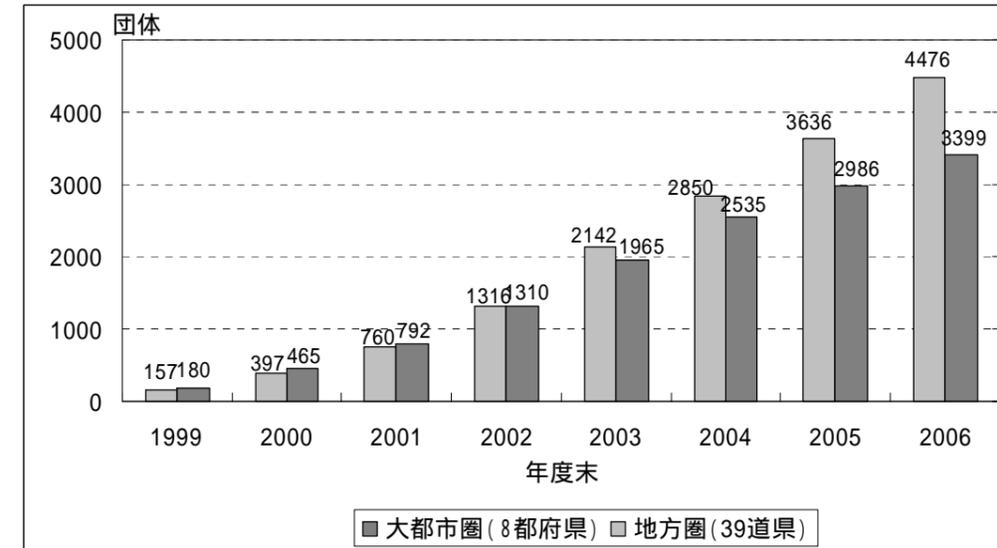
図表4-30 環境関連法制度の例

分野	法制度名
資源循環(リサイクル)	各種リサイクル法(2000~2006年)施行
<p>制度の概要:容器包装(全面施行2000年)、家電(同2001)、食品(同2001)、建設(同2002)、自動車(同2005)など、各種法律により、リサイクルへの取組の義務づけられた。2007年4月には、改正容器包装リサイクル法が施行され、容器包装廃棄物に係る排出の抑制及び再商品化の合理化等の促進が図られた。</p>	
分野	法制度名
地球環境・エネルギー	グリーン購入法(2001年)施行
<p>制度の概要:国等の公的機関が率先して環境負荷低減に資する製品・サービスの調達を推進し、また、事業者、国民に対しても同様の行為を促すことで、環境負荷の小さな社会の構築を目指す。</p>	
分野	法制度名
大気汚染	「NOx・PM法」(2001年)施行
<p>制度の概要:対策地域内でトラック・バス等及びディーゼル車に関してNOx及びPMの排出量が多い少ない(排出基準に適合した)車の利用を促進するための規制を課している。</p>	
分野	法制度名
化学物質	「化学物質排出把握管理促進法」(2001年)施行
<p>制度の概要:工場などから排出される化学物質の排出状況を把握し、都道府県への報告を義務づける法律で、事業者の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防ぐことを目指す。</p>	
分野	法制度名
事業活動全般	「環境配慮促進法」(2005年)施行
<p>制度の概要:事業者が環境報告書などを通じ、環境情報の開示を進め、その情報が社会の中で積極的に活用されるよう促すことを目的とした法律で、国や特定事業者への環境配慮状況の公表を義務づけたほか、自治体や大企業には努力義務を課している。</p>	

資料)各種資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

備考)環境ビジネスの市場規模推計にあたって分類に利用した“The Environmental Goods & Services Industry (OECD, 1999)”では、環境ビジネスは「『水、大気、土壌等の環境に与える悪影響』と『廃棄物、騒音、エコシステムに関連する問題』を計測し、予防し、削減し、最小化し、改善する製品やサービスを提供する活動」として定義されており、当推計では、この定義に該当すると思われる各ビジネスについて、各種データをもとに2000年の市場規模を算出し、過去のトレンドなどから2010年及び2020年の市場規模を推計。

図表4-31 環境分野で活動するNPO団体数の推移

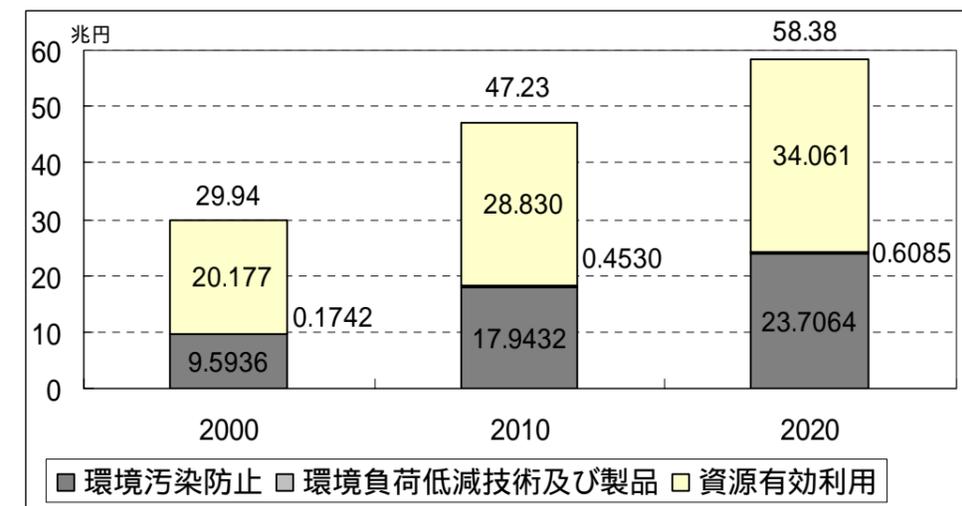


備考)第5号(環境の保全を図る活動)として記載されている団体数
8都府県:東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、京都、大阪、兵庫

資料)内閣府国民生活局ウェブサイトより三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

環境ビジネス市場は拡大傾向で、2020年には58兆円市場と2000年の2倍に。

図表4-32 環境ビジネスの市場規模の現状と将来予測



資料)環境省「わが国の環境ビジネスの市場規模及び雇用規模の現状と将来予測」(2003)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

近年の社会動向

阪神大震災の被害を教訓とし、減災社会の構築のため、大規模災害の被害抑制に関する取り組みが進められている。

刑法犯の検挙率は近年上昇しているが、10年前と比べるとまだ低い水準にあり、治安・防犯に対する社会的な不安は依然として高い。

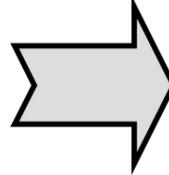
外国からの武力攻撃、国際テロ組織等の活動に対する脅威に対応するため、国民保護法制が整備され、地方公共団体は国民保護措置を図る重要な主体として、都道府県は平成17(2005)年度中、市区町村は平成18(2006)年度を目途に、国民保護計画を策定することとされている。平成19(2007)年4月1日現在、全市町村(特別区を含む)1,827団体中、1,707団体(93.4%)が作成している。

まちづくりへの影響と課題

地域防災力の向上(耐震、耐火住宅の整備)、防災拠点を整備するとともに、防災ボランティアや防災まちづくりによる共助の取り組みの促進、地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定、推進が求められている。

地域特性にあった自主防犯活動の取り組み支援や交番機能の強化、犯罪防止に配慮した防犯環境設計に基づく、犯罪被害に遭いにくいまちづくりの推進が求められている。

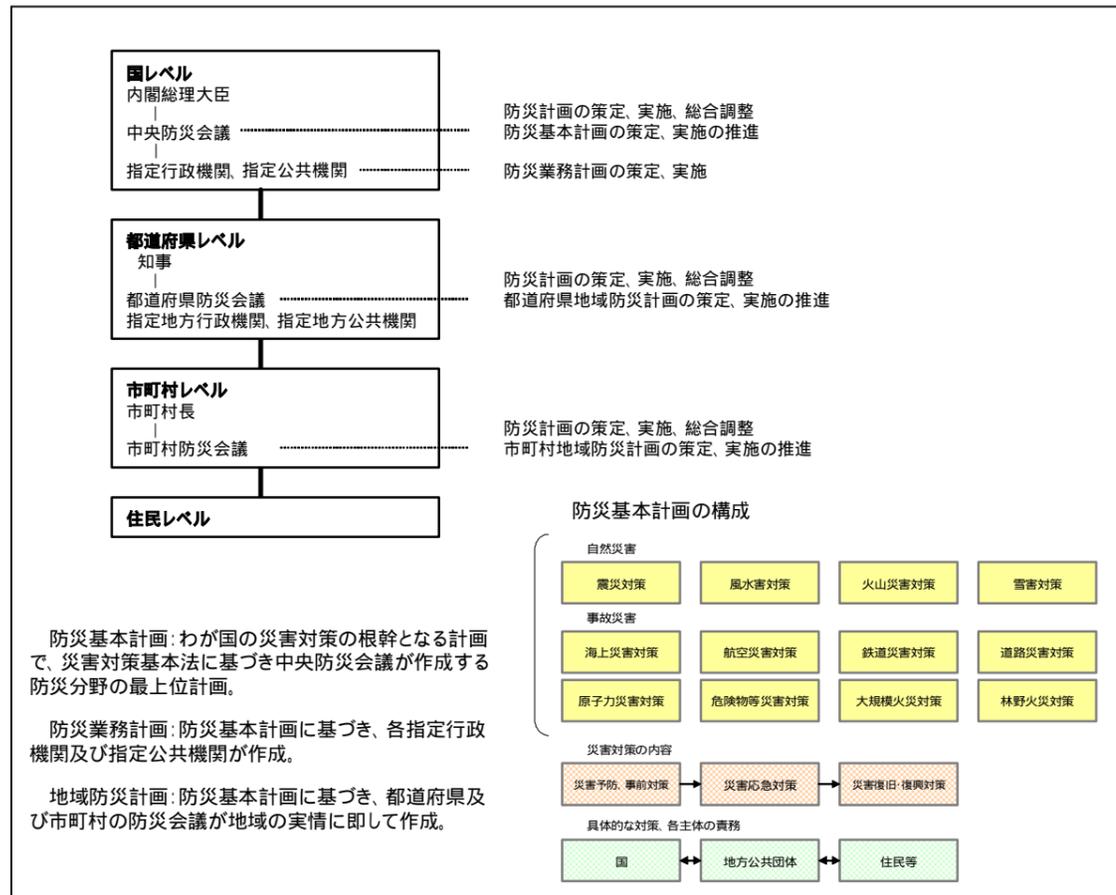
武力攻撃事態等において、市区町村は、国民保護計画等に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進することが求められる。



わが国では、防災組織体制が一体的に整備され、計画的な防災対策が進められている。

来たるべき首都直下型地震への対応策の検討が進められている。

図表5-1 防災組織体制と防災計画の体系



資料)内閣府「わが国の災害対策」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表5-2 首都直下型地震による被害想定と地震防災戦略

【首都直下地震の被害想定】 (中央防災会議専門委員会、H16.12、H17.2)

18ケースの直下地震を想定、震度分布等をもとに被害想定
東京湾北部を震源とするM7.3のケース

- ・死者数: 約1万1千人
- ・建物全壊棟数: 約85万棟
- ・経済被害: 約112兆円(国家予算の約1.4倍 最大値)

主な特徴(各種の中核機能が集積する首都地域の特性を反映)
火災による建物、人的被害 (最大、建物全壊棟数の77%、死者数の55%)
全国に影響が波及する間接的な被害額が全体の経済被害の約4割
最大650万人の大規模な帰宅困難者の発生 (1都3県常住人口の約2割)

【首都直下地震対策大綱】
(中央防災会議専門委員会、H17.9)

<首都直下地震対策の柱>

- 首都中枢機能の継続性確保**
発災後3日程度を念頭に置いた目標と対策
- 膨大な被害への対応(地震に強いまちの形成)**
計画的な予防対策、広域防災体制の確立
復旧・復興対策、帰宅困難者への対応、
地域防災力・企業防災力

国民運動の展開
(公助・自助・共助)

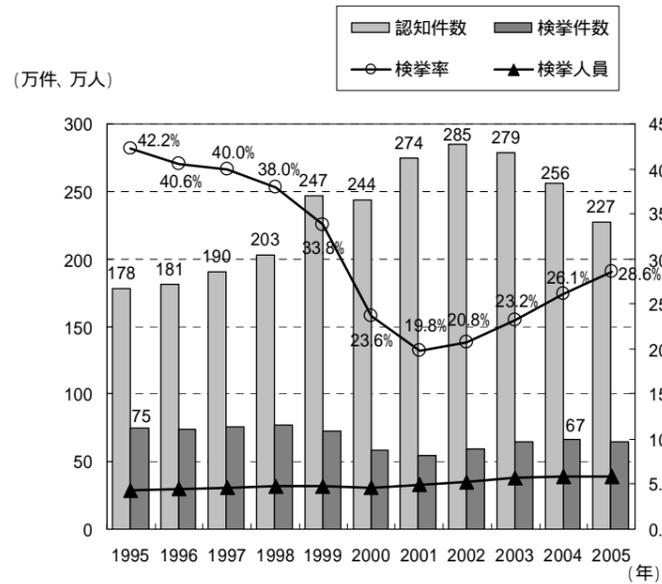
【首都直下地震の地域防災戦略】
(中央防災会議専門委員会、H18.4)

- 減災目標**
今後10年間で死者数(想定)を半減
具体目標
住宅・建築物の耐震化(耐震化率:75% 90%)
密集市街地の整備(不燃領域率:40%以上)
- 減災目標**
今後10年間で経済被害額(想定)を4割減
具体目標(項目)
復旧費用軽減対策、企業による事業継続
交通ネットワーク早期復旧対策

資料)内閣府「防災に関してとった措置の概況 - 平成17年度の防災に関する計画 - (防災白書)」(2005年)
中央防災会議「首都直下地震の地震防災戦略(案)」(2006年4月)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

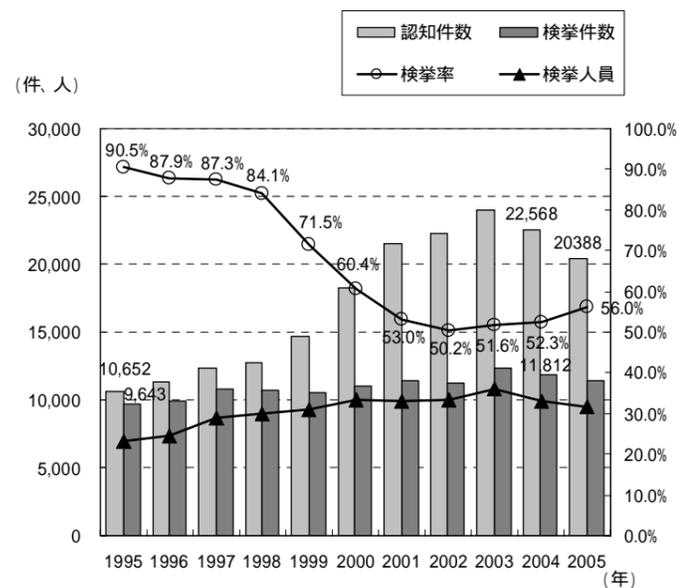
刑法犯の検挙率は近年上昇しているが、10年前と比べるとまだ低い水準にある。また、外国人入国者数の増加に伴い、外国人犯罪が問題となっている。

図表5-3 刑法犯の認知・検挙状況の推移



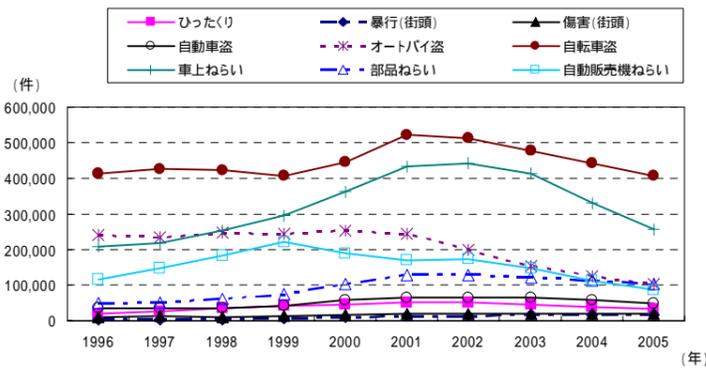
資料) 警察庁「警察白書」(2006年度)より三菱UFJリサーチ & コンサルティング作成

図表5-5 重要犯罪の認知・検挙状況の推移

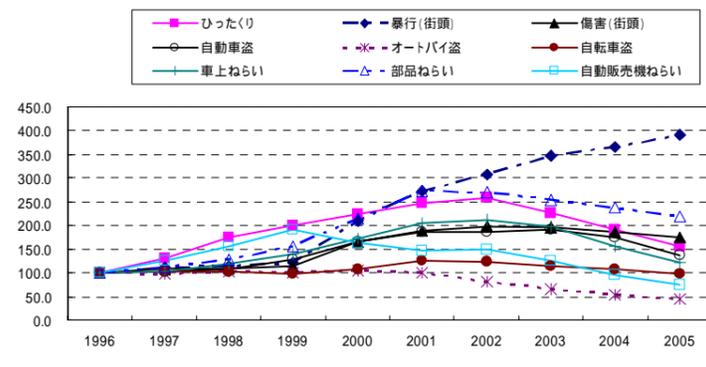


資料) 警察庁「警察白書」(2006年度)より三菱UFJリサーチ & コンサルティング作成

図表5-4 主な街頭犯罪の認知件数の推移

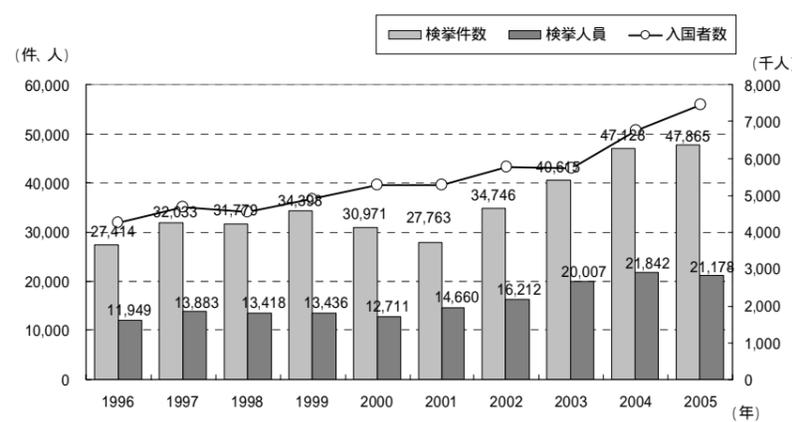


2005年に1万件以上の認知件数がある犯罪を集計した。



1996年を100とした場合の推移
資料) 警察庁「警察白書」(2006年度)より三菱UFJリサーチ & コンサルティング作成

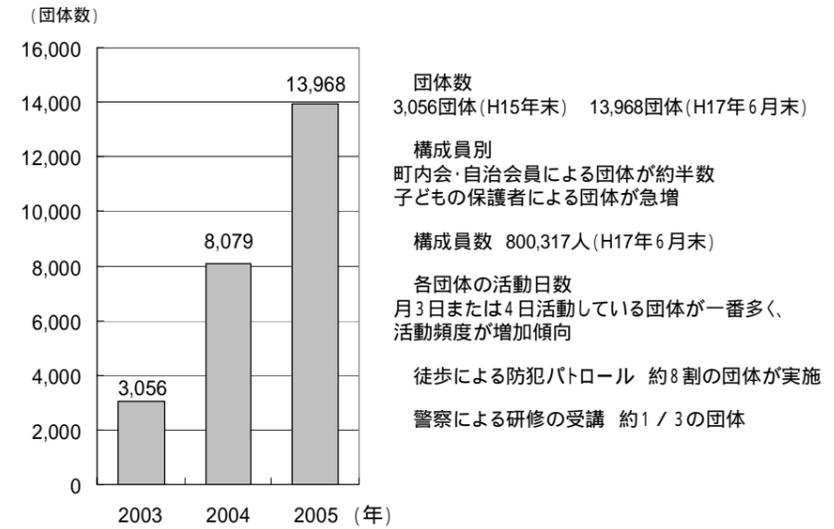
図表5-6 外国人入国者数及び来日外国人検挙状況の推移



資料) 警察庁「警察白書」(2006年度)より三菱UFJリサーチ & コンサルティング作成

防犯ボランティア団体の活動が活発化している。

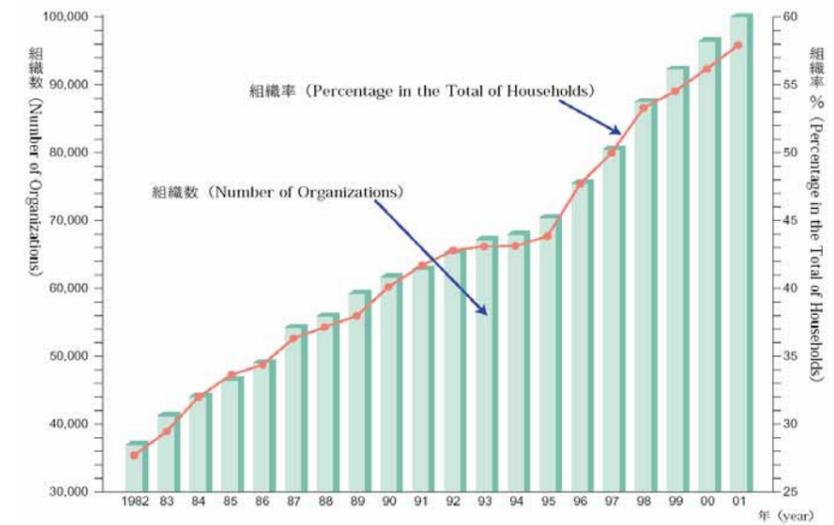
図表5-7 防犯ボランティア団体数の推移とその概要



資料) 犯罪対策関係会議資料(2005年12月)
国家公安委員会・警察庁「総合評価書」(2005年)より三菱UFJリサーチ & コンサルティング作成

自主防災組織が増大するとともに、組織率が向上している。

図表5-8 自主防災組織の組織率と組織数



資料) 内閣府「わが国の災害対策」より三菱UFJリサーチ & コンサルティング作成

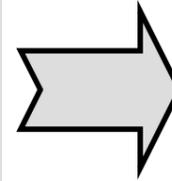
近年の社会動向

平成14(2002)年、都市再生特別措置法が施行され、都市再生プロジェクトや都市再生緊急整備地域の指定により、都市機能の高度化および都市の居住環境の向上の観点からの民間都市開発投資が促進されている。

住宅政策においては、5年度ごとの公営・公庫・公団住宅の建設戸数目標を掲げていた住宅建設五箇年計画が平成17(2005)年度で終了し、ストック重視・市場重視の政策へと本格的に転換した。

景観政策においては、平成16(2004)年、我が国で初めての景観についての総合的な法律である景観法が施行された。公園緑地政策についても、地球温暖化対策、ヒートアイランド対策等地球環境問題への対応強化の観点から、緑に関する法制の抜本改正が行われた。

平成18(2006)年の交通事故による死者数(全国)は6千人台前半まで減少したが、死傷者数は依然100万人を超えるなど深刻な状況にある。死者数は65歳以上の高齢者が最も多く、子どもと高齢者は歩行中の割合が高い。



まちづくりへの影響と課題

首都東京の国際競争力や国際的な魅力を高める都市づくりが求められている。一方で、大都市特有の課題である大規模に広がる密集市街地の解消に向けた取組を加速化する必要がある。

全国的に人口減少に転じる中、東京都心等の一部の地域を除き、今後、大都市圏においても人口流入圧力の低下・人口減少が予想される。さらに、少子化・高齢者や国民の居住ニーズの多様化が進むなか、住宅政策においては、ライフステージに対応した円滑な住み替えを促進するとともに、環境問題への対応や建物の安全・安心の観点から、質の高い既存住宅ストックの流通および新規住宅の供給を促進する必要がある。

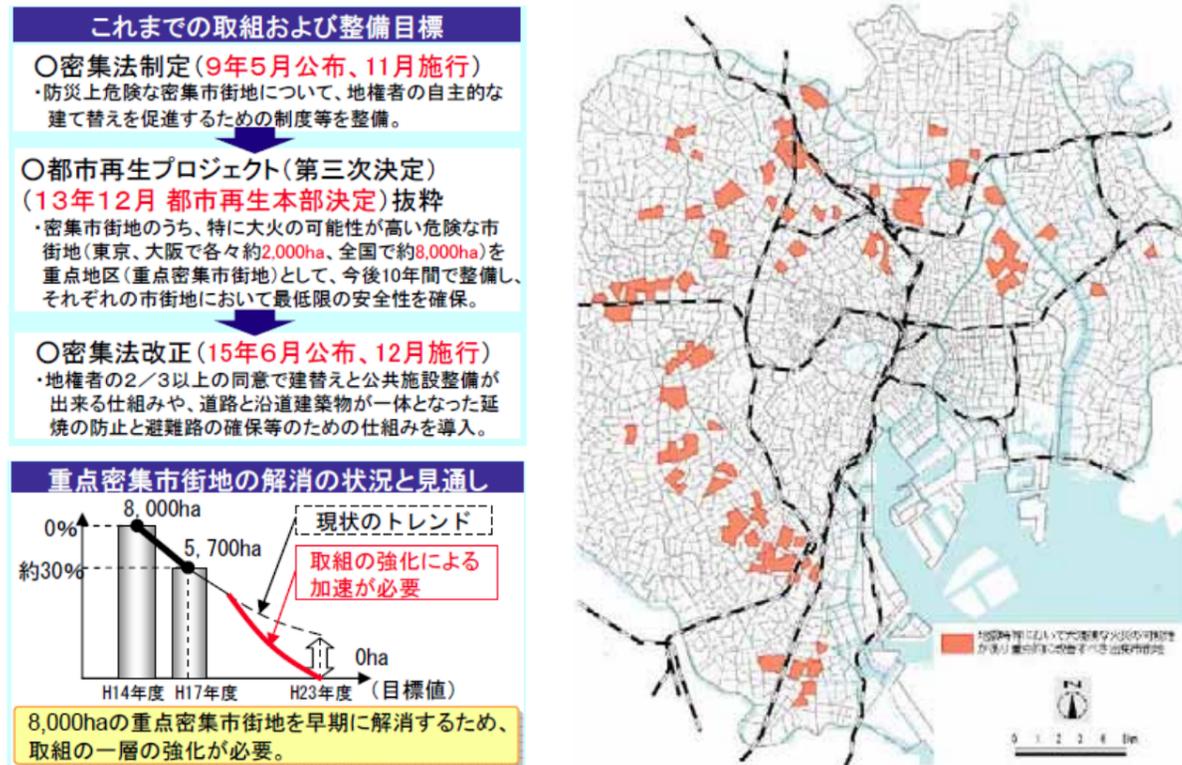
基礎自治体による良好な景観形成や効率的、効果的な緑の保全・創出、公園緑地の整備推進の可能性が広がっており、景観政策、公園緑地政策の積極的な展開が求められる。

幹線道路と生活道路での交通事故対策を両輪とした効果的・効率的な道路の交通安全対策とともに、歩道における高齢者や子どもの安全対策を強化していく必要がある。

平成19年1月、都市再生プロジェクトとして、平成23年度までにすべての重点密集市街地(約8,000ha)において最低限の安全性を確保する取組を加速化することが決定され、重点密集市街地の解消に向けた取組の強化が求められている。

図表5-10 密集市街地整備の現状および課題と今後の取組み方針

図表5-9 都市再生プロジェクト(第12次決定)の概要(左側)と東京都の重点密集市街地(右側)



密集市街地における課題

危険な老朽建築物が多いが、居住者の高齢化等により、除却が進まない。

公共施設用地の確保が困難で、道路等の整備が進まない。

狭小宅地や接道不良宅地が多く、個別敷地単位での建替え、共同建替が進まない。

今後の取組み方針

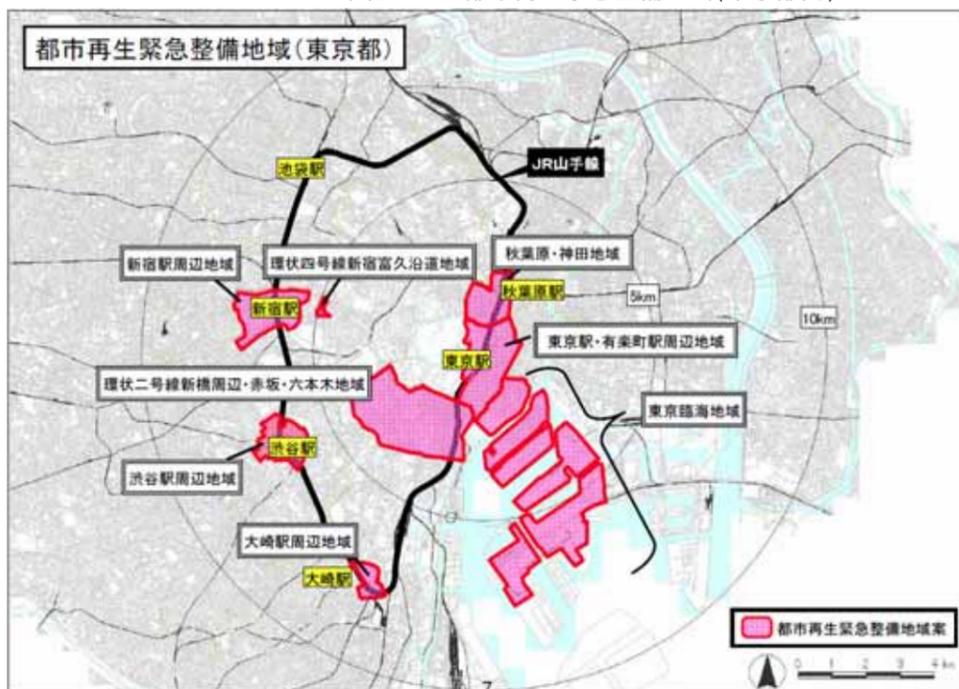
- 危険な老朽住宅の除却促進
- ・従前居住者のための受け皿住宅整備のための制度の充実と併せた除却勧告の対象の拡大
 - ・面的整備事業による基盤整備と建替えの一体的な推進
 - ・用地買収方式による面的整備事業制度の拡充
 - ・各種事業の連携により都市計画道路と併せた沿道整備を促進するための制度の創設
 - ・地震時に危険な耐火建築物の建替えを促進するための事業制度の見直し
 - ・住民による自発的な建替えへの支援
 - ・容積移転等を活用した建替え促進
 - ・道路等と一体的に整備する受け皿住宅等にあらかじめ容積を移転することができる制度の創設
 - ・住民等が都市計画の提案をしようとする際の支援

資料)国土審議会第19回計画部会資料(2007年1月)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

注釈)都市再生プロジェクトとは、解決を図るべき様々な「都市の課題」について、関係省庁、地方公共団体、関係民間主体が参加・連携し、総力を挙げて取組む具体的な行動計画。実現手段は、国直轄事業、まちづくり交付金および各種の補助事業、民間都市再生事業と関連した取組の促進、様々な主体によるソフトなまちづくり活動、関係者間の連携構築の支援、など様々であり、限定なし
出典)都市再生本部資料(2007年1月)、国土交通省資料(2003年7月)

東京都内では、都市再生緊急整備地域として8地域(2,514ha)が指定を受け、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じた、緊急かつ重点的な市街地整備の推進が求められている。

図表5-11 都市再生緊急整備地域(東京都内)



出典)都市再生本部資料(2007年1月)

首都東京の国際競争力や国際的な魅力を高めるためにも、都市の骨格を形成する道路ネットワークを早期に整備する必要性が高まっており、首都圏三環状道路は平成20年代半ばまでに全体の約9割完成の見通しとなっている。

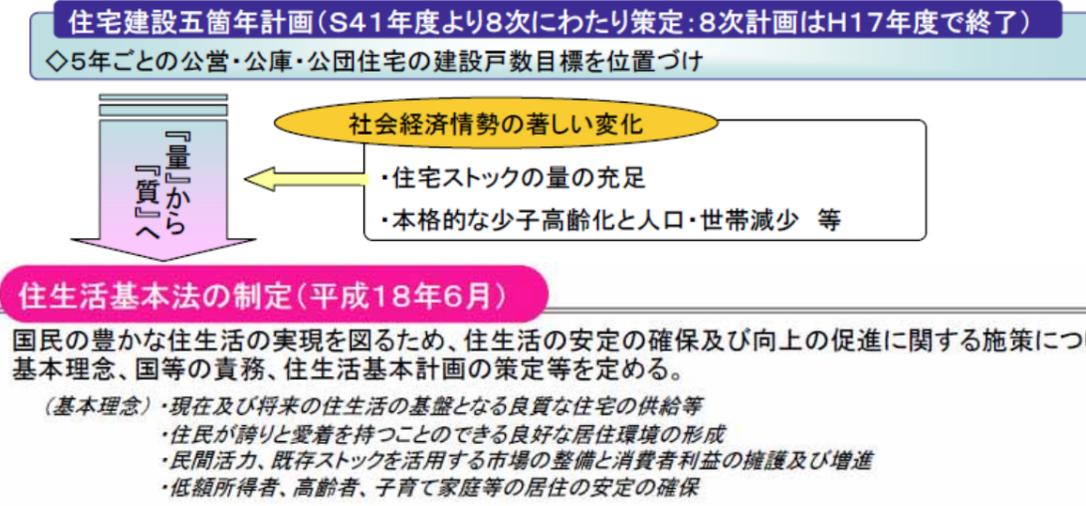
図表5-12 首都圏三環状道路の整備見通し



出典)国土審議会第19回計画部会資料(2007年1月)

5年度ごとの公営・公庫・公団住宅の建設戸数目標を掲げていた住宅建設五箇年計画が平成17(2005)年度で終了し、わが国の住宅政策は、ストック重視・市場重視の政策へと本格的に転換した。

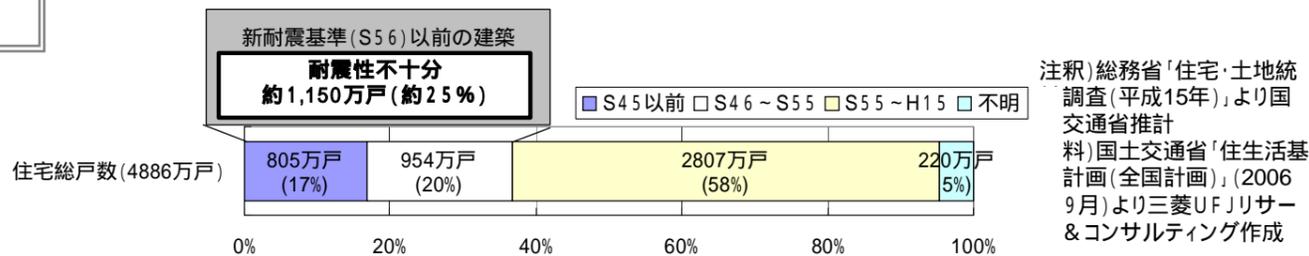
図表5-13 住生活基本法の制定



出典)国土審議会第19回計画部会資料(2007年1月)

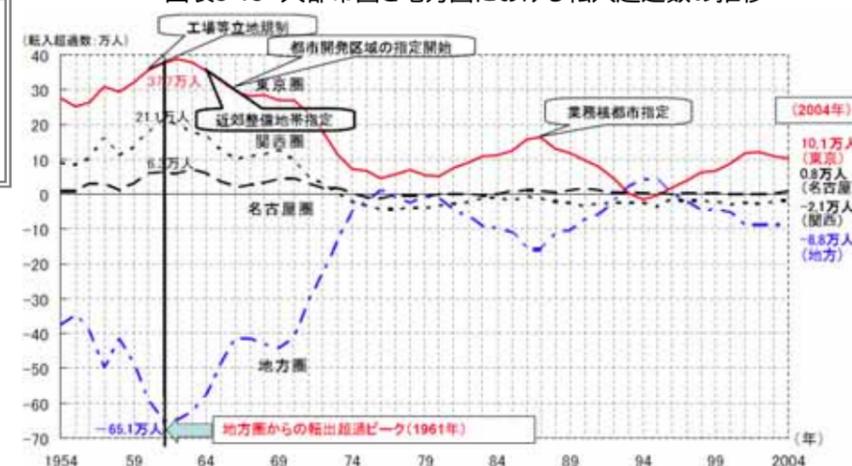
住宅ストックのうち、新耐震基準導入以前に建築された住宅は37%にのぼり、このうち25%は耐震性が十分ではないものと推定されている。国民の災害に対する関心も高まっており、住宅に対して、安全、安心に係る性能の確保が今後より一層求められている。

図表5-14 わが国の耐震化の状況



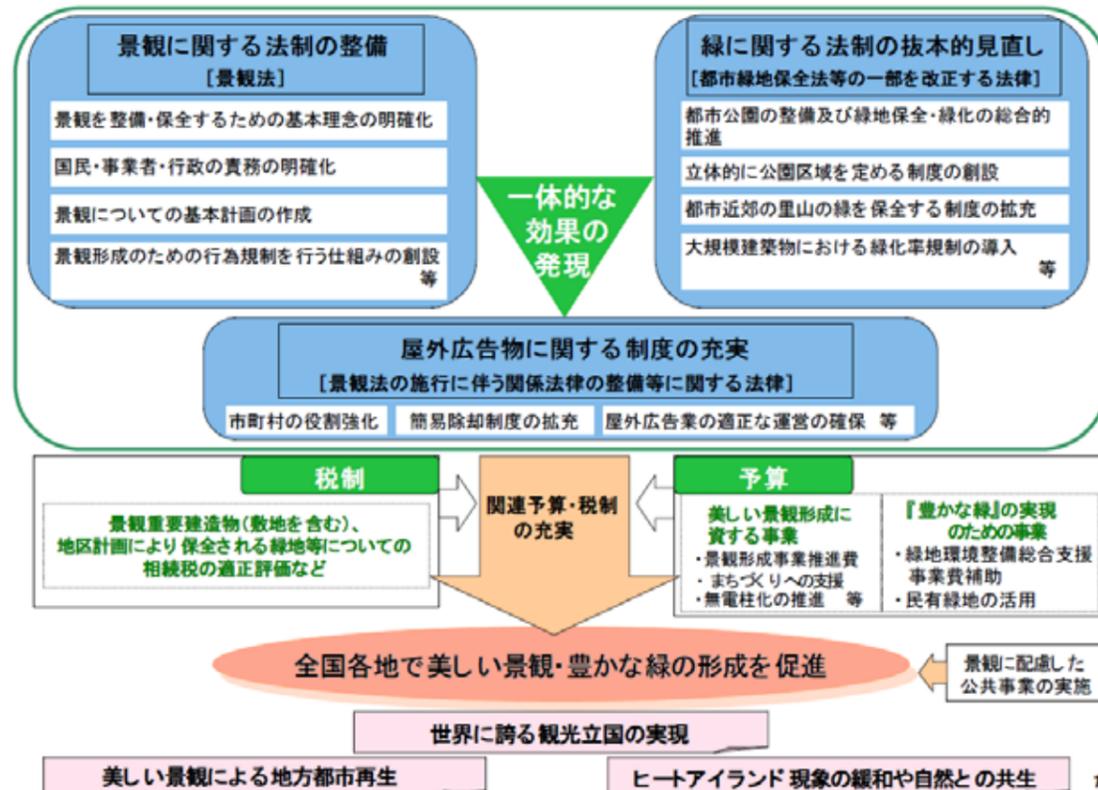
地方圏から三大都市圏への人口流入は、1961年の65.1万人をピークに収束傾向にあり、2004年には8.8万人まで減少している。

図表5-15 大都市圏と地方圏における転入超過数の推移



「景観緑三法」が整備され、良好な景観形成に向けた取り組みや、多様な主体や手法により効率的、効果的に緑を保全・創出する取り組みや公園緑地の整備推進の可能性が広がっている。

図表5-16 景観緑三法の概要



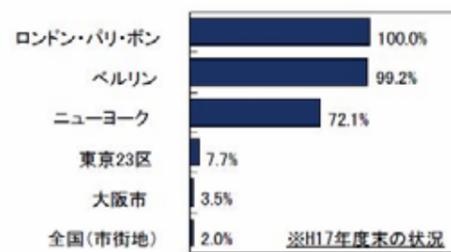
出典)国土交通省「景観緑三法の制定について」(2004年7月)

図表5-17 景観行政団体数の推移



注) 景観行政団体: 景観行政を担う主体。政令市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は、都道府県知事との協議・同意により景観行政団体になることが可能となる。景観法制定に伴い、屋外広告物法も一部改正され、景観行政団体である市町村が屋外広告物条例を制定することが可能となった。

図表5-18 無電柱化の現状

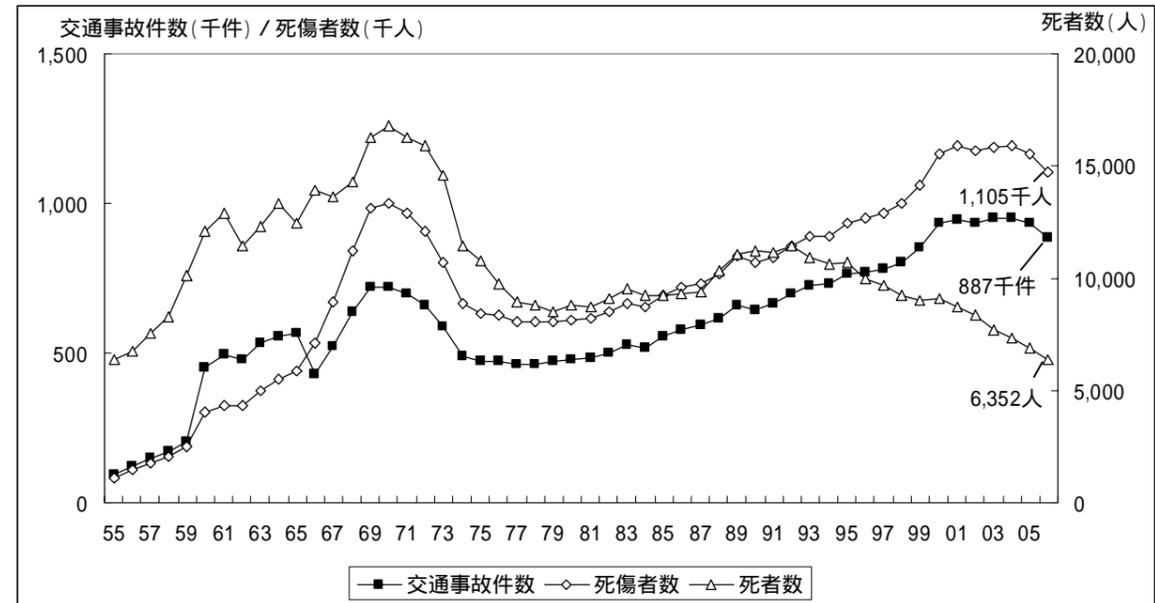


出展)国土審議会第19回計画部会資料(2007年1月)

出展)国土審議会第19回計画部会資料(2007年1月)

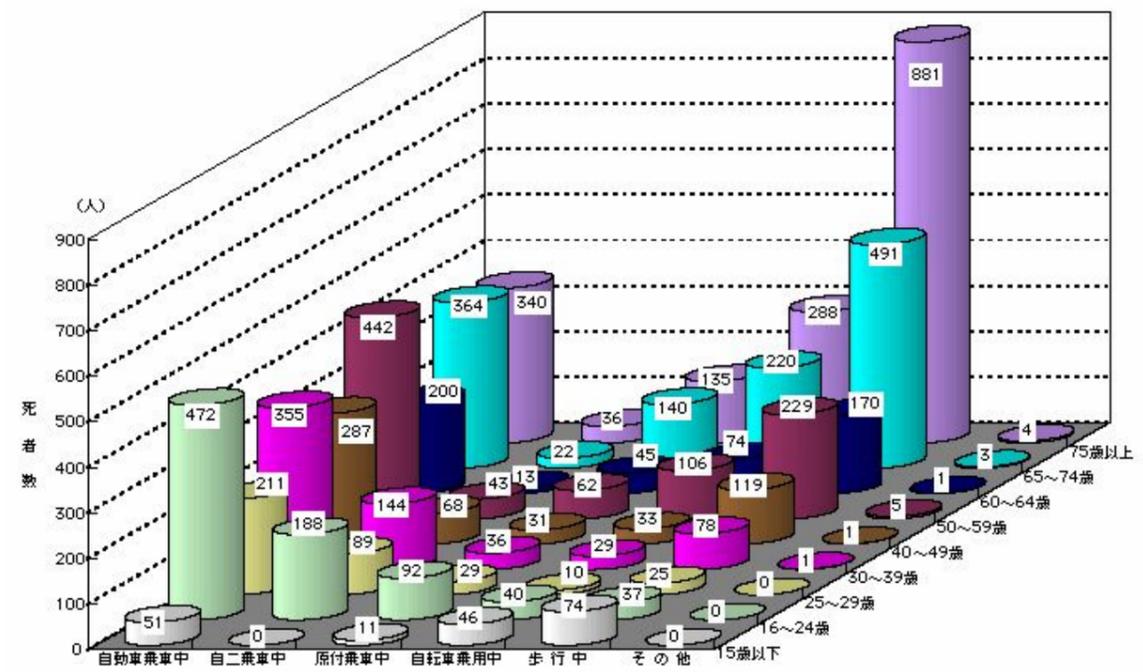
平成18(2006)年の交通事故による死者数は、6千人台前半まで減少したが、死傷者数は依然100万人を超えるなど深刻な状況である。交通事故死者数は、死者数は、65歳以上の高齢者が最も多く、全死者数に占める割合は40%を超えている。子どもと高齢者においては歩行中の割合が高い。

図表5-19 交通事故件数及び死傷者数等の推移



出典)警察庁資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表5-20 状態別、年齢層別の交通事故死者数



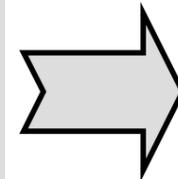
出典)警察庁「平成18年警察白書」

近年の社会動向

厳しい地方財政状況が続く中で、行革への取組の要請や市町村合併の促進など自治体の行財政基盤強化に向けた取組を促進する働きかけが強まっている。こうした状況に対し、自治体においては、職員数の削減や行政評価、枠予算制度、事業部制の導入など行政運営全般の改革が進展している。他方、東京が他地域より恵まれており格差是正が必要という指摘もある。地方分権一括法施行による分権改革の進展、さらに地方分権改革推進法の施行による更なる分権改革への取組により、道州制等の都道府県の役割の見直しや東京大都市地域における都区制度の見直しなど、国 - 都道府県 - 市区町村の役割の再構築が各方面で検討されている。

まちづくりへの影響と課題

限られた財源の中でより有効な施策を展開するため、柔軟で機動的な組織体制や財源を最大限有効に活用する予算編成の仕組み、行財政運営の不断の見直しを可能とする実効性の高い評価制度の構築など、行財政運営全般の改革が求められる。財政状況や行政サービス需要、住民の意識、意向などは地域によって大きな格差があり、それぞれの地域の実情にあった行財政運営が求められる。地方分権が今後も進展するなかで、住民に身近な事務については基礎自治体で処理できる体制を構築するなど、基礎自治体においては、責任の増大に応えることのできる強固な行財政基盤を確立することが求められる。



国から地方自治体へ行財政改革の取組を促す働きかけが活発化している

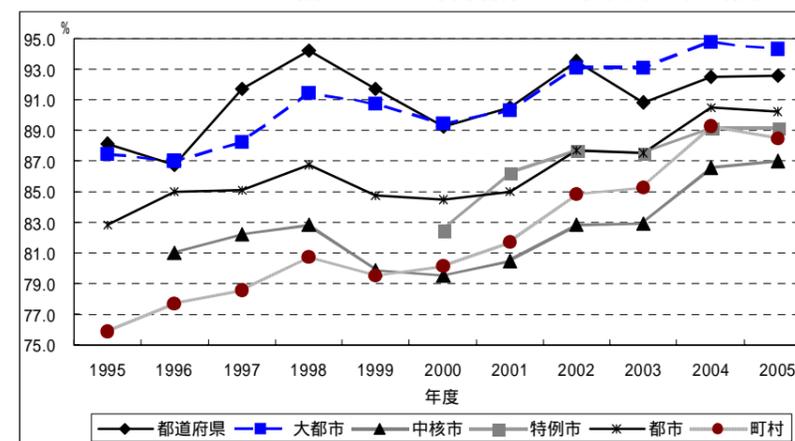
図表6-1 地方自治体の行財政改革に関する国の近年の動向

平成9(1997)年	地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針について(旧自治省) 当指針の特徴として、数値目標の設定等により具体的で目に見える行政改革の取り組みを求めていること、行政改革に関する情報の積極的な広報等により、住民の理解・協力のもとでの行政改革推進を強調していることなどが挙げられる。
平成12(2000)年	行政改革大綱(閣議決定) 行政改革大綱において、第三セクター、地方公社、地方公営企業等の改革のほか、地方公共団体への行政評価の取り組みを促進することなどが挙げられている。
平成17(2005)年	「地方公共団体における行財政改革の推進のための新たな指針の策定について」(総務省) 「今後の行政改革の方針(2004年12月閣議決定)」を踏まえ、新しい時代に対応した行政改革大綱の見直しとその具体的な目標を定めた集中改革プランの策定、公表を求めた。また、地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化(民間委託等の推進、指定管理者制度・PF手法の活用、地域協働の推進等)の必要性、行政ニーズへ迅速かつ的確な対応を可能とする組織の構築(政策施策等に応じた部室再編、責任と権限が明確化、PDCAサイクルの構築等)の必要性などが指摘されている。
平成17(2005)年	合併新法施行(市町村の合併の特例等に関する法律) 都道府県が合併の推進に関する構想を策定し、合併協議会設置の勧告を行うことができるなど、さらなる合併の促進に向けた枠組みが創設された。
平成18(2006)年	行政改革推進法施行(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律) 政府は、2010年におけるすべての地方公共団体を通じた地方公務員の総数が2005年における当該数の4.6%以上の純減となるよう、地方公共団体に対し、職員数の厳格な管理を要請する。
平成18(2006)年	地方分権21世紀ビジョン懇談会報告書(地方分権21世紀ビジョン懇談会) 経営に失敗すれば自治体も破綻という自体に立ち入るといふ危機感を持つことが地方財政の規律の回復のために必要であり、いわゆる“再生型破綻法制”の検討に早期に着手し、3年以内に整備すべきである。
平成18(2006)年	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、同基本方針 「簡素で効率的な政府」を実現する観点から、公共サービスの不断の見直しを行い、「競争の導入による公共サービスの改革」を推進することとし、国の公共サービスのうち不要なものを廃止し、必要に応じて官民競争入札、民間競争入札を活用することとした上で、地方公共団体にも同様の取組を期待することとしている。

資料)各種資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

地方自治体の財政状況は悪化し、硬直化が進んでいる

図表6-2 地方自治体の経常収支比率の推移

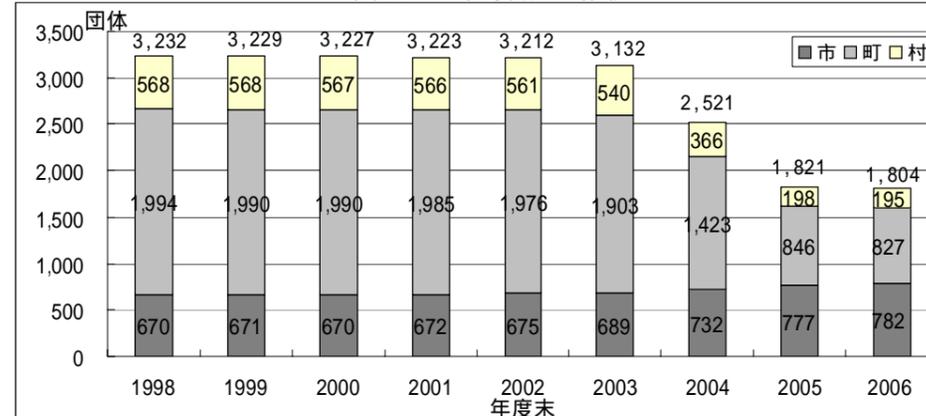


備考)経常収支比率は、経常的経費(人件費、扶助費、公債費等)に充当された一般財源の額が、経常一般財源(地方税、普通交付税等)、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

資料)総務省「地方財政白書 平成19年版」より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

国の強い働きかけにより行財政基盤強化に向けた市町村合併が進展している

図表6-3 市町村数の推移



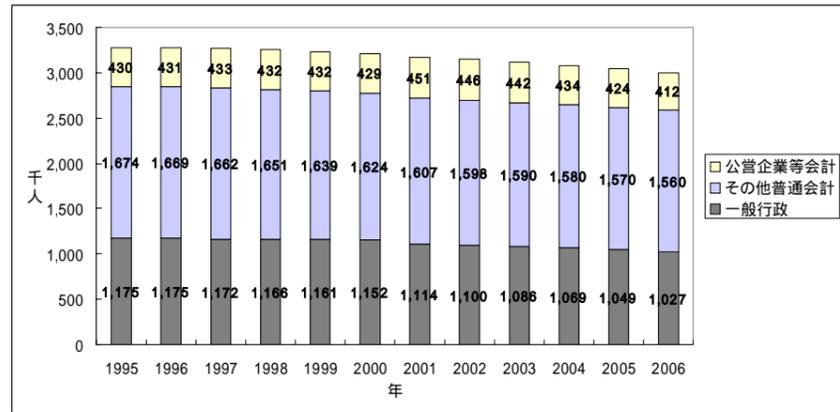
備考)上記の値には、特別区の数含まれていない。資料)総務省資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

6 - 行財政改革、地方分権の動向

6 . 行財政運営・地方分権等に関する動向

地方行革の進展により地方公務員数は着実に減少している。

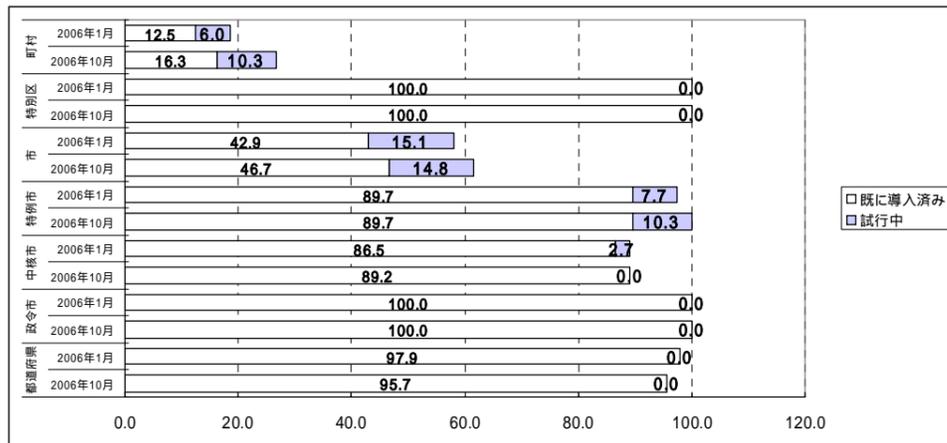
図表6-4 全国の地方公務員数の推移



注:「一般行政」とは普通会計に係る職員のうち一般管理関係及び福祉関係職員、「その他普通会計」とは普通会計に係る職員のうち教育、警察、消防関係職員をさす。
資料)総務省「地方公共団体定員管理調査結果(2006年)」より三菱UFJリサーチ & コンサルティング作成

施策や事務事業の改善、見直しのための行政評価の取組が進展している。

図表6-5 団体区分別行政評価への取組状況



資料)総務省資料より三菱UFJリサーチ & コンサルティング作成

民間企業と同様の会計基準で財政状況を分析、評価しようという公会計改革への取組が進められている。

図表6-6 地方公共団体におけるバランスシート等の作成状況(団体数(割合))

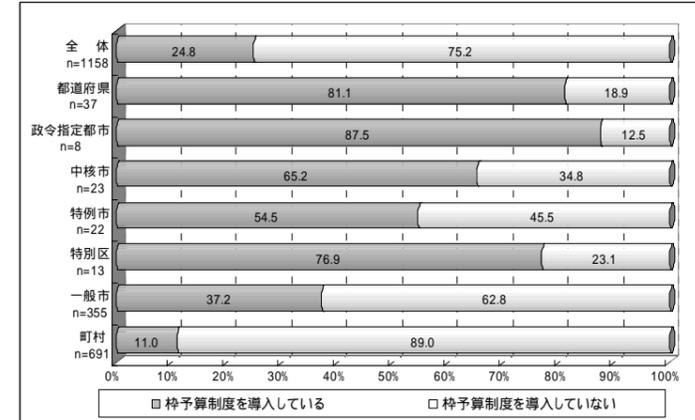
	都道府県	政令市	市区	町村
普通会計バランスシートを作成済み	47(100.0)	14(100.0)	532(67.5)	424(40.7)
行政コスト計算書を作成済み	45(95.7)	14(100.0)	371(47.1)	183(17.6)
地方公共団体全体のバランスシートを作成済み	47(100.0)	14(100.0)	50(6.3)	12(1.2)
連結バランスシートを作成済み	47(100.0)	14(100.0)	50(6.3)	12(1.2)

注1:行政コスト計算書とは、分野ごとに行政サービスのための費用を発生主義にもとづいて積算したもの
注2:地方公共団体全体のバランスシートとは、普通会計と普通会計以外のバランスシートを連結したもの
注3:連結バランスシートとは、当該地方公共団体に加えて、地方三公社、第三セクター等の関係団体のバランスシートを連結したもの

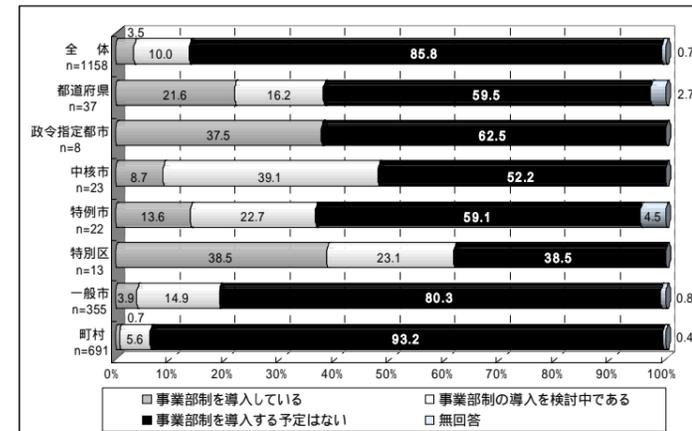
資料)総務省資料より三菱UFJリサーチ & コンサルティング作成

都道府県、政令市、中核市など一定規模以上の自治体や特別区では枠予算制度などの行財政の仕組みの改善が進められている

図表6-7 自治体における枠予算制度の導入状況



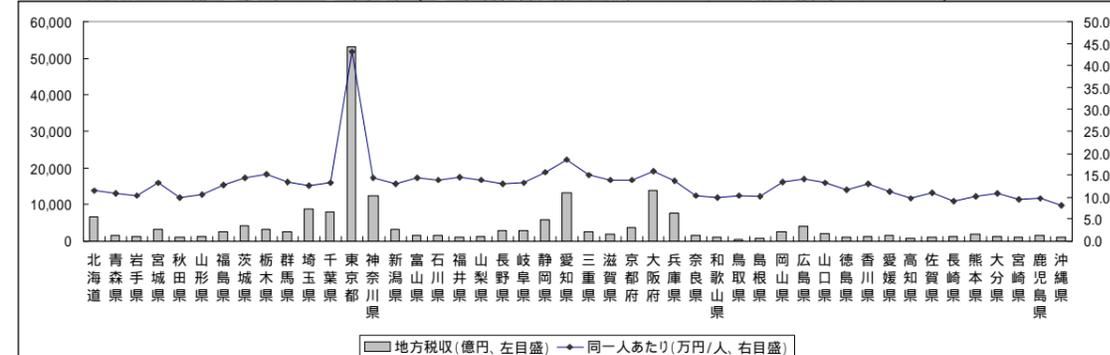
図表6-8 自治体における事業部制の導入状況



注:枠予算:事業部門にあらかじめ一定額の予算枠を提示し、その範囲内で予算要求が行われれば、原則として財政部門による個別事務事業の査定は行わない予算編成手法
事業部制:組織を事業分野ごとに再編し予算編成・執行や人事・組織などの権限を委譲する制度
資料)図表6-7、6-8とも三菱UFJリサーチ & コンサルティング「分権型の自治体の行財政運営の改革に関するアンケート調査」(2005年7月)より作成

東京が財政的に他地域より恵まれており格差是正が必要との指摘もある。

図表6-9 都道府県の地方税収(地方消費税精算後、2007年一般会計予算ベース)



資料)財政制度等審議会財政制度分科会財政構造改革部会資料等より三菱UFJリサーチ & コンサルティング作成

地方分権の推進に向けた法制度の整備や改革が進められている

図表6-10 地方分権に関連する制度改革の経緯

平成7 (1995)年	地方分権推進法施行 「地方分権」を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定され、地方分権の推進に関する基本方針(国と地方公共団体との役割分担、地方分権の推進に関する国の施策、地方税財源の充実確保、地方公共団体の行政体制の整備・確立)を謳っている。(5年間の時限立法)
平成7 (1995)年	広域連合制度・中核市制度施行(地方自治法改正) 地方公共団体の組織・運営の合理化を図り、多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受け入れ体制の整備を図るため、広域連合の制度。 また、政令指定都市以外の都市で、規模能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化しできる限り住民の身近で行政を行うことができるよう中核市の制度を創設。
平成12(2000)年	地方分権一括法施行(関連法の計475条を改正) 地方分権に関連する法律の改正を一括して行ったもので、この中では、機関委任事務制の廃止、国の関与等の抜本的な見直し、権限委譲の推進、組織の必置規制の見直し、地方公共団体の行政体制の整備・確立を定めている。 特例市制度施行(地方分権一括法に含まれる) 中核市に権限移譲されている事務のうち、特例市が処理するよりも都道府県が一体的に処理するほうがより効率的な事務を除き、特例市に対しても移譲としている。 合併特例法の改正(地方分権一括法に含まれる) 合併後、10か年度の普通交付税の全額保障、合併特例債の創設などを柱とした合併特例法の改正が行われ、地方自治体の合併を強力に推進する枠組みが創設された。
平成12(2000)年	都区制度改革の実施(地方自治法改正) 都区制度改革の主な改正事項としては、「特別区を「基礎的な地方公共団体」として位置付ける、大都市の一体性・統一性の確保に配慮しつつ、特別区の自主性・自律性を強化する、住民に身近な事務事業を都から特別区に移管」などがあげられる。
平成16 (2004)～ 18(2006)年	三位一体改革(国と地方の税財政制度に関する改革) 三位(税源移譲、補助金改革、地方交付税改革)を一体的に改革することを目的とした構造改革で、約4.7兆円の国庫補助負担金の改革、約3兆円の税源移譲、約5.1兆円の地方交付税の改革が行われることとなった。
平成19(2007)年	地方分権改革推進法施行 さらなる地方分権改革の推進に向けて、地方への権限移譲や三位一体改革の具体的内容の検討などに関する基本方針の策定、方針にもとづく地方分権改革推進計画の策定、計画策定の指針を勧告する地方分権改革推進委員会の設置について定めた。2010年までの時限立法。

資料)各種資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

さまざまな機関から、地方分権のあり方について検討、提言がなされている

図表6-11 主要な検討機関における地方分権に関する提言

主体	出典名
第27次地方制度調査会(内閣府)	「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」(2003.11)
<p>基礎自治体のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民にもっとも身近な総合的な行政主体として、高度化する行政事務に的確に対処できる専門的な職種を含む職員集団を有する必要があり、一般的には基礎自治体の規模・能力はさらに充実強化することが望ましい。 ・基礎自治体に対しては引き続き国や都道府県から可能な限り事務や権限を移譲していくべきであり、少なくとも福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な事務については原則として基礎自治体で処理できる体制を構築する必要がある。 ・住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として、基礎自治体内の一定の区域を単位とし、地域自治組織を基礎自治体の判断によって設置できることとすべきである。 <p>広域自治体のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規模・能力や区域が拡大した基礎自治体との役割分担の下に広域自治体としての役割、機能が十分に発揮されるためには、まず、都道府県の区域の拡大が必要である。 ・また、国の役割を重点化し、真の分権型社会にふさわしい自立性の高い圏域を形成していく観点から、現行の都道府県制に代わる広域自治体として、道または州から構成される制度(道州制)の導入を検討する必要がある。 	
第28次地方制度調査会(内閣府)	「道州制のあり方に関する答申について」(2006.02)
<p>広域自治体改革のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併の進展や中核市・特例市制度等により、基礎自治体への事務移譲が一層推進される状況にあることや、環境規制や交通基盤整備等、都道府県を越えた行政課題が増加している状況の中、都道府県制等の広域自治体改革を通じて国と地方の双方の政府のあり方を再構築し、国の役割を本来果たすべきものに重点化して、内政に関しては広く地方公共団体が担うことを基本とする新しい政府像を確立する必要がある。 ・道州制を導入する場合には、補完性の原理および近接性の原理に基づいて、国、広域自治体及び基礎自治体との役割分担を体系的に見直し、都道府県から市町村へ、また国から道州への大幅な権限移譲を行うことが重要である。 	
地方分権21世紀ビジョン懇談会(総務省)	「地方分権21世紀ビジョン懇談会報告書(案)」(2006.05)
<p>分権改革の目指すべき方向性(分権5原則)</p> <ul style="list-style-type: none"> <原則1:自由と責任> 地方が自由と責任を持って自立できるよう、国と地方の関係を「複雑重層から単純明快へ」、「縦型から水平対等へ」と転換する。 <原則2:小さな政府> 地方においても簡潔で効率的な「小さな政府」をつくる。 <原則3:個性の競争> 全国一律ではなく、地域の個性に根ざして人々をひきつける魅力と活力の溢れた地域をつくる。 <原則4:住民によるガバナンス> 国に依存することなく、受益と負担に関する住民の選択、住民による監視(ガバナンス)をエンジンにした住民自治を実現する。 <原則5:情報開示の徹底> 住民が他の地域と比較できる明確な基準を設定し、情報開示を徹底する。正確で豊富な情報によって自治体の透明性を高めることが、地方分権を進める力となる。 	
新地方分権構想検討委員会(地方六団体)	「豊かな自治と新しい国のかたちを求めて」(2006.11)
<p>第二期地方分権改革における具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未完の分権改革の更なる推進に向けて、第二期地方分権改革の具体的方策として、「地方分権改革への地方の参画、住民自治を可能とする地方税財政制度の構築、地方の自立のための行政面での地方分権改革、住民自治の確立」を掲げている。 	

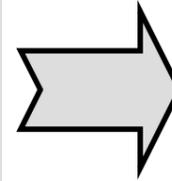
資料)各種資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

近年の社会動向

市民のまちづくりへの関心の高まりや市民公益活動の活性化などを背景に、「官＝公」という考え方から、「公」を多様な主体が担うという考え方が進展してきており、NPOなど、公を担う新たな主体が成長してきている。

また、そうした動きと歩を合わせ、民が「公」を担うPFI、指定管理者制度、いわゆる市場化テスト法など、「公」を多様な主体が担うための制度的な基盤整備も進展している。

自治体においても、「公」を担う新たな主体や制度を適切に運用し、地域の実情にあった、多様な主体が公を担うシステムを構築することが求められている。



まちづくりへの影響と課題

「公」を担う主体と制度が育ちつつあるが、適切な公共サービスの提供は今後も行政が何らかの責任を負うことが必要である。そのため、多様な主体の意欲と能力を生かして地域一体となったまちづくりを進めるコーディネート能力が自治体に求められる。

地域住民の「公」への参画を促すため、自治体は積極的な行政情報の公開と提供が求められる。

「公」を新たに担う主体は、継続的なサービスを担ったり、自律的に責任を全うできるように、体制や能力を向上させていくことが必要であり、基礎自治体は、こうした担い手の育成・支援に取り組むことが求められる。

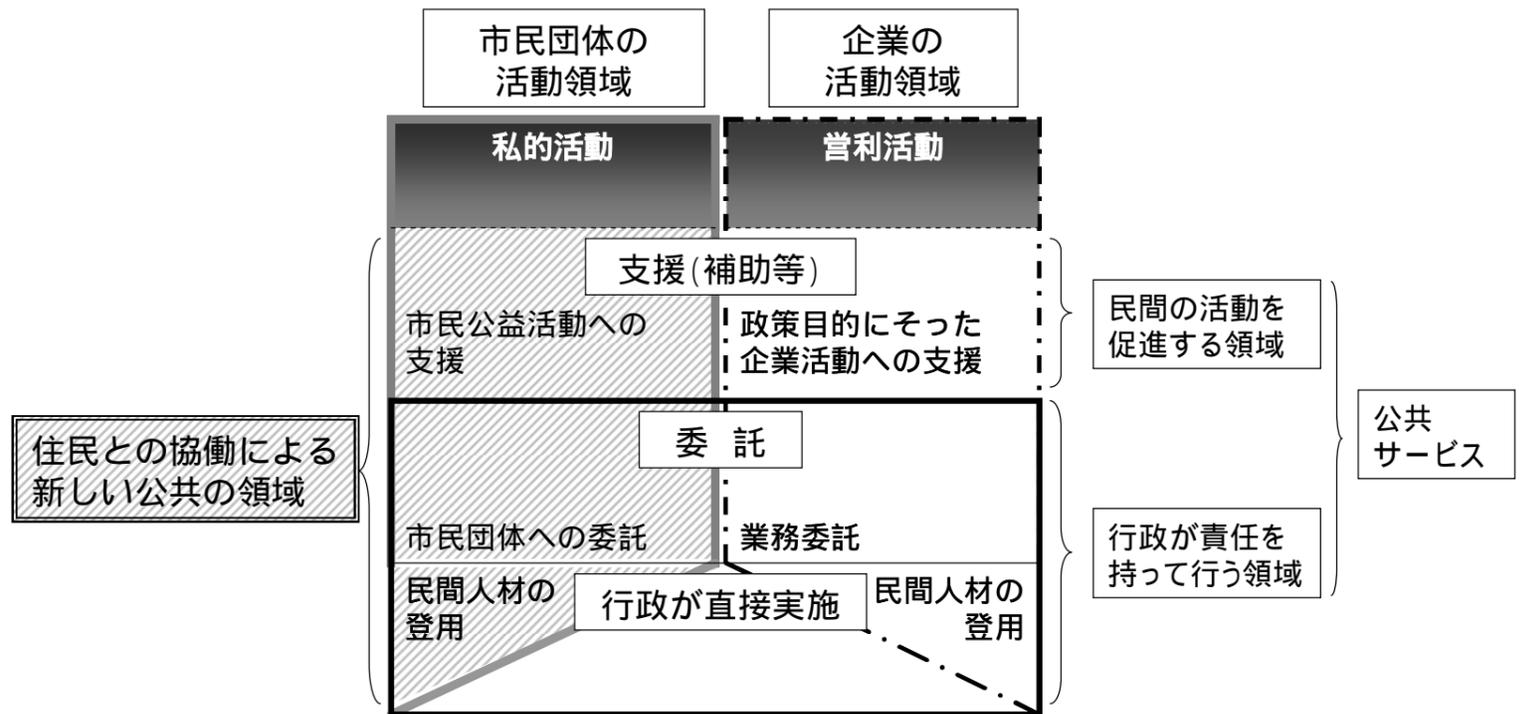
国から自治体へ「新しい公共」への取組を促す働きかけが活発化している

図表6-12 「新しい公共」に係る国の関係機関における論点

主体	出典名
総務事務次官	「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」(平成17年3月29日付総務省事務次官通知)
<p>地域協働の推進(第2の1(8))について ・住民や住民が参加する団体など多様な主体が公共的サービスの提供を行おうとする取組について以下のように積極的に推進することを求めた。</p> <p>活動主体に対する援助や活動場所の提供、中間支援団体の設置、まちづくり協議会や地域自治区等の活用 個々の職員の意識改革や勤務体制の整備</p>	
地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会(総務省所管)	「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会報告書」(平成19年5月)
<p>地域団体等による公共サービス提供の推進のための枠組み整備のあり方 地域団体等に公共サービス提供を担わせるために、以下のような枠組み整備の必要性を指摘。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 住民団体等が役割を担うことを確認する仕組み(事前登録制度、法人格の考慮等) * 地域団体等に対する支援の枠組み(基金創設等) * 行政責任の範囲の明確化及びそれを担保するための関わり方(委託契約が不適切な場合は補助等他の手法を検討等) 	

資料)各種資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

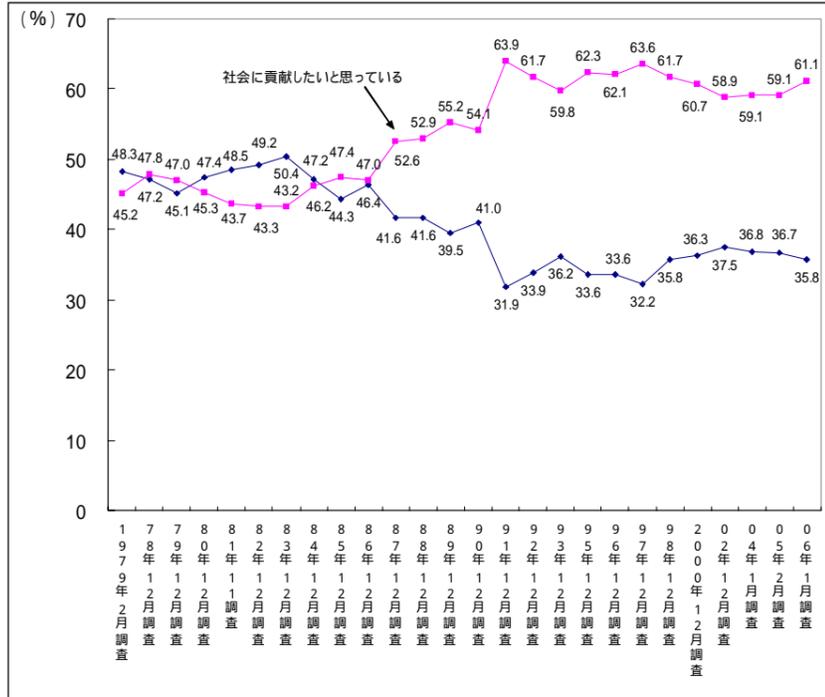
図表6-13 「新しい公共」の概念



資料)三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

国民の社会貢献への関心は高水準で推移している

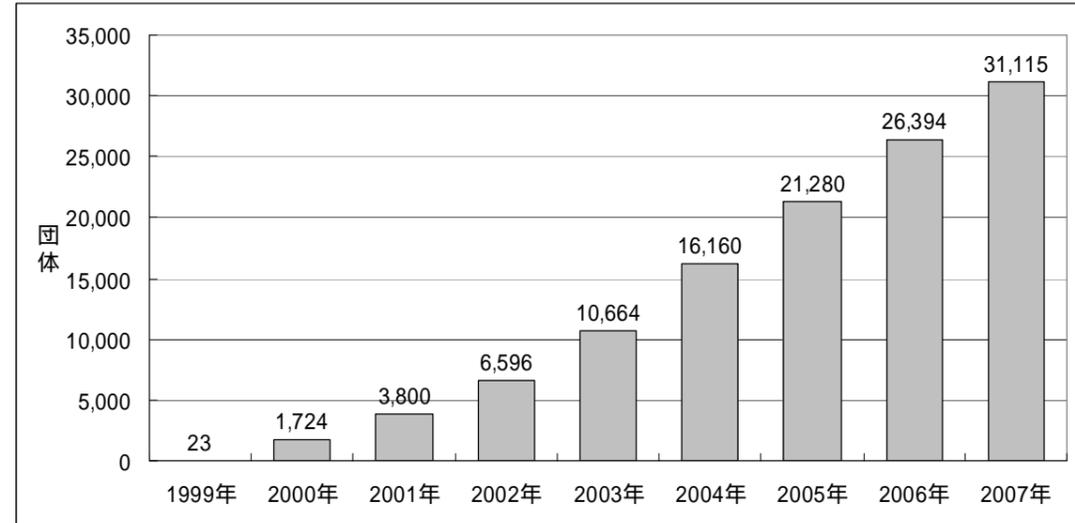
図表6-14 社会貢献に対する国民意識の推移



資料)「社会意識に関する世論調査」(内閣府)より三菱UFJリサーチ & コンサルティング作成

「新しい公共」の担い手として期待されるNPOは急速に増加している

図表6-16 認証NPO法人数

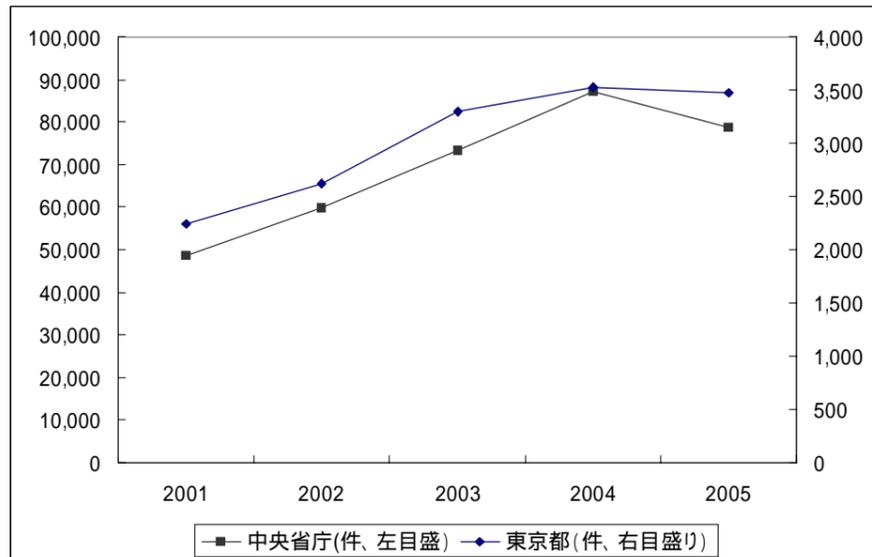


注)各年3月末前後の認証数

資料)「内閣府資料より三菱UFJリサーチ & コンサルティング作成

行政機関の情報公開に対するニーズが拡大している

図表6-15 情報公開請求件数



備考)中央省庁:行政機関情報公開法に基づく開示請求件数

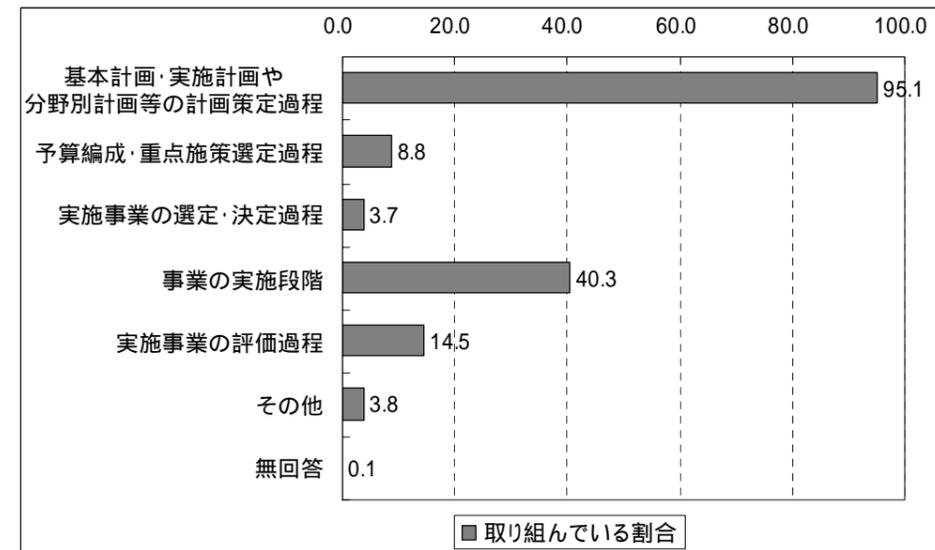
東京都:東京都情報公開条例に基づく開示請求件数

資料)総務省「平成17年度における情報公開法の施行の状況について」

東京都「東京都の情報公開制度の運用状況」(東京都)より三菱UFJリサーチ & コンサルティング作成

多くの自治体で政策決定過程への住民参加や住民との協働による事業実施が取り組まれている

図表6-17 全国の自治体における行財政運営への住民参加の状況



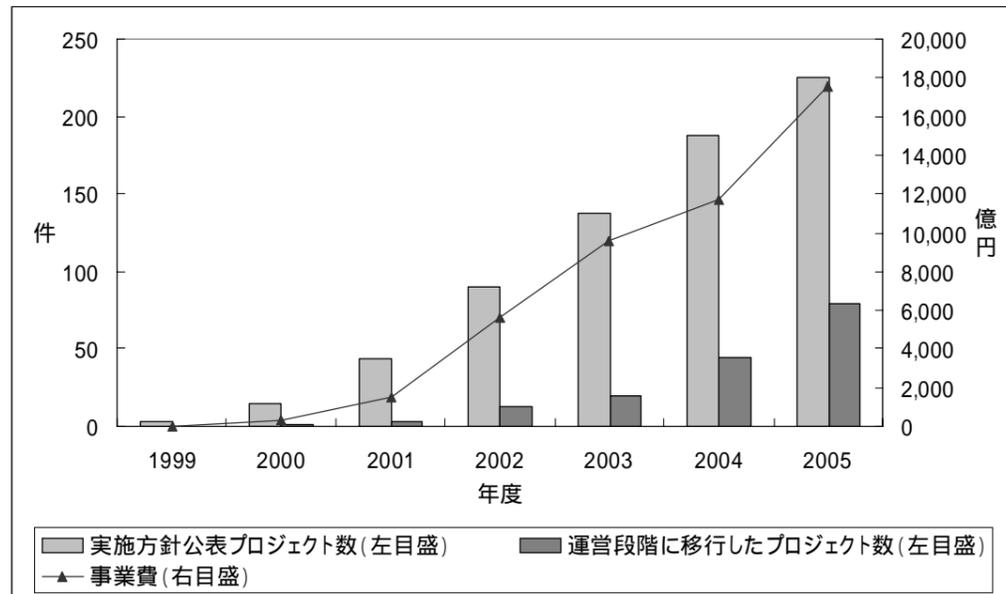
資料)三菱UFJリサーチ & コンサルティング「分権型の自治体の行財政運営の改革に関するアンケート調査」(2005年7月)より作成

民が公を担う制度が多様化し、その運用も拡大している。

P F I (Private Finance Initiative) 制度の概要

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供しようとする新しい手法。P F I法にもとづき国等の支援措置が講じられる。

図表6-18 実施方針公表数および運営段階へ移行したPFIプロジェクト数の推移

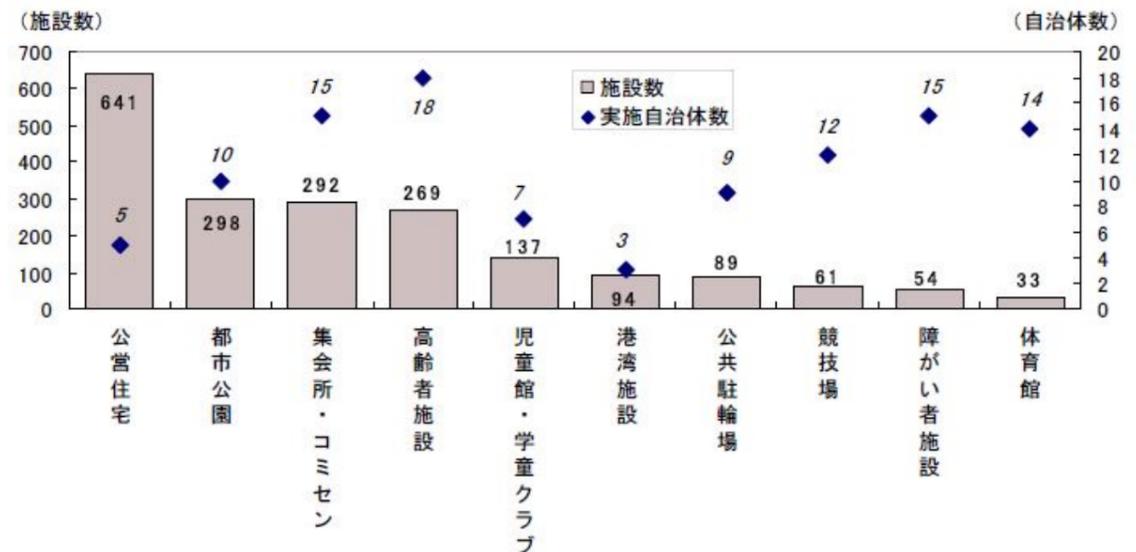


備考)各年度末時点での件数。2005年度は、2005年12月31日現在
資料)内閣府「PFI推進委員会第10回総合部会」資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

指定管理者制度の概要

多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、地方公共団体が設置する公の施設の管理を民間事業者にも行わせることができる制度。プロポーザル方式などで管理者を選定し、施設を所有する地方公共団体の議会の決議を経て管理者を指定する。地方自治法の改正(2003年6月)により創設された。

図表6-20 指定管理者制度の実施状況(全自治体へのアンケート調査、2006年5月時点)

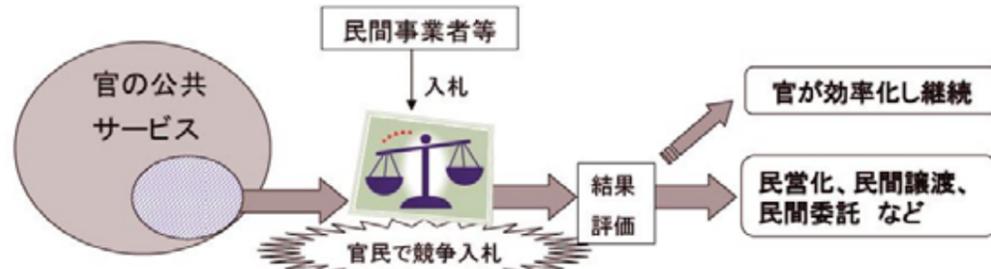


備考)対象:全国全自治体1890団体、回収1568団体(回収率83.0%)
出典)社団法人神奈川県地方自治研究センター「指定管理者制度の導入状況に関する調査報告書」

市場化テストの概要

2006年7月に施行された「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」にもとづき、「競争の導入による公共サービスの改革」を推進するために実施される官民競争入札。これまで「官」が担ってきた「公共サービス」について、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていくこととする制度。

図表6-19 市場化テストのイメージ



出典)内閣府「市場化テスト(官業の民間開放)」

図表6-21 東京都における市場化テストへの取組(平成18年度)

「東京都版市場化テストモデル事業」として、平成18年10月に入札公告を行い、12月に官民競争入札(総合評価一般競争入札)により、事業予定者を決定。入札の結果、対象業務となった公共職業訓練7科目のうち6科目について民間事業者が落札し、1科目を都が引き続き事業を実施することとなった。平成19年度においては、モデル事業の検証を踏まえ市場化テストを引き続き実施する。

【対象業務】

都立技術専門校における求職者向け公共職業訓練7科目
(実施期間:平成19年4月~20年3月)
入札結果:全7科目に対し延べ24件(都を含め延べ31件)の提案があり、6科目を民間事業者が落札

資料)内閣府資料、東京都資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成